

邑南町みんな^{しあわせ}幸福プラン

邑南町地域保健福祉計画

～「地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち」づくり～

令和3年3月

島根県邑南町

目 次

I. 総論	1
1 計画の前提	2
(1) 策定の背景	2
(2) 法令根拠	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	6
(5) 策定体制	7
(6) 邑南町の現状	8
(7) 邑南町の保健福祉をめぐる課題	28
2 基本構想	29
(1) 邑南町地域保健福祉計画の将来像	29
(2) 人口推計	29
(3) 地域保健福祉計画の体系	30
(4) 各部門計画の基本理念	31
II. 各論	33
1 地域福祉計画	35
1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり	38
(1) 地域福祉の醸成	38
(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進	42
1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にすまちづくり	46
(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止	46
(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化	50
1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり	52
(1) 情報提供・相談対応の充実	52
(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進	56
(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進	58
2 高齢者福祉計画	61
2-1 豊かな生活をおくることができる社会の実現	63
(1) 介護予防、健康づくりの推進	63
(2) 高齢者の社会参加、生きがいづくりの推進	65
(3) 認知症を支える地域づくりの推進	66
2-2 地域包括ケアシステムの深化	68
(1) 地域包括支援センターの機能強化	68
(2) 医療、介護連携の強化	70
(3) 高齢者の生活支援体制の充実	71

(4) 在宅高齢者と家族への支援体制の充実.....	73
(5) 高齢者の権利擁護.....	75
2-3 持続可能な制度の運営.....	76
(1) 質の向上.....	76
(2) 介護人材の確保.....	77
(3) 保険者機能の強化.....	78
3 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	81
3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり	
【障がい者計画】	83
(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護	85
(2) 生活支援	89
(3) 生活環境	91
(4) 教育・育成.....	94
(5) 雇用・就業.....	99
(6) 保健・医療.....	102
(7) 情報・コミュニケーション.....	105
(8) 行政サービス等における配慮.....	107
3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり	
【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】	109
(1) 基本的理念等.....	109
(2) 計画期間及び見直しの時期.....	110
(3) 令和5年度の数値目標.....	111
(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごと の見込量及び確保のための方策	114
(5) 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	119
4 子ども・子育て支援事業計画	123
1 子どもと子育てを支える地域づくり	125
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり	125
(2) 子育て支援の地域づくり	127
(3) 安全・安心のまちづくり	129
2 いきいき子育てできるまちづくり	132
(1) 妊娠期からの支援体制の整備.....	132
(2) 子どもの健康の維持	136
(3) 家庭における子育ての支援.....	139
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実.....	143
(5) 経済的支援の充実.....	148
3 子どもがすくすく育つまちづくり	150
(1) 生きる力を育む環境づくり.....	150
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	153

(3) 食育活動の展開.....	159
(4) 次代を担う子どもの育成.....	161
5 健康増進計画.....	175
5-1 第1次健康増進計画の成果.....	176
5-2 基本的な考え方.....	178
5-3 関係機関・団体の役割.....	180
5-4 推進体制.....	181
5-5 基本目標と社会環境づくりのスローガン.....	182
(1) 理念.....	182
(2) 基本目標.....	182
(3) 健康目標.....	182
(4) 社会環境づくりのスローガン.....	182
5-6 施策の方向.....	184
(1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進.....	184
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進.....	186
①将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進.....	186
②働き盛りの青壮年の健康づくりの推進.....	190
③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり、社会活動への支援.....	194
(3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進.....	197
(4) 多様な実施主体による効果的な連携と体制づくりの推進.....	199
5-7 計画の目標.....	200
(1) ライフサイクルごとの方向性.....	200
(2) 計画実現に関する数値目標.....	201
5-8 計画期間.....	211
6 計画の推進方策.....	213
(1) 行政内部の推進体制の確立.....	214
(2) 町民と一体となった推進体制の確立.....	214
(3) 国・県等との連携.....	215
(4) フォローアップと見直し.....	215
(5) 計画内容や進捗状況の周知.....	215
(6) 計画の弾力的な運用.....	215

邑南町における「障害」標記の取扱について

- 「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があること等から、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記にすることを原則としています。
- なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。
- よって、この計画では、「障害」・「障がい」等の二つの表記をしています。

I. 総論

令和3年3月 変更

1 計画の前提

(1) 策定の背景

まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しており、必ずしも高齢者、障がい者、児童などといった対象にに応じて提供される福祉サービスによって充足されるものではありません。多様な地域住民のニーズに対して、保健・医療・福祉、その他の生活関連分野全般にわたる総合的な取組が求められており、今後は、民間によるサービスも含めて多様なサービスが十分に連携をもって、総合的に提供されることが不可欠です。

また、21 世紀の少子高齢社会を誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていくことが欠かせません。

平成 29 年の社会福祉法の改正により、福祉分野における目標として、制度や分野における縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超えて、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会の実現』が掲げられました。地域福祉計画は、地域住民に最も身近な市町村が、住民等の主体的参加を得て、地域住民の福祉課題やニーズを明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童等の個別分野にとらわれない総合的な視点から住民等と一体となって、解決を図るための基本的な方針を定めるものとして位置づけるものです。

本町は、平成 16 年 10 月 1 日、羽須美村、瑞穂町、石見町の 3 町村が合併し誕生しました。新しい町の将来構想として定めた「新町まちづくり計画」のもとで平成 18 年 3 月に邑南町第一次総合振興計画を策定し、「夢響きあう 元気の郷づくり」に向けて「ここ響きあい健やかに暮らす町づくり」を進めてきました。そのなかで、保健・医療・福祉・地域産業等の総合的な連携を図り地域ケアネットワークを構築するとともに、子どもから高齢者まで誰もが地域社会に参加し、お互い健やかに暮らすことのできる町をめざしてきました。平成 28 年 3 月に策定された邑南町第二次総合振興計画にもその理念は継承されています。

そのため、引き続き邑南町第二次総合振興計画に基づきつつ、地域福祉、高齢者、障がい者、児童育成、次世代育成、健康づくりの各分野において、他のまちづくり各施策との連携を図りながら、保健・医療・福祉のより一層の充実を図るための方策を考え、推進する必要があります。今回、「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」及び「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を改めることにより、今後もさらに地域福祉の推進を図り、住民・行政・事業者等の協働によって、子どもから高齢者まで住民が安心して生活できるようなまちを築き上げていくことが大切です。

(2) 法令根拠

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） （抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - （5）前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条、第 88 条の 2

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 3 条

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20

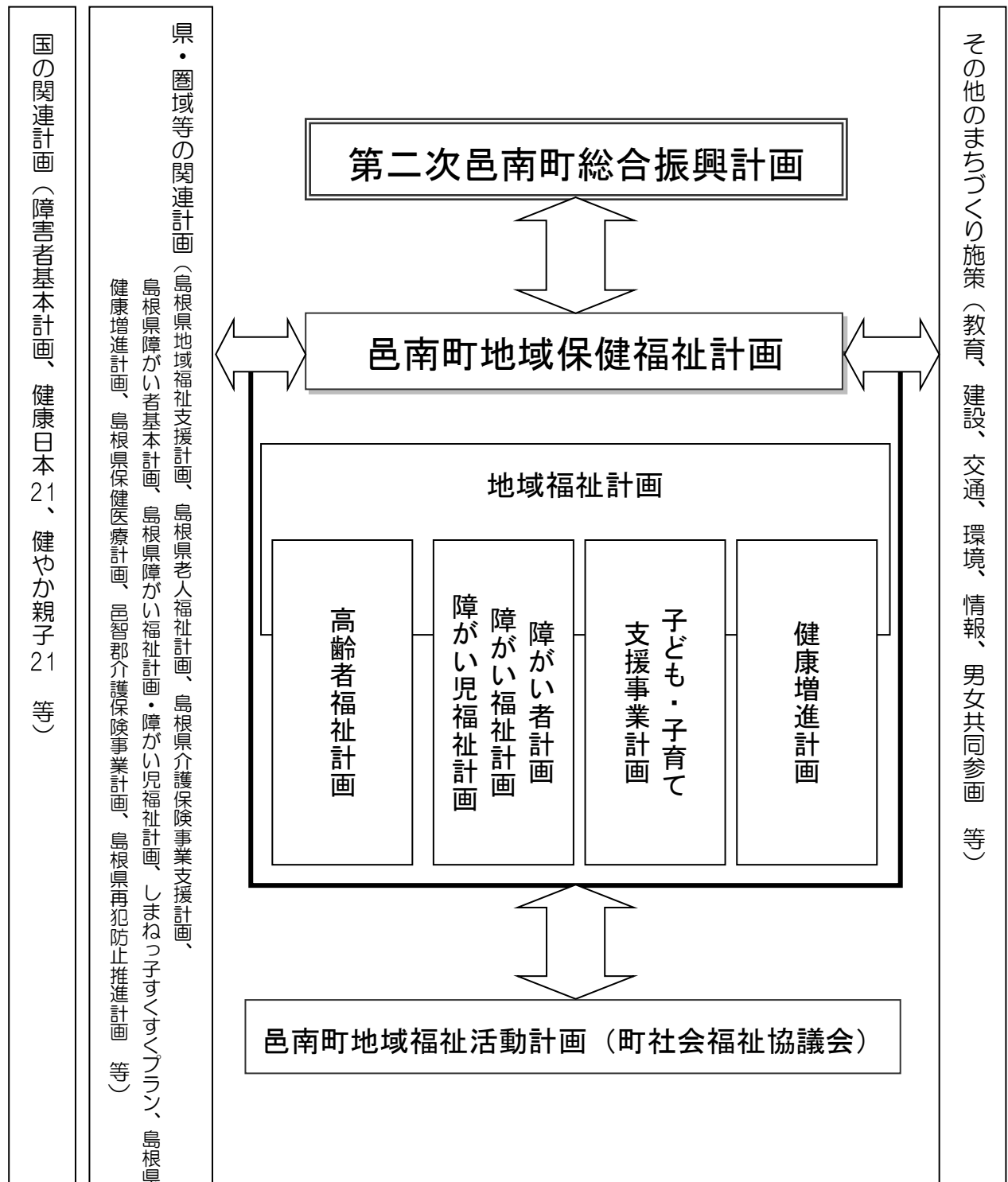
再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 条）第 14 条

(3) 計画の位置づけ

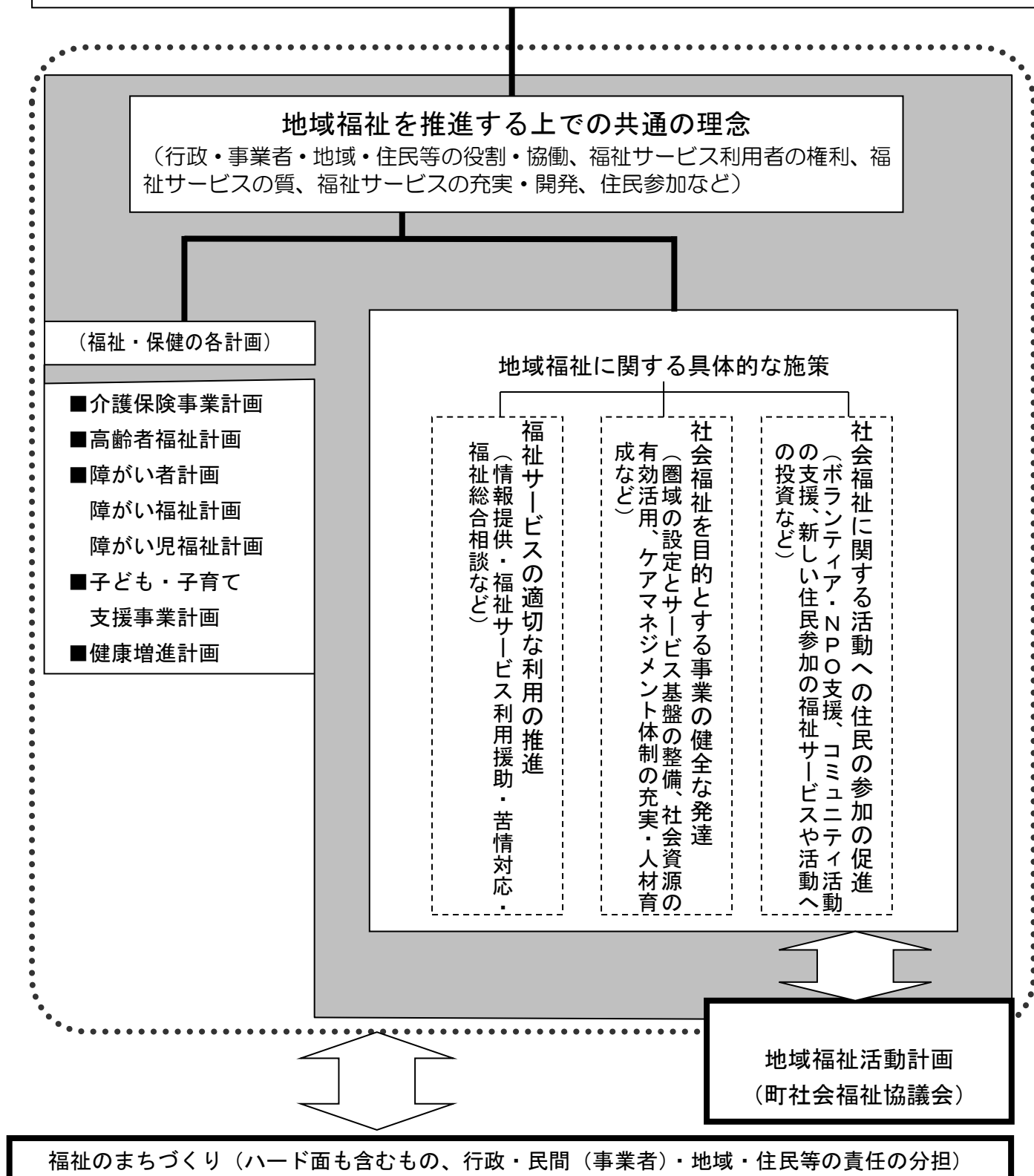
本計画は、第二次邑南町総合振興計画のまちづくりのテーマ「心かよわせ ともに創る 邑南の郷」のうち、基本目標 6「地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち」づくりに基づくもので、すべての住民を対象にした福祉保健施策の総合計画として位置づけます。

各計画との関連図

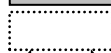


地域福祉計画の位置づけ

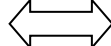
第二次邑南町総合振興計画 『心かよわせ ともに創る 邑南の郷』



地域福祉計画としての最低限の構成要素(狭義の地域福祉計画)



他の福祉計画を含めて地域福祉計画とする(広義の地域福祉計画)



地域福祉計画の策定と連携して検討・策定が考えられる施策・計画(最広義の地域福祉計画)

(4) 計画の期間

本計画の期間は、必要に応じて各計画の見直しを行うものとします。

**邑南町、県等における保健・医療・福祉の主な計画の策定状況及び計画期間
(令和2年度～令和7年度)**

計画名・計画期間	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
邑南町地域保健福祉計画《本計画》						
1 地域福祉計画		▶◀				▶
2 高齢者福祉計画		▶◀			▶◀	
3-1 障がい者計画		▶◀				▶
3-2 障がい福祉計画		▶◀	(第 六 期)	▶◀		
障がい児福祉計画		▶◀	(第 二 期)	▶◀		
(令和3年度～令和5年度)		▶◀		▶◀		
4 子ども・子育て支援事業計画						
(令和2年度～令和6年度)	◀				▶◀	
5 健康増進計画						
(平成25年度～令和5年度)		(第 二 期)		▶◀		
邑南町総合振興計画						
(平成28年度～令和7年度)			(第 二 次)			▶
【地域福祉】						
島根県地域福祉支援計画		(第 四 期)				
(令和2年度～令和6年度)	◀				▶◀	
島根県再犯防止推進計画						
(令和3年度～令和7年度)		◀				▶
【高齢者】						
島根県老人福祉計画		(第 八 期)				
(令和3年度～令和5年度)	▶◀			▶◀		
島根県介護保険事業支援計画		(第 八 期)				
(令和3年度～令和5年度)	▶◀			▶◀		
邑智郡介護保険事業計画		(第 八 期)				
(令和3年度～令和5年度)	▶◀			▶◀		
【障がい者】						
島根県障がい者基本計画						
(平成30年度～令和5年度)			▶◀			
島根はつらつプランを包含						
島根県障がい福祉計画		(第 六 期)				
障がい児計画	▶◀			▶◀		
(令和3年度～令和5年度)	▶◀	(第 二 期)		▶◀		
【子ども・子育て】						
しまねっ子すくすくプラン		(第 四 期)				
(令和2年度～令和6年度)	◀			▶◀		
【保健・医療】						
島根県保健医療計画						
(平成30年度～令和5年度)				▶◀		
健康長寿しまね・健やか親子しまね計画を包含						

※高齢者福祉計画については、邑智郡介護保険事業計画と計画期間を合わせることにする。

(5) 策定体制

この計画の改変にあたっては、「邑南町地域保健福祉計画推進協議会」が中心となり PDCA サイクル※を活用し行います。公募委員を含む推進協議会では、事務局が庁内や各関係機関と連携・調整し作成した評価や計画案について、本町の福祉保健施策を総合的に検討していきます。

なお、必要に応じ作業部会等を設け検討します。

- ・地域保健福祉計画推進協議会（委員数 15 名以内）

現状把握、事務局が作成、提出した原案を検討修正、調整を行う。

※ PDCA サイクル 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

(6) 邑南町の現状

① 地勢

本町は、島根県中南部に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市に囲まれた、面積 419.2 km² の広大な地域です。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、東側の羽須美地域をはじめ低地の割合も多く、そのほとんどは標高 100～600mの地域となっています。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の 1,000m級の急峻な地形も分布しています。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が北流しています。山間部の中高地を、出羽川、濁川とその支流など、江の川に流入する多くの河川が浸食したことにより、地域内に盆地と山地の組みあわせによる優れた景観をもたらしています。これらの自然条件が、時には洪水や土砂災害等の被害を及ぼしてきたことから、これまで治水・治山に多くの努力がなされてきました。

地域とその周辺の気候は、日本海性気候に属し、かつ山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が激しくなっています。松江市は北陸型の日本海気候ですが、この地域は北九州型に近い日本海性山間地特有の気候となっています。また、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪のために降水量が増えるという特徴があります。

② 人口

ア. 人口の推移

国勢調査による邑南町（旧羽須美村・旧瑞穂町・旧石見町、以下同じ）の総人口は、昭和 60 年以来減少を続けています。平成 27 年の人口は 11,101 人で、平成 22 年の人口に比べ 858 人少なくなっています。また、島根県の人口は 694,352 人で、平成 22 年の人口に比べ 23,045 人少なくなっています。

人口の推移(単位:人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
邑南町	14,456	13,866	12,944	11,959	11,101
邑智郡	26,766	25,274	23,179	21,210	19,443
島根県	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352

資料:国勢調査

イ. 人口動態

少子化の進展等による自然減はありますが、社会増減については、本町が平成 23 年度から取り組まれた「日本一の子育て村基本構想」に基づく事業等の効果が徐々に現れてきています。

平成 29 年人口動態の概況（単位：人、件）

	自然動態						
	出生数	死亡数	自然増減数	乳児死亡数	死産数	婚姻件数	離婚件数
邑南町	70	235	△165	0	1	29	13
邑智郡	108	420	△312	0	1	55	23
島根県	5,109	9,694	△4,585	9	110	2,662	1,035

	社会動態		
	転入者数	転出者数	社会増減
邑南町	296	321	△25
邑智郡	507	610	△103
島根県	20,673	21,320	△647

資料：平成 29 年島根県統計書

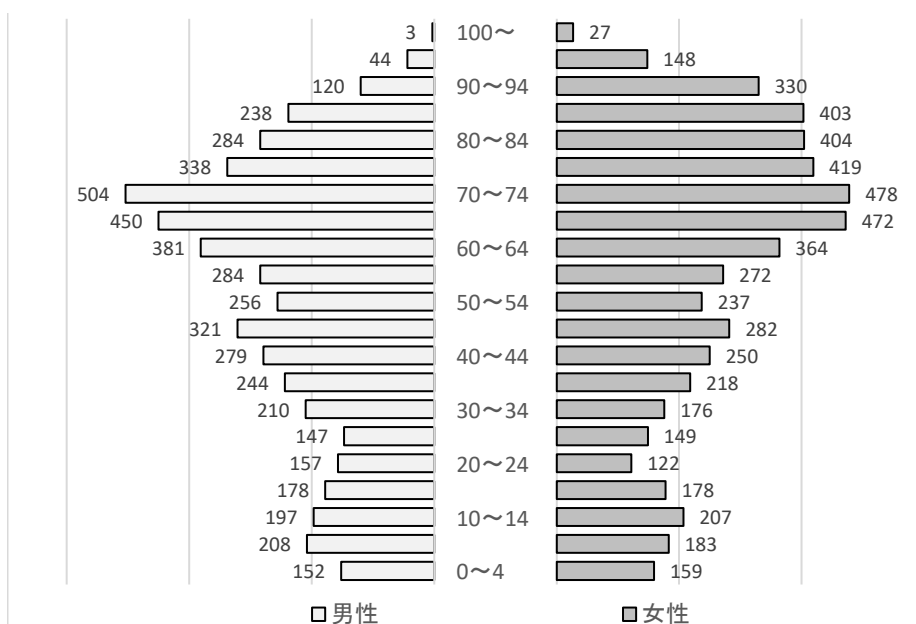
（県健康福祉部「人口動態統計」）

（県統計調査課「島根県の人口移動と推計人口」）

ウ. 5 歳階級別男女別人口構成割合

男性が 4,995 人、女性が 5,478 人で女性が 483 人多くなっています。5 歳階級別の人口をみると、男性は 70～74 歳の 504 人（町男性人口の 10.1%）、女性は 70～74 歳の 478 人（町女性人口の 8.7%）が最も高くなっています。

令和 2 年 5 歳階級別男女別人口の概況（4 月 1 日現在 単位：人）



資料：住民基本台帳

I. 総論

エ. 地区別の人口

矢上地区が2,168人（邑南町の人口の20.7%）と最も多く、次いで、田所地区が1,772人（同16.9%）となっており、最も少ないのは布施地区の167人（同1.6%）となっています。

5年間で比較すると全体的に減少傾向にあり、人口が799人（7.1%）、世帯数が157戸（3.1%）減少しています。

地区別人口の推移(各年4月1日現在 単位:人・世帯)

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
阿須那	781	363	771	362	755	358	711	345	678	331
口羽	765	372	747	364	715	355	712	351	698	347
市木	459	208	453	207	441	200	419	193	417	192
田所	1,820	804	1,821	814	1,836	827	1,807	820	1,772	811
出羽	897	410	853	400	834	393	831	388	816	388
高原	906	367	897	366	855	353	855	353	828	347
布施	189	83	183	83	174	81	175	80	167	79
矢上	2,251	903	2,215	904	2,214	912	2,189	909	2,168	920
中野	1,577	839	1,550	825	1,513	817	1,502	817	1,469	802
井原	690	275	677	269	666	268	654	266	626	266
日貫	495	207	489	206	469	201	446	200	439	203
日和	442	180	435	181	419	179	408	173	395	168
合計	11,272	5,011	11,091	4,981	10,891	4,944	10,709	4,895	10,473	4,854

資料:住民基本台帳

③ 世帯・家族・地域社会

ア. 家族類型（単独世帯、高齢者世帯等）

世帯構成をみると、総世帯数は減少傾向にあります。一方で、高齢者のみの世帯は増加傾向にあります。

世帯の状況(各年4月1日現在 単位:世帯・%・人)

区分		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総世帯数 A		5,014	4,981	4,944	4,895	4,854
高齢者のみの世帯 B		2,141	2,167	2,182	2,207	2,206
	比率 B/A	42.7%	43.5%	44.1%	45.1%	45.4%
高齢者単独世帯 C		1,340	1,352	1,338	1,360	1,353
	比率 C/A	26.7%	27.1%	27.1%	27.8%	27.9%
高齢者二人世帯 D		733	740	767	776	791
	比率 D/A	14.6%	14.9%	15.5%	15.9%	16.3%
高齢者同居世帯 E		3,353	3,326	3,281	3,269	3,223
	比率 E/A	66.9%	66.8%	66.4%	66.8%	66.4%
一世帯当たりの平均人数		2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

資料:住民基本台帳

④ 産業・就業

ア. 産業大分類別就業者数

就業者人数は医療・福祉が最も多く、次いで農業・林業、卸売業・小売業、建設業となっています。

産業大分類別就業者数(単位:人)

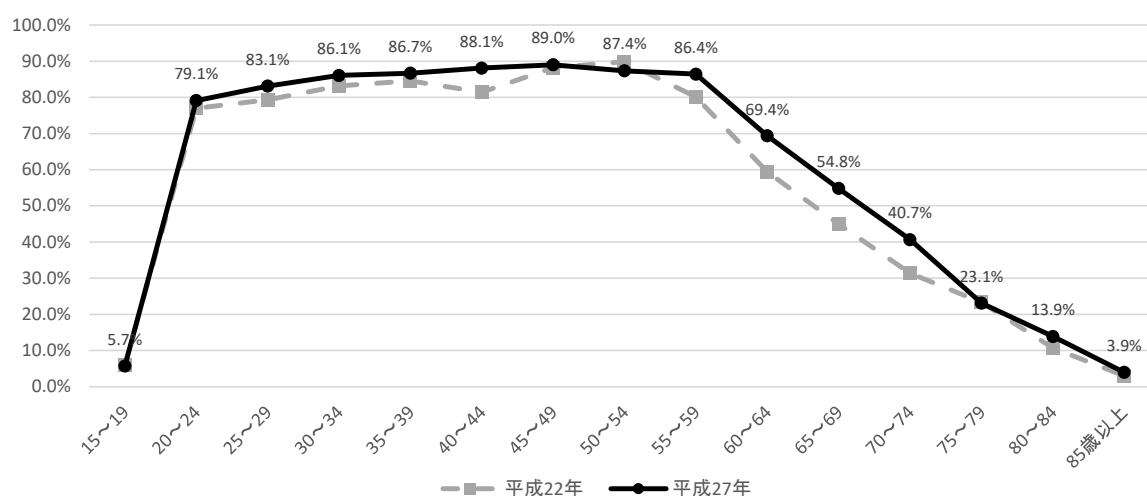
総数	農業 林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・熱供給 ガス・水道業
5,715	1,242	0	4	493	491	29
情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門・技術 サービス業	宿泊業・飲食 サービス業
18	205	541	36	10	79	193
生活関連 サービス業 娯楽業	教育 学習支援業	医療・福祉	複合 サービス 事業	サービス業 (他に分類され ないもの)	公務 (他に分類され るものを除く)	分類不明の 産業
89	311	1,271	179	233	286	5

資料：平成 27 年国勢調査

イ. 女性の年齢別就業状況

本町の女性の就業者数は 2,567 人となっています。年齢別就業率をみると、20 歳～59 歳までの間での就職率は 80%～90%近くとなっており 40 歳～49 歳が最も高くなっています。平成 22 年度と比較すると就職率は増加しており、女性の社会進出がさらに進んでいると考えられます。

女性の年齢別就業者割合(15歳以上)



資料：平成 27 年国勢調査

I. 総論

ウ. 通勤流出の状況

本町に居住する人のうち、15歳以上の従業者・通学者は6,071人となっています。そのうち、町内で就業・通学している人は5,218人であり、全体の85.9%となっています。県内他市町村の従業・通学先としては、川本町が最も多く、次いで浜田市、江津市、美郷町となっています。

町内の従業・通学者(単位:人)

15歳以上就業者	5,715
15歳以上通学者	356
合計	6,071

町内で従業・通学(町内常住、町外常住別、単位:人)

	総数	町内常住	町外在住	その他
15歳以上就業者	5,551	4,919	625	7
15歳以上通学者	352	299	51	2
合計	5,903	5,218	676	9

他市区町村で従業・通学(県内市町村別、単位:人)

	総数	浜田市	大田市	江津市	川本町	美郷町	その他
15歳以上就業者	443	101	27	65	198	43	9
15歳以上通学者	26	6	1	7	7	0	5
合計	469	107	28	72	205	43	14

他市区町村で従業・通学(県外市町村別、単位:人)

	総数	広島市	三次市	安芸高田市	北広島町	その他 広島県	その他 県外
15歳以上就業者	342	30	52	34	213	12	1
15歳以上通学者	26	9	0	0	14	2	1
合計	368	39	52	34	227	14	2

資料:平成27年国勢調査

⑤ 高齢者

ア. 高齢者数、高齢化率の推移

高齢者人口は平成27年では4,779人でした。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は43.1%となり、県の平均を10.6ポイント上回っています。

高齢者の推移(単位:人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
邑南町	4,915	5,180	5,117	4,850	4,779
邑智郡	8,937	9,434	9,229	8,746	8,484
島根県	167,040	189,031	201,103	207,398	222,648

高齢化率の推移(単位: %)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
邑南町	33.9	37.3	39.5	40.6	43.1
邑智郡	33.3	37.3	39.8	41.2	43.7
島根県	21.6	24.8	27.0	29.1	32.5

資料: 平成 27 年国勢調査

イ. 老年化の状況

老年化指数は上昇傾向にあり、平成 29 年には 4.1、令和 2 年には年少人口のおよそ 4.2 倍が 65 歳以上の高齢者人口となっています。

老年化指数の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
老年化指数	4.1	4.2	4.2	4.2

※老年化指数＝老年人口(65 歳～)／年少人口(0～14 歳)

ウ. 要支援・要介護者数の推移

介護保険制度に基づく要介護認定を受けている人数は、高齢者人口とともに減少傾向にあります。その総数は平成 30 年では 1,074 人、令和 2 年には 1,051 人となっています。また、高齢者人口に対する要介護認定者の発生率をみると、平成 30 年では 22.3%だったものが、令和 2 年には 22.1%と 0.2 ポイント減少しています。

要介護認定の現状(各年度末、単位: 人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者人口	4,735	4,751	4,701
第 1 号認定者 (要介護認定者発生率)	1,045 22.1%	1,064 22.3%	1,042 22.1%
要支援 1	91	113	120
要支援 2	94	97	106
要介護 1	234	252	259
要介護 2	208	184	170
要介護 3	176	189	158
要介護 4	122	109	101
要介護 5	120	120	128
第 2 号認定者	13	10	9
要支援 1	0	0	0
要支援 2	3	4	3
要介護 1	3	0	1
要介護 2	3	3	1
要介護 3	3	3	3
要介護 4	0	0	1
要介護 5	1	0	0
総数	1,098	1,074	1,051

資料: 邑智郡総合事務組合介護保険課

I. 総論

⑥ 障がい者

ア. 手帳所持者数の推移（身体・知的・精神）

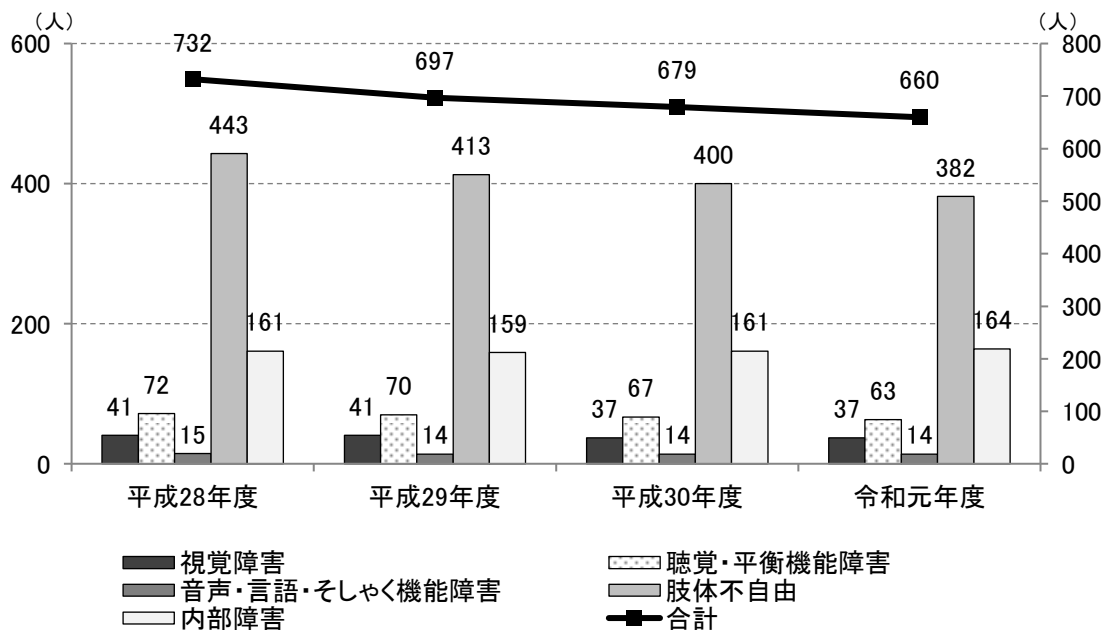
身体障害者手帳所持者の状況をみると、令和元年度末では 660 人となっています。肢体不自由の障がい者が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害となっています。また、療育手帳所持者は 160 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 122 人となっています。

身体障害者手帳所持者数(各年度末現在 単位:人)

内訳	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令元年度
視覚機能障害	41	41	37	37
聴覚・平衡機能障害	72	70	67	63
音声・言語・そしゃく機能障害	15	14	14	14
肢体不自由	443	413	400	382
内部障害	161	159	161	164
合 計	732	697	679	660

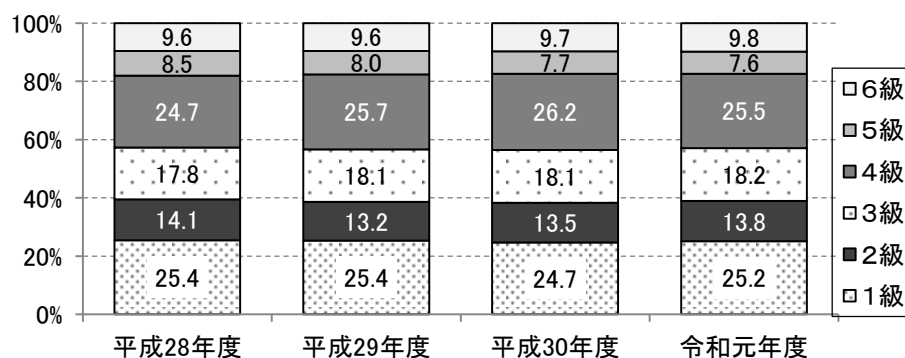
資料: 島根県立心と体の相談センター

障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移(各年度末現在 単位:人)



資料: 島根県立心と体の相談センター

身体障害者手帳の等級別構成比の推移(各年度末現在)



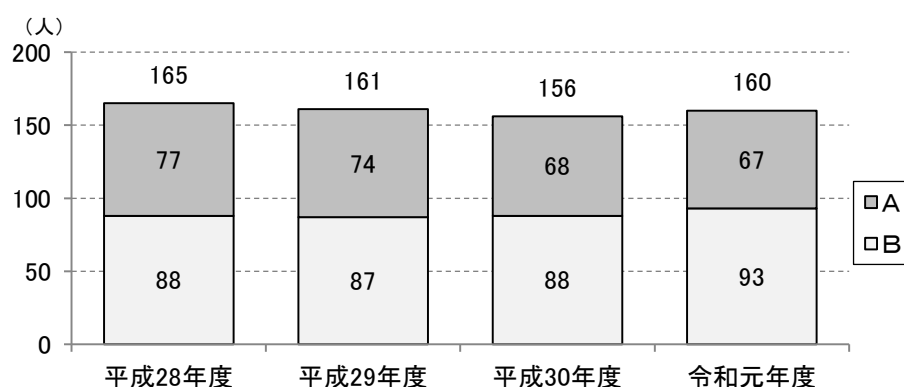
資料: 島根県立心と体の相談センター

身体障がい者の年齢別構成比の推移(各年度末現在)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
18 歳～64 歳	17.1%	16.8%	16.7%	14.9%	14.6%	14.7%
65 歳以上	82.5%	82.9%	82.9%	84.6%	85.0%	84.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

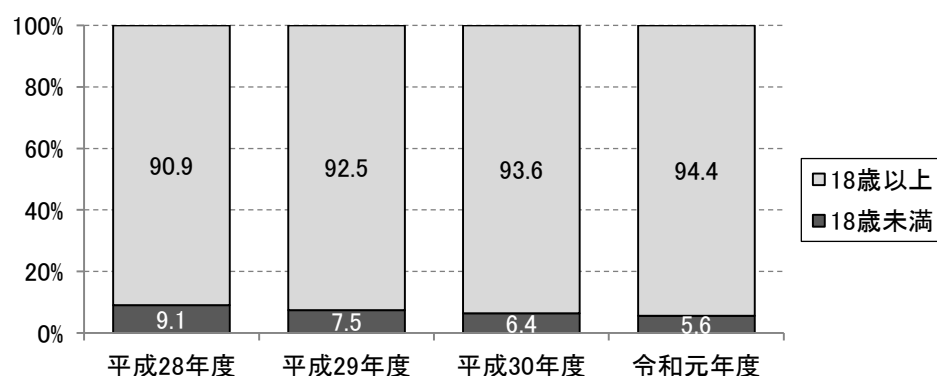
資料: 島根県立心と体の相談センター

療育手帳所持者数の等級別の推移(各年度末現在)



資料: 島根県立心と体の相談センター

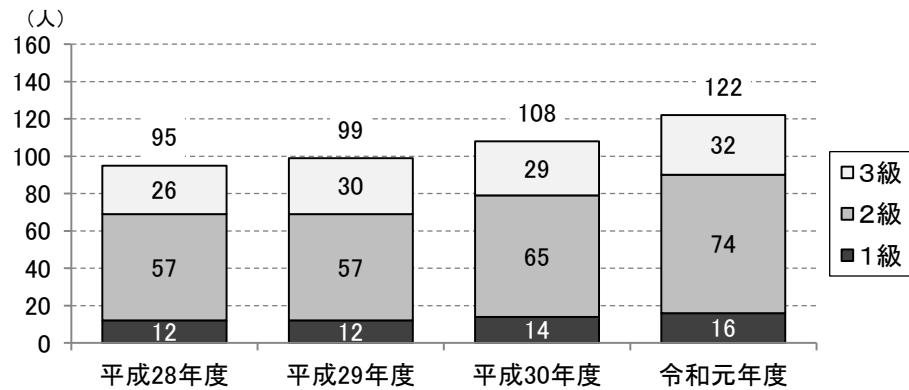
知的障がい者の年齢別構成比の推移(各年度末現在)



資料: 島根県立心と体の相談センター

I. 総論

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末現在)



資料: 島根県立心と体の相談センター

⑦ 子ども

ア. 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

出生数は近年、年間 60 人前後、出生率は人口千対 6.0 前後で推移していますが年によって変動があります。これに対して大田圏域は 6.0、県は 7.5 前後で推移しています。また、合計特殊出生率(一人の女性が一生のうちに出産する子どもの数)は圏域と比べると平成 28 年を除いて高く、県より高い状況です。5年平均の合計特殊出生率を経年でみると全体的には減少傾向ですが、平成 10 年以降は横ばいとなっています。5年平均の合計特殊出生率は、平成 25 年から平成 29 年は 1.78 となっていますが、2.07 を越えないと人口は減少に転ずるといわれています。

出生数・出生率・合計特殊出生率の推移(単位:人、%)

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
邑南町	出生数(人)	70	53	70	59	54
	出生率 (人口千人対)	6.2	4.8	6.5	5.6	5.2
	合計特殊出生率	2.46	1.59	2.61	2.09	2.14
大田圏域	出生数(人)	351	330	337	285	286
	出生率 (人口千人対)	6.4	6.1	6.4	5.5	5.6
	合計特殊出生率	2.14	1.86	2	1.8	1.90
島根県	出生数(人)	5,551	5,300	5,109	4,887	4,594
	出生率 (人口千人対)	8.1	7.7	7.5	7.3	6.9
	合計特殊出生率	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68

資料: 保健課

5 年平均の合計特殊出生率

	平成 5~平成 9 年	平成 10~平成 14 年	平成 15~平成 19 年	平成 20~平成 24 年	平成 25~平成 29 年
邑南町	2.02	1.74	1.83	1.80	1.78

資料: 島根県人口動態統計

イ. ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は父子世帯よりも多く、また増加傾向にあります。

ひとり親世帯数の推移(単位:世帯)

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	35	37	37
父子世帯	9	4	6

資料:国勢調査

⑧ 健康

ア. 死亡原因別死亡状況

令和元年の主要死因は1位が心疾患で20.4%、2位が悪性新生物で18.7%、3位が老衰で13.0%、この3つが全体の52.1%を占めており、高齢化が進んでいる本町の特徴であると想定できます。3大死因年齢調整死亡率の動向を見ると、脳血管疾患は2013年～2017年の間で増加しています。

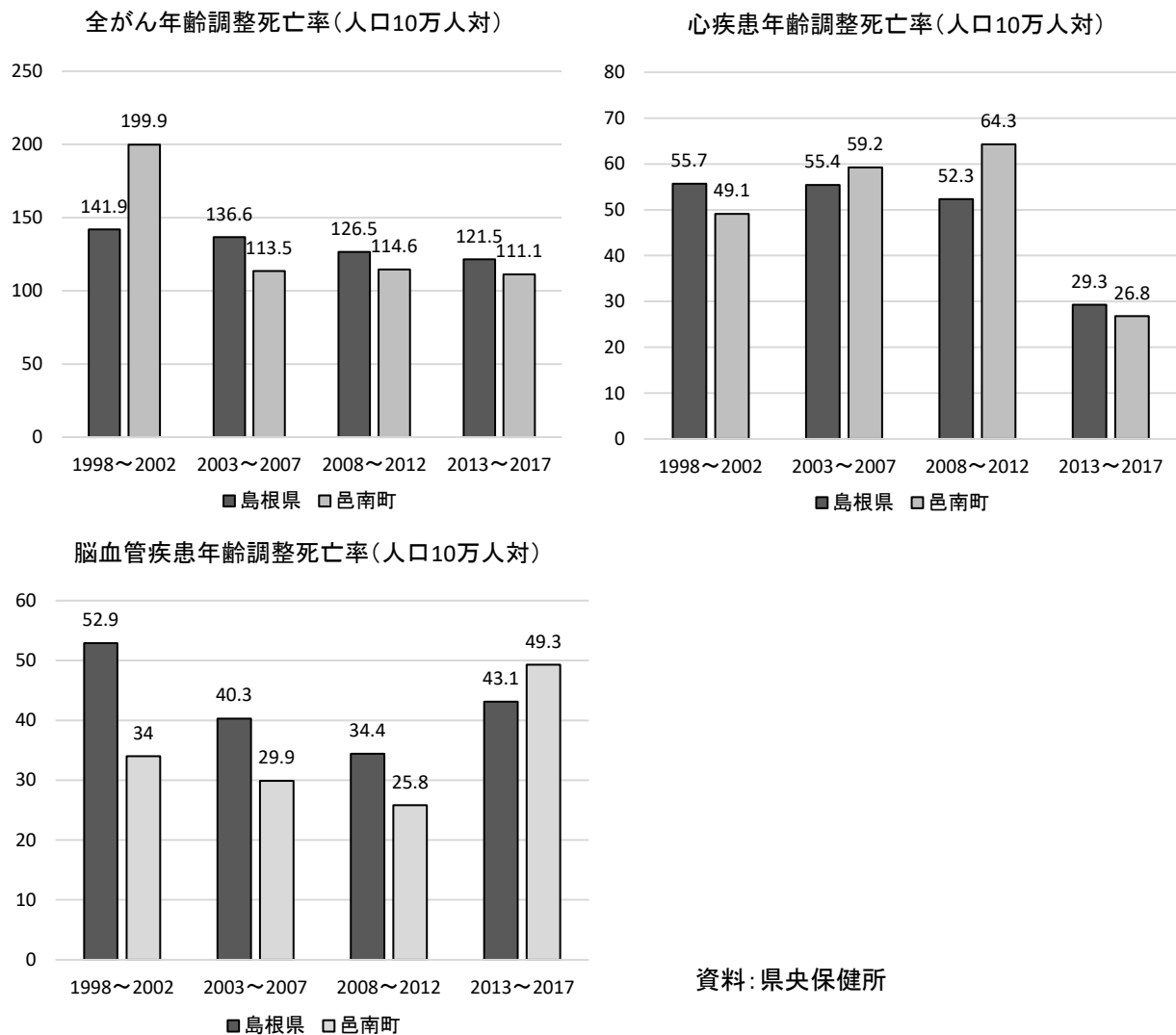
邑南町の主要死因(単位:人、%)

	平成 30 年		令和元年	
	死亡数	死亡割合	死亡数	死亡割合
悪性新生物	46	19.9%	43	18.7%
老衰	17	7.4%	30	13.0%
心疾患	41	17.7%	47	20.4%
肺炎	13	5.6%	17	7.4%
脳血管疾患	23	10.0%	27	11.7%
不慮の事故	12	5.2%	4	1.7%
肝疾患	3	1.3%	4	1.7%
呼吸器系のその他の疾患	2	0.9%	2	0.9%
自死	3	1.3%	1	0.4%
腎疾患	5	2.2%	2	0.9%
その他	66	28.6%	53	23.0%
総数	231	100.0%	230	100.0%

資料:保健課

I. 総論

3大死因年齢調整死亡率の動向(全年齢5年間の平均)



イ. 健康診査の結果

a. 特定健康診査

受診率はおおむね年々増加傾向ですが、対象者の約半数の方が受診していない状況です。

経年受診率(単位: 人、%)

	対象者	受診者	受診率
平成 25 年度	2,244	1,196	54.6%
平成 26 年度	2,202	1,191	54.3%
平成 27 年度	2,176	1,248	57.4%
平成 28 年度	2,103	1,179	56.1%
平成 29 年度	2,043	1,143	55.9%
平成 30 年度	1,949	1,098	56.3%
令和元年度	1,899	1,067	56.2%

※法定報告値 資料: 保健課

年代別受診状況をみると、男女とも年齢が上がるにつれて受診者が増えています。一方で 40～50 歳代の働き盛りの世代をみると、4割に満たない年代もある状況です。

性別・年代別受診率(令和元年度)

	男性	女性
40～49 歳	30.8%	48.1%
50～59 歳	46.7%	56.8%
60～69 歳	55.4%	63.6%
70～74 歳	53.7%	61.8%

※法定報告値 資料:保健課

b. 内臓脂肪症候群の状況

メタボリックシンドローム該当者は、男性が女性の約2倍で、特に 50 歳代男性は受診者に対しての割合が 36.0%と高くなっています。

男女別メタボリックシンドローム判定(令和元年度 単位:人、%)

男性	メタボリックシンドローム該当		予備群該当		受診者
年代	該当者	出現率	該当者	出現率	
40～49 歳	7	25.0%	6	21.4%	28
50～59 歳	18	36.0%	6	12.0%	50
60～69 歳	52	24.9%	26	12.4%	209
70～74 歳	43	20.7%	25	12.0%	208
計	120	24.2%	63	12.7%	495

女性	メタボリックシンドローム該当		予備群該当		受診者
年代	該当者	出現率	該当者	出現率	
40～49 歳	3	7.9%	3	7.9%	38
50～59 歳	4	9.5%	4	9.5%	42
60～69 歳	29	11.3%	11	4.3%	257
70～74 歳	30	12.8%	10	4.3%	235
計	66	11.5%	28	4.9%	572

※法定報告値 資料:保健課

I. 総論

c. 特定保健指導の状況

令和元年度の特定保健指導の終了率は 60.9%で、県内上位です。また、特定保健指導対象者の出現率は 10.8%でした。そのうち積極的支援の方は 2.6%、動機付け支援の方は 8.2%で、いずれも男性が多くなっています。

特定保健指導の対象者及び修了者の概況(単位:人、%)

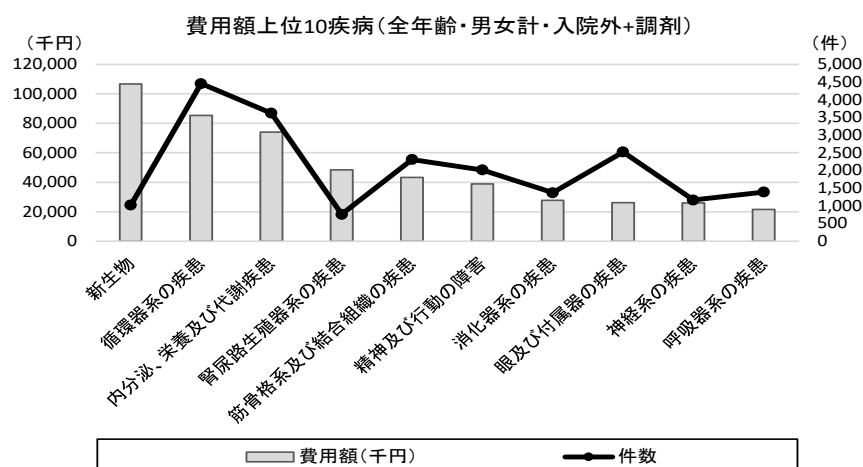
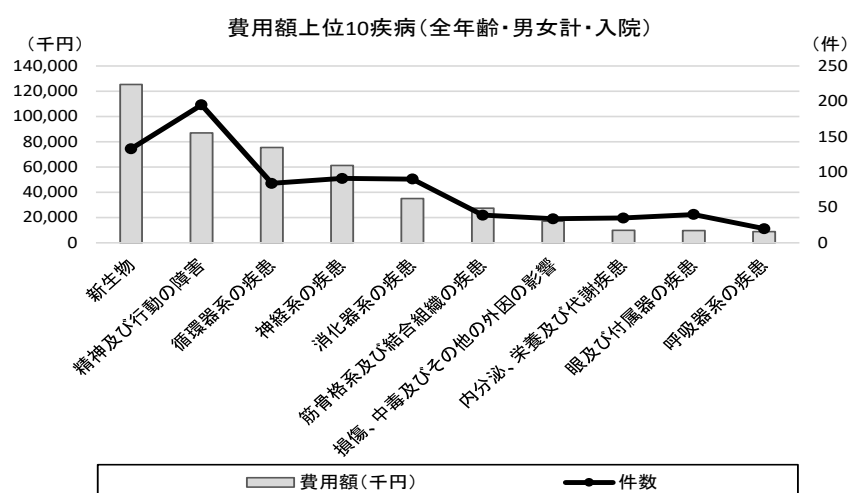
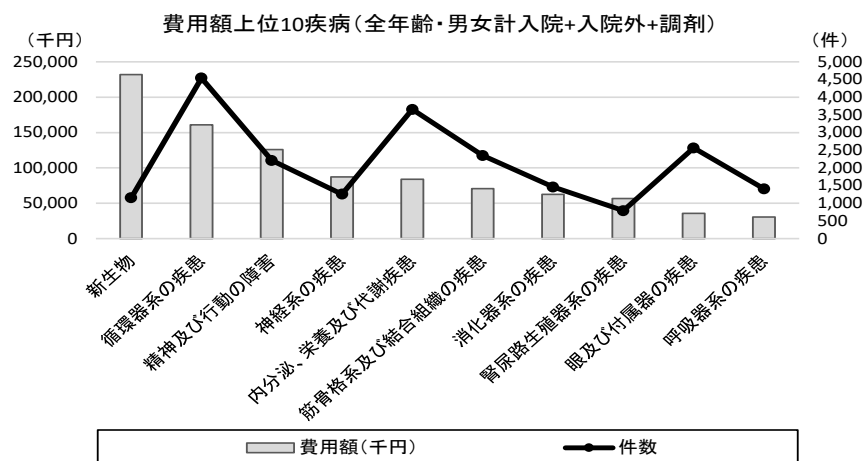
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
対象者	129	99	107	118	109	109	115
(出現率)	10.5%	8.3%	8.6%	10.0%	9.5%	9.9%	10.8%
修了者	84	70	72	89	73	57	70
修了率	65.1%	70.7%	67.3%	75.4%	67.0%	52.3%	60.9%

※法定報告値 資料:保健課

⑨ 医療費

ア. 国民健康保険被保険者の医療費

邑南町国民健康保険被保険者の令和元年度診療分の費用額の上位 10 疾病は次のとおりです。



資料:町民課

I. 総論

⑩ 保健・医療・福祉サービスの資源

ア. 町内医療機関

町内には、病院が1か所、診療所が11か所、歯科診療所が3か所あります。

町内の医療機関等(令和2年10月現在)

病 院	1	診 療 所	11
歯科診療所	3	薬 局	3

資料:保健課

イ. 介護保険サービス事業者

介護保険サービスを提供する事業者をみると、町内では在宅サービスのうち、訪問系サービス（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ）が8か所、通所系サービス（通所介護、通所リハビリ）が6か所あります。施設サービスについては介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が3施設、介護老人保健施設が1施設、介護医療院が1施設あります。

邑南町内の介護保険サービス事業者数(令和2年10月現在)

■在宅サービス

訪問介護	4	訪問看護	2	訪問リハビリ	2	通所介護	4
通所リハビリ	2	短期入所生活介護	3	短期入所療養介護	2	特定施設入所者生活介護	2
福祉用具貸与	2	福祉用具販売	2	居宅介護支援	4	居宅予防支援	1

■日常生活支援総合事業事業所

訪問介護	4	通所介護	5
------	---	------	---

■地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護	1	地域密着型 通所介護	1
認知症対応型 通所介護	0	認知症対応型 共同生活介護	1

■施設サービス

介護老人福祉施設	3	介護療養型医療施設	0
介護老人保健施設	1	介護医療院	1

資料:福祉課

ウ. 患者輸送サービス

住民の医療機関への利便性を図るため、令和2年度現在、地域生活バスにおけるフリー乗降区間の設定や福祉有償運送、通院タクシー助成制度等を実施していますが、交通体系の見直しが進められています。

エ. 保健・医療・福祉の専門的人材の状況

保健・医療・福祉に関わる人材については、町内では医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師がそれぞれ従事しています。また、人材の資質向上を図るために、ケアマネジメント研修会等を開催し、保健・医療・福祉をめぐる多様なニーズ、変化への対応に努めています。

保健・医療・福祉の連携については、地域ケアの視点で取り組んでおり、個別のケースから地域課題を見つけ、解決のための地域づくりや資源の開発、政策を提案する地域ケア会議を行っています。

邑南町における保健・医療・福祉従事者数（令和2年4月1日現在 単位：人）

医師	20	助産師	3	社会福祉士	24
歯科医師	4	看護師	126	精神保健福祉士	9
薬剤師	12	准看護師	57	主任介護支援専門員	14
保健師	8	介護福祉士	224	介護支援専門員	36

※就業地が邑南町である人の人数

資料：福祉課

邑南町内の保健・医療・福祉に関わる人材の資質の向上に向けた取組（令和元年度）

項目	主な内容
ケアマネジメント研修会	介護支援専門員、介護サービス従事者を対象とした研修会

資料：福祉課

地域ケアへの取組（令和元年度）

組織	頻度	内容	出席者
個別ケース 地域ケア会議	必要時	地域の困難事例の検討会	利用者を支える関係 機関、関係者
ケアマネジメント 支援会議	必要時	新規要支援・要介護者の支援計 画の検討や困難事例の検討	介護支援専門員、関 係事業者、包括職員、 民生委員など関係者
退院患者・医療機関通 院患者支援会議	必要時	退院・通院患者の在宅支援のた めの連携会議	利用者を支える関係 機関、関係者
地域包括支援センター 運営協議会	年2回	これまでに出了地域課題を整理 し、地域づくり資源開発や政策案 の提案をし承認を得る	運営協議会委員
地域部会 （「医療介護連携部会」 「生活支援地域づくり 部会」）	隔月	地域課題・サービス資源の課題 等の把握を行い、関係する会議 や機関に情報提供、施策の提案 を行う	福祉課、保健課、町社 協、生活支援コーディネーター、 県央保健所
介護部門多職種連携 会議	必要時	高齢者がいつまでも住み慣れた 地域で生活できるよう、在宅医 療、介護連携の現状把握や課題 の抽出、解決策等の検討を行う	福祉課、介護サービ ス事業所の専門職

資料：福祉課

I. 総論

オ. 民生委員・児童委員

現在、町内には民生委員・児童委員が62人、主任児童委員が4人おり、住民の生活状態の把握、要支援者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、行政機関の業務への協力などが行われています。

近年の相談・支援内容については、子どもの地域生活や在宅福祉に関する内容が多く、次いで生活環境及び家族関係が多くみられます。

民生委員・児童委員の数(令和2年4月1日現在 単位:人)

民生委員・児童委員	62	主任児童委員	4
-----------	----	--------	---

資料: 邑南町民生児童委員協議会

民生委員・児童委員、主任児童委員相談・支援内容(令和元年度邑南町分 単位:件)

区分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	学校生活 子どもの教育・	生活費	年金・保険
民生委員・児童委員	93	23	31	2	26	17	14	1
主任児童委員	0	0	13	5	3	16	0	0

区分	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
民生委員・児童委員	53	22	52	44	449	264	1,091
主任児童委員	0	1	0	0	7	427	472

資料: 邑南町民生児童委員協議会

カ. ボランティア団体、NPO法人の状況

本町では31のボランティア団体と4のNPO法人が多様な活動を展開しています。また、活動の充実を図るため、ボランティアセンターなどを通じた情報交換、連絡・調整を推進していくよう努めています。

また、計画策定にあたっては、福祉に関する活動を行っている団体を対象に調査を実施し、意見や考えを計画に取り入れています。

団体調査実施概要

調査方法	実施時期	回答団体数
郵送による配布回収及びヒアリング調査	令和2年8月～9月	計46団体

ボランティアセンターに登録している団体(令和2年4月1日現在)

団体等の名称	活動内容
地域支援ボランティア 「高原布施ともしび会」	町社協活動支援/聴覚障がい者交流会「のぎくの会」運営/地区社協等の活動支援/ひとり暮らし高齢者支援活動など
手話ボランティア 「ゆびの輪会」	手話講習会の開催/聴覚障がい者交流会「のぎくの会」運営/町社協活動支援(福祉教育/手話教室)など
要約筆記ボランティア 「瑞穂かけはし」	町社協活動支援/聴覚障がい者交流会「のぎくの会」運営/町社協等の活動支援/県・町からの要約筆記派遣事業への協力など
介護ボランティア 「スクラム21」	町社協活動支援/ひとり暮らし高齢者の会「いなほ会」事業への協力/傾聴ボランティア活動/福祉施設の行事への協力など
読み語りボランティア 「口羽地区読み聞かせボランティア」	小学校の朝自習の時間に読み語り等を実施
読み語りボランティア 「阿須那小読み語りスクールサポート」	小学校の朝自習の時間に読み語り等を実施
読み語りボランティア 「阿須那地区読み聞かせボランティア」	小学校の朝自習の時間に読み語り等を実施
読み語りボランティア 「小学校読み語りボランティア」	小学校の朝自習の時間に絵本の読み語り・ストーリーテリング等を実施
読み聞かせボランティア 「矢上小学校読み語りの会」	小学校での読み語り・ブックトーク等の開催
読み聞かせボランティア 「石見中学校読み語りの会」	中学校での読み語り・ブックトーク等の開催
子ども読書推進ボランティア 「ちいさなろうそくの会」	保育所、小学校、図書館でのお話会の開催/夜のおはなし会(年1回)/大人のためのおはなし会(年1回)など

I. 総論

団体等の名称	活動内容
子育て支援ボランティア 「お話し会トムテ」	保育園行事などでおはなし会開催(絵本の読み聞かせ・ブックトーク・ストーリーテリング・ブラック紙芝居・エプロンシアター・工作遊び・パネルシアター・手遊びなど)/小学校での読み聞かせ/出前おはなし会/図書館でのおはなし会開催など
読み聞かせボランティア 「ひよこくらぶ」	小中学校での読み聞かせ/保育所・公民館・老人福祉施設・自治会などの行事への参加・協力など
読み聞かせボランティア 「そらいろのたね」	小学校での読み聞かせ/小学校の図書室の環境整備/公民館・子ども会・子育てサークルなどのサポートなど
子育て支援ボランティア 「こぐまクラブ」	地域子育てサロンの開催(月1回)など
子育て支援ボランティア 「ドレミファクラブ」	地域子育てサロンの開催(月1回)など
園芸福祉ボランティア 「花はなクラブ」	園芸を通じての交流活動(福祉施設等)/町社協活動への参加協力/勉強会の開催など
園芸福祉ボランティア 「ふあいん倶楽部」	福祉施設での園芸活動支援/人材の育成(園芸福祉研修)/町社協活動支援など
在宅高齢者・障がい者支援ボランティア 「はすみまもるん隊」	高齢者・障がい者等の安否確認/高齢者・障がい者の日常生活全般にわたる支援など
地域支援ボランティア 「スムーズ市木」	ひとり暮らし高齢者等の訪問活動・声掛け活動・花見等の行事を実施/地区社協行事支援など
男女共同参画をすすめるボランティア 「スキップの会」	男女共同参画を語る会の実施/学習会・視察研修等の実施/男女共同参画川柳の募集と広報発刊/男性自立支援セミナー開催など
地域支援ボランティア 「出羽かたらいの会」	地区社会福祉協議会・自治会・公民館活動支援/児童とのふれあい会食会/登校時の児童生徒への交通安全とふれあい声掛け運動など
福祉演芸ボランティア 「西鯨淵ひまわり会」	福祉施設に訪問し舞踊等を披露/地区社会福祉協議会・公民館・老人クラブなどの事業へ協力など
地域友愛ボランティア 「高原絵手紙文通サークル」	地域の小学生・高齢者等に絵手紙を送り交流図る/社会福祉協議会事業(配食サービス事業)への協力など
地域支援ボランティア 「中野明日の会」	福祉施設行事への参加・協力/地域行事への参加・協力/清掃ボランティア(カーブミラー磨き)/歳末たすけあい運動への協力
福祉演芸ボランティア 「邑南和楽」	福祉施設での余興披露/チャリティ余興大会の開催/共同募金運動への協力など
地域支援ボランティア 「久喜・大林銀山保全委員会」	久喜・大林銀山関連の遺跡を地域住民有志で保全する/銀山に関する講演会の開催およびガイドボランティアの養成など

団体等の名称	活動内容
国際交流ボランティア 「アジア塾」	ミャンマー福祉研修生の受け入れなど
園芸ボランティア 「花和会」	園芸を通じた美化活動やガーデンカフェの開催など
地域支援ボランティア 「くにびき学園 OB 邑智会」	高齢者の交流や親睦を深める活動、地域行事でのボランティア活動など
地域友愛ボランティア 「絵手紙・サークル」	月1回、阿須那地区の高齢者、子ども達に絵手紙を送り、交流を図る。

資料: 邑南町社会福祉協議会

NPO法人(令和2年4月1日現在)

団体等の名称	活動内容
特定非営利活動法人 ひろしまね	集落支援事業/カーシェアリング社会実験事業
特定非営利活動法人 はすみ振興会	羽須美地域及びその周辺の交通の確保、観光・産業・農林水産業の振興、社会教育・文化・保健・医療または福祉・まちづくりの推進・学術・文化・芸術、スポーツの振興、環境保全を図る。
特定非営利活動法人 江の川鐵道	鉄道文化を通じた地域振興
特定非営利活動法人 島根教師力向上支援研究会	親子の交流や子ども同士の交流を深める取組と教師のためのセミナー開催

資料: 地域みらい課

(7) 邑南町の保健福祉をめぐる課題

① 少子高齢化の進行とライフスタイル・価値観の多様化への対応

全国的に少子高齢化が進むなか、本町においても近年、人口の減少がみられます。その傾向として、子どもの数が年々減少し、高齢者が増える（令和2年4月1日現在、高齢化率 44.5%）という、少子高齢化の進展が顕著です。

世帯数も年々減少傾向にあり、その中では高齢化の進展とともに、高齢者のみの世帯が 45.4%（高齢者単独世帯 27.9%、高齢者二人世帯 16.3%）と増加しています。また、1世帯あたりの平均人数は微減している状況にあります。

これに対し、制度として高齢者介護には介護保険制度、障がい者への生活支援には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等、児童育成には子ども・子育て支援法に基づく少子化対策など、様々な制度・取組が導入されています。本町では子育て支援対策に力を入れ、全国に先駆けた事業展開が図られています。今後も少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化などの状況に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、充実したサービスの提供に努めることが大切です。

② 住民一人ひとりの自立と社会参加・地域福祉の推進

邑南町第二次総合振興計画策定時のアンケート調査では「引き続き今後も住み続けたい」と8割近くの人が考えているように、住民の多くが、日々健康に、充実した暮らしを送ることを願っています。様々な生活や考え方をもつ住民がこうした願いをかなえ、地域共生社会を実現するためには、自助・互助・共助・公助に基づく地域福祉の推進が大切です。

自助については、自らの健康づくりという視点から様々な活動に取り組むことが大切です。町民の健康づくりに向けて、各種健診をはじめ、食事や運動、こころの健康など、健康づくり活動を全町的に推進します。

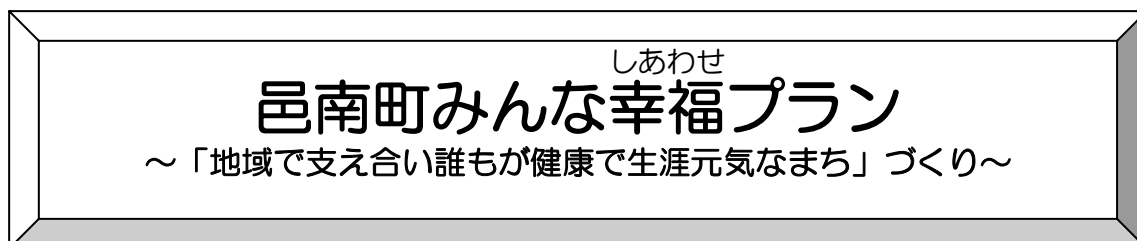
また、互助・共助については、集落や既存の自治会、社会福祉協議会、各種団体・事業者などの活動の充実を支援するとともに、隣近所の助け合いやボランティア活動への積極的な参加など、福祉意識の醸成を図ることが大切です。

公助としては、物理面、制度面、情報面のバリアフリーなど福祉の視点に基づいたまちづくりの推進や保健事業の充実、地域医療体制の充実など、住民の自助・互助・共助を支援していくことが大切です。

2 基本構想

(1) 邑南町地域保健福祉計画の将来像

本町の保健福祉の将来像を以下に定め、各施策の推進を図ります。



(2) 人口推計

平成 27 年国勢調査をもとに推計された数値は下表のとおりですが、本町の平成 27 年度策定の総合戦略や令和元年度末策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策の推進により、これを上回る数値が期待されます。

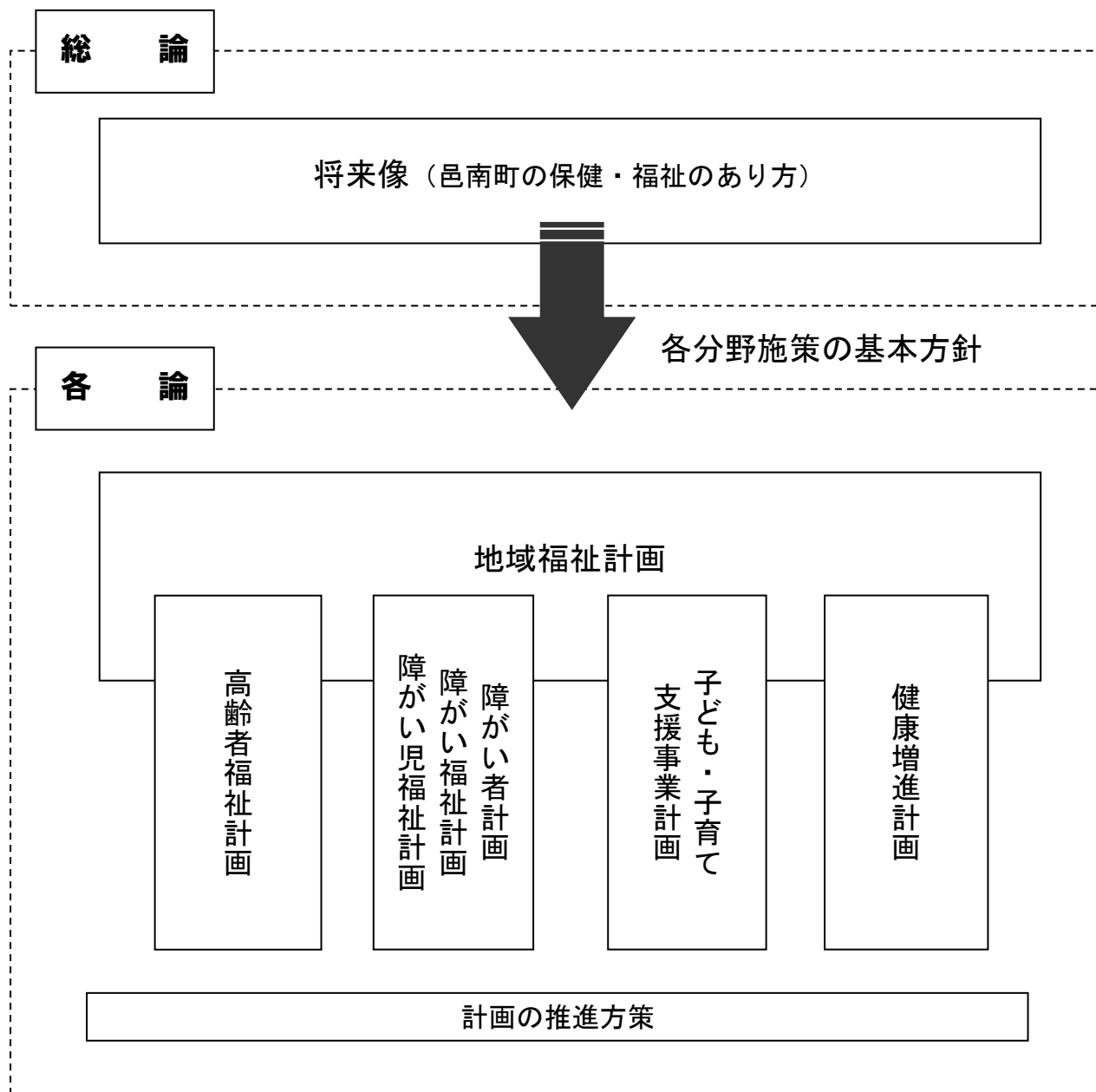
人口推計(単位:人) ※平成 27 年は実数

平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
11,101	10,267	9,471	8,749

資料: 国立社会保障・人口問題研究所

市区町村別将来人口推計(平成 30 年 3 月推計)による

(3) 地域保健福祉計画の体系



※ 計画によっては、その性格に応じ説明要旨、数値目標を設定していますが、具体的には各部門別推進組織により評価・検証をします。

(4) 各部門計画の基本理念

1. 地域福祉計画

理念：お互いを知り、地域を、まちを思いやる
一人ひとりの力が発揮されるまち

2. 高齢者福祉計画

理念： いつまでもいきいきと安心して暮らせる、
地域共生社会を目指すまち

3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

理念：みんなが仲間 共に生き 共に創る
一人ひとりが輝くまち

4. 子ども・子育て支援事業計画

理念：子どもが笑顔 みんなが笑顔
あったか子育てのまち・おおなん

5. 健康増進計画

理念：一人ひとりが健康で活気あるまち

Ⅱ. 各論

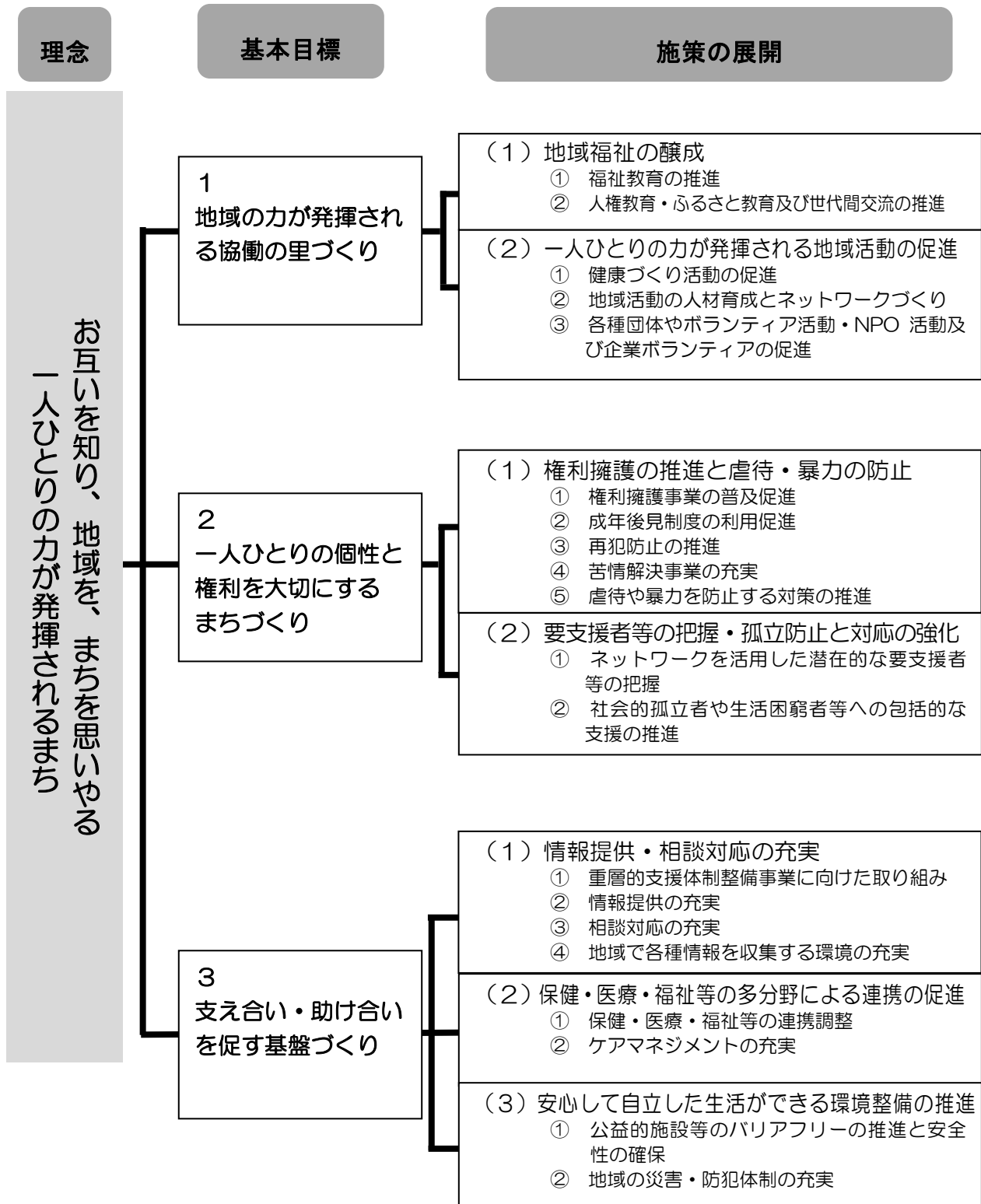


1 地域福祉計画



令和3年3月 改定

<施策の体系>



＜数値目標一覧＞

基本目標1 地域の力が発揮される協働の里づくり

施策の展開	数値目標	
(1) 地域福祉の醸成	「あいサポート運動」研修修了者人数	
	令和元年度 1,489人	⇒ 令和7年度 1,750人
(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進	地域活動に取り組んでいる人の割合	
	令和2年度 33.7%	⇒ 令和7年度 40.0%

基本目標2 一人ひとりの個性と権利を大切にするまちづくり

施策の展開	数値目標	
(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止	町社会福祉協議会の権利擁護事業を知っている人の割合	
	令和2年度 34.2%	⇒ 令和7年度 50.0%
(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化	—	

基本目標3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

施策の展開	数値目標	
(1) 情報提供・相談対応の充実	町のサービスに関する情報を得られている人の割合	
	令和2年度 69.4%	⇒ 令和7年度 75.0%
(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進	保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数	
	令和元年度 4回	⇒ 令和7年度 5回
(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進	過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合	
	令和2年度 45.1%	⇒ 令和7年度 60.0%

1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

◆現状と課題◆

- 地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による健康・福祉のまちづくりをすることが重要です。
- 認知症や障がいについての偏見や差別、人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の社会参加や地域生活を不当に制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- アンケート調査では、地域における福祉課題の解決にあたり「住民が行政とともに取り組むべき」「住民が自主的に取り組むべき」の割合が高くなっています。身近で福祉に関われる機会として、保育所（園）での高齢者との共同活動や、小・中学校における福祉体験教室、町社会福祉協議会のサマーボランティアスクール、「あいサポート運動※」などが実施されています。
- 地域学校などのふるさと教育や世代間交流を通じて、地域の文化や福祉課題を知る機会を広げ、地域活動や行事・イベント等への参加や、福祉課題解決の担い手づくりにつなげていくことが大切です。

※ あいサポート運動 様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を住民みんなでつくっていく運動

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●地域における様々な福祉課題を解決するうえで、行政とあなたを含む地域住民との関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

「行政の手の届かない福祉課題については、住民が共に取り組むべきである」が43.2%で最も高くなっています。次いで「住民が地域の福祉課題に自主的に取り組み、それに対して行政は支援すべきである」が28.2%、「わからない」が16.7%が続いています。

●地域における人との付き合いや地域との関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」が41.3%で最も高くなっています。次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が26.0%、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」が13.8%が続いています。

— 関係団体※へのヒアリング結果からみられた課題 —

●高齢化などによる担い手の不足と参加者の減少

活動主体の人材の高齢化や、メンバーの固定化、若い世代の参加がないといった声が挙がっています。それに伴い、活動が少なくなっている団体もみられます。

※ 関係団体 町内で地域福祉や高齢者福祉、障がい者福祉に携わっている機関・団体・事業所。
地区社協、民生児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、障がい者当事者団体等。

◆数値目標◆

「あいサポート運動」研修修了者人数

令和元年度
1,489人

⇒

令和7年度
1,750人

◆今後の方向◆

①福祉教育の推進

項目	内容
地域福祉推進月間の充実	・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、月間中に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進します。 ・見守り活動等への意識の啓発のほか、急場の対応等の課題についても改善を図ります。
各福祉週間の充実	・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。
連携のとれた福祉教育の推進	・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見交換や福祉教育連絡会議の開催等により、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。 ※（P41 イメージ図参照）
町社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・擬似体験）を支援します。 ・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催を支援します。 ・企業や事業所、自治会などへも働きかけを行い、「あいサポート運動」の推進を図ります。

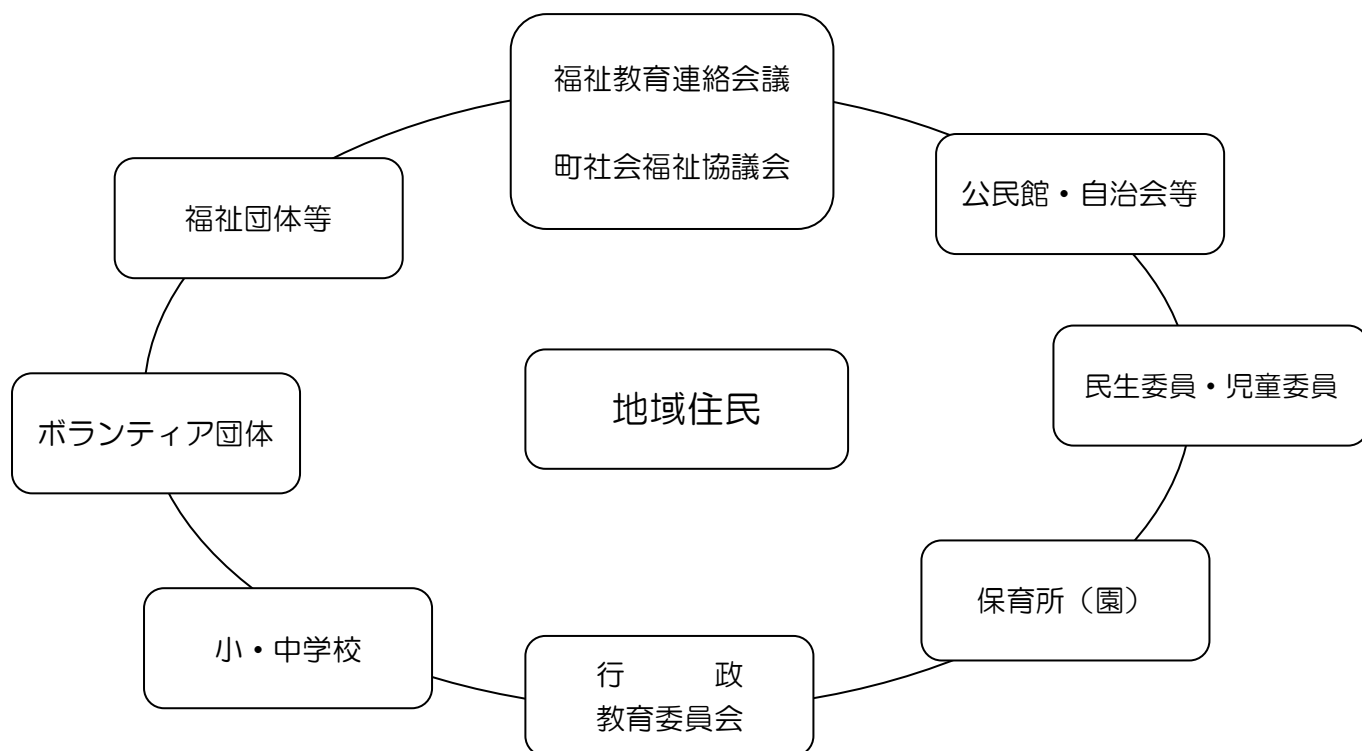
Ⅱ. 各論

項目	内容
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・高齢者施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進を図れるよう、各中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関と情報交換等行いながら支援します。 ・学校の授業等で地域の高齢者との交流の機会をつくることにより、文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。 ・福祉体験教室（擬似体験、手話等）を支援します。
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	・自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ福祉活動・教育を推進できるよう支援します。

②人権教育・ふるさと教育及び世代間交流の推進

項目	内容
連携のとれた人権教育の推進	・人を尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。 ・人権・同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。人権・同和教育地域啓発プログラムの作成を今後も進め、地域での学習を深めます。
ふるさと教育の推進	・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にしたい学習活動の実践をふるさと教育全体計画に基づき推進します。 ・各地区公民館が主体となって展開している、地域主体で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えていきます。
世代間交流による伝統文化の継承	・国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文化の継承を推進します。
ふれあいサロンの推進	・町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。

※ 福祉教育連絡会議イメージ図



(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進

◆現状と課題◆

- 本町は高齢者のみの世帯及びひとり暮らし高齢者世帯が増加しているとともに、共働き世帯、ひとり親世帯の割合の増加及び核家族化により、家庭における介護力や育児力の低下が懸念されます。
- 地域での生活には、高齢者の見守りや地域の子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、限界集落^{※1}は 82 集落に及んでおり、危機的集落^{※2}は 27 集落を数えることから、自治会や地区社協などにより地域の支え合い機能を強化する体制の整備を推進しています。
- 支援者の高齢化等により、「いきいきサロン」等、住民主体の小地域活動の開催が難しくなっています。平均寿命が伸びるなかで「健康寿命」を延伸するため、自助努力に加えて個人と地域でできる健康づくりや支え合いの推進を図ることが重要です。
- アンケート調査では、地域活動に現在「取り組んでいる」人が 33.7%で「取り組んでいない」人の 38.9%と拮抗しています。前回調査と比較すると、地域活動に取り組んでいる人の割合は減少しています。ボランティア活動においては「取り組んでいる」が 16.1%にとどまっており、青壮年層におけるボランティア活動への参加・理解が進んでいない状況が続いています。こうした状況のなか、高齢者福祉や障がい者福祉、子育て・児童福祉各分野においても、地域人材の活用、そして地域づくりを主体的に実践できる人材の育成が求められています。
- 地域福祉の推進や健康づくりを住民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、自治会・地区社協等の地域組織やボランティア、NPO法人^{※3}による住民参加の活動を推進するために、町社会福祉協議会等の関係機関との連携を今後も強化することが必要です。

※1 限界集落 高齢化率が 50%以上の集落。(令和2年 4 月 30 日現在 資料：地域みらい課)

※2 危機的集落 高齢化率が 70%以上の集落。(令和2年 4 月 30 日現在 資料：地域みらい課)

※3 NPO法人 特定非営利活動法人。県知事が認可する社会的な公益活動を行う非営利組織。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。

「災害などの非常時の救助や救援」が42.7%で最も高くなっています。次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が30.7%、「独居や高齢者のみの世帯の身の回りの世話」が29.1%で続いています。

●あなたは、地域活動に取り組んでいますか。

「取り組んでいない」が38.9%で最も高く、次いで「取り組んでいる」が33.7%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が22.4%となっています。

●あなたは、ボランティア活動に取り組んでいますか。

「取り組んでいない」が74.0%を占めています。次いで「取り組んでいる」が13.7%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が8.2%となっています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●住民に参加してほしい、活動に理解を深めてほしいという声が上がっている。

担い手不足やメンバーの固定化などの課題から、住民に対して積極的に参加してほしいと思っている団体が多くあります。また、理解してもらえても参加につながらないという声も挙がっています。

●地域福祉に対する関心が薄い

個人意識の強まりや、差し迫った状況にならないから地域福祉への関心が薄い、障がい者や高齢者の生活の様子を知らないから身近に感じられないのではないか、などの意見がみられます。

◆数値目標◆

地域活動に取り組んでいる人の割合

令和2年度
33.7%

⇒

(アンケート調査)
令和7年度
40.0%

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

①健康づくり活動の促進

項目	内容
ライフステージに応じた基本的な生活習慣改善に向けた取り組み	子ども、大人、高齢者それぞれの年代に応じた生活習慣の改善に向けた取り組みを町内の関係機関と連携し、住民参加の健康づくりを推進します。
地域が主体の健康づくりの推進	- 自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動を開催できるよう働きかけ、介護予防の推進を図ります。 - 健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により、健康への意欲の増加や運動習慣の定着など、健康増進の普及を協働して実施します。 - 邑南町食育推進計画に基づき食育の推進を図ります。 - 地域の高齢者が集まれる場をつくり、介護予防と併せて地域づくりの取り組みを広げます。 - 公民館・自治会を拠点とし、身近な場所で健康づくり活動を推進します。

②地域活動の人材育成とネットワークづくり

項目	内容
集落・自治会の地区活動の促進	- 自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自らが課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 - 課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。 - 地域運営組織と協働するため、行政からの情報発信等の体制を検討します。
公民館の活用と地域活動の促進	- 町の未来を創造する公民館として、地域住民と行政の「協働づくりの場」として事業展開をしていきます。 - 地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域活動につなげていきます。
地域リーダーの育成の推進	- 各機関、団体、組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成を図れるよう努めます。 - 地域の行事等を通じて次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの育成を図ります。 - ボランティアの地域における役割を明確化し、地域でできることに取り組んでいけるよう支援します。
福祉課題や生活の困りごとに対応するための仕組みづくりに向けた検討	第二層協議体※（地域支え合い会議）ごとの、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、生活支援コーディネーターと連携し支援していきます。

③各種団体やボランティア活動・NPO 活動及び企業ボランティアの促進

項目	内容
各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。
ボランティア活動への参加の促進	・ボランティアへの参加が少ない青壮年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。 ・町社会福祉協議会が設置しているボランティア活動団体連絡協議会により、各ボランティア団体が連携し、加入者の確保を図ります。 ・ボランティア団体の活動を活性化させていくため、団体相互の連携を深めていく取り組みを進めます。
一般企業等のボランティア活動の促進	・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、企業の社会貢献意識の高まりを足がかりに、一般企業の取り組みが広がるような啓発を進めます。
ボランティア団体間の連携	・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 ・ボランティア活動団体連絡協議会を通して横のつながりを促進し、情報提供を行いながら既存のボランティア団体の活動が活性化するように支援に努めます。
NPO 法人の育成支援	・NPO 法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 ・相談支援や情報提供など、現在活動している NPO が運営を継続できるよう支援を図ります。
就労的活動への参加の促進	・高齢者や障がいのある人も、担い手として活躍できる地域での支え合いの取り組みの一環として、就労的活動への参加を促進します。

※ 第二層協議体 互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動とともに創出し、充実させていく組織。

1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にすまちづくり

(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

◆現状と課題◆

- 高齢者福祉や障がい者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、認知症高齢者の増加により必要な介護サービスの選択や利用契約に支障が生じたり、知的障がい等により必要なサービスを選択するための情報を得ること等が難しいという状況がみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くよう今後も努めることが必要です。
- 利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。また、サービスの提供状況を第三者が点検・評価できる体制を整えることも大切です。
- 国では検挙人員に占める再犯者の割合が上昇していることから、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで再犯防止が大きな課題となっており、平成28年12月より「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されています。本町においても、犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして安全・安心な社会をつくるため、再犯防止の取り組みを進めていく必要があります。
- 近年、本町においても高齢者虐待や児童虐待などが発見されており、そのような事例においては、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えていることが多く、児童や高齢者、障がい者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い問題の解決を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。
- 高齢者、児童及び女性に対する暴力・虐待については、虐待防止法^{※1・2}やDV防止法^{※3}のほか、障がい者についても虐待防止法^{※4}が施行されており、町へもそれぞれのマニュアルによる適切な対応が求められています。
- 地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、民生委員・児童委員を中心にした地域のネットワークの構築が必要です。

※1 高齢者虐待防止法 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

※2 児童虐待防止法 「児童虐待の防止等に関する法律」

※3 DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

※4 障害者虐待防止法 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

- 社協は現在様々な活動を行っていますが、あなたの知っている社協の活動、または聞いたことがある活動は何ですか。

「高齢者や障がいのある人などの財産管理や身上監護を中心とする権利擁護事業」については、知っている割合が34.2%となっており、前回の調査と比べて高い割合となっています。

- あなたは成年後見制度についてどのくらい知っていますか。

「名前は聞いたことがある」が40.3%で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が28.3%、「まったく知らない」が24.3%で続いています。

- 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することについて、あなたの考えに特に近いものを選んでください。

「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が36.9%で最も高くなっています。次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が32.3%、「一般住民として生活できるよう事業所や町民への啓発が必要だ」が28.8%が続いています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

- 再犯防止の取り組みを進めるためには、住民への啓発と協力が得られることが大切。

円滑な社会復帰のためには、住民の理解と協力が必要という意見が多くなっています。住民アンケートと比較して、行政や関係機関からの支援よりも、地域全体で受け入れ支援しようとする傾向がみられます。

◆数値目標◆

町社会福祉協議会の権利擁護事業を知っている人の割合
(アンケート調査)

令和2年度 34.2%	⇒	令和7年度 50.0%
----------------	---	----------------

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

①権利擁護事業の普及促進

項目	内容
日常生活自立支援事業※ ¹ の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに、情報提供に努め利用の促進を図ります。 ・継続的な事業の運営に向けて人材養成を目的とした講座等を開催し、人員体制の整備を図ります。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員・児童委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。

②成年後見制度の利用促進

項目	内容
成年後見制度※ ² の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・広報誌やホームページへの掲載などにより啓発活動を行い、成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。 ・親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会福祉協議会が後見受任します。 ・低所得者における成年後見制度の利用に係る報酬助成や町長申立の費用の公費負担を継続します。

③再犯防止の推進

項目	内容
再犯防止の取り組みの周知・啓発	・保護司等更生保護ボランティアの活動について、町民の理解と関心が得られるよう、広報活動及び意識啓発に努めるとともに保護司等の人材確保を支援します。 ・「社会を明るくする運動」関連行事の円滑な開催を支援及び広報し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。
社会復帰の支援	・犯罪を犯した人の円滑な社会復帰に向けて、関係団体、関係機関と連携し、就労体験及び就労に向けた相談支援、住居の確保、進学等を支援します。

※1 日常生活自立支援事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。
援助内容として以下のものがあります。
①福祉サービスの利用援助
②苦情解決制度の利用援助
③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
④日常的な金銭管理

※2 成年後見制度 成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※ 申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行います。
申立てができるのは、本人、本人の家族などです。

④苦情解決事業の充実

項目	内容
サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置するとともに、第三者委員、さらには島根県運営適正化委員会を通じて、公平・適切な立場で苦情や不満の解決を図るよう支援します。
介護相談員派遣事業の実施	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービスの質の向上を図ります。
福祉サービスの客観的な評価	・福祉サービスを提供する事業者のサービス内容について、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的な立場から評価し、その結果の公表を進めます。

⑤虐待や暴力を防止する対策の推進

項目	内容
高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・高齢者、障がい者の虐待防止に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、発見や通報には関係機関と連携し、各虐待対応マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応します。 ・児童虐待防止及び早期発見を図るため、子どもまるごと相談室が邑南町要保護児童対策地域協議会と連携しながら相談・通報受付窓口の機能強化及び周知を図ります。 ・男女共同参画社会の実現に向けて、県の男女共同参画サポーターと密に連携しながら意識啓発に努めます。 ・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。 ・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。

(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化

◆現状と課題◆

- 少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化により価値観が多様化する中で、すべての住民がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは地域福祉を考える上で重要なことです。
- 家族や地域から孤立することで、誰からも看取られることなく亡くなる「孤独死」や、家族介護者の負担増による高齢者の殺害等が全国的に問題視されており、支援の必要な人を早期に把握し、適切なサービス利用につなげることが重要となっています。また、近年は、社会的な孤立や複雑な課題を抱えた末に自死に至る人も全国的に問題となっており、個人の問題ではなく社会的な取り組みとして、関連施策と連携を図り包括的に支援することが必要です。
- 生活困窮者自立支援法により、心身の障がいや失業、家族の介護等の問題を複合的に抱えている人、あるいは近年大きな問題となっている全世代に渡るひきこもりに対し、関係機関が連携を図りながら一人ひとりの状況に応じた就労支援や生活支援など総合的な支援を進めていくことが求められています。
- アンケート調査では、生活困窮者を支援する制度について、8割以上が必要な制度だと思うと回答しており、前回と比較して高い割合となっています。必要な支援としては、就労支援及び生活支援と答えている割合が高くなっています。生活困窮者が困窮から脱却し、自立した生活を送れるよう、充実した支援体制の構築が必要です。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは生活困窮の問題や支援制度について、どうされますか。

「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な支援だと思う」が70.5%で突出しています。「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な支援だと思う」が13.5%、「生活困窮の問題や支援に関心がない」が3.7%で続いています。

●あなたは生活困窮の問題や支援について、具体的にどのような支援が最も必要だと思いますか。

「就労支援（求職活動、就労に必要な能力の形成への支援）」が41.3%で最も高く、次いで「生活支援（生活再建のための貸付や、家計管理など生活力を高めるための支援）」が38.8%、「学習支援（生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援など）」が14.5%で続いています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●生活困窮者への支援として、就労支援が最も求められている。

生活困窮者への支援としては就労支援を求める声が挙がっている。生活困窮者だけでなく、その予備軍への対応を求める声や、企業や地域の理解が必要という意見も出ている。

◆今後の方向◆

①ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

項目	内容
各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	- 社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 - 生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。
新たな地域ネットワークの構築に向けた検討	- 郵便局や移動販売等の民間事業者と連携した見回りなど、要支援者の状況を定期的に把握する多様なネットワークの構築を、今後も検討していきます。 「住民主体の高齢者の集いの場」の立ち上げや、買物支援と高齢者の見守りを組み合わせた取り組みなど、要支援者等に対し多様な取り組みの支援を検討します。

②社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

項目	内容
経済的自立のための支援策の推進	- 資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 - 経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」※の活用を紹介します。 - 低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。
ひきこもり等の対策の充実	- 全世代にみられるひきこもりの、社会参加に向けた支援を図るため、相談窓口の周知、安心して過ごせる居場所と役割を持てる活動を進めていきます。 - 町社会福祉協議会や保健師、民生児童委員をはじめとした多機関、多職種の連携による実態把握や伴走支援により、本人だけでなく家族への、必要なサービスの提供につなげます。
生活困窮者への総合的な支援の推進	経済的な支援にとどまらず、複合的な課題や困りごと、不安を抱えている人に対し、町社会福祉協議会が中心となって関係機関と連携しながら、個別の状況に応じた支援に結びつけます。
自死予防対策の推進	呂南町自死対策計画に基づき、相談支援体制の整備や地域づくりの推進など、関係機関との連携を強化し包括的な支援に取り組みます。

※ 生活福祉資金 低所得者、障がい者または高齢者に対し経済的自立を図り、安定した生活を確保するため、更正・福祉・住宅・就学等の資金の貸し付けと、民生委員による必要な援助を行います。貸し付けの申込みは町社会福祉協議会です。その他、母子・寡婦福祉資金があり手続きは福祉事務所が行います。

1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

◆現状と課題◆

- 近年、家庭内で経済的な問題や介護負担、子育てなど複合的な課題を抱えるケースがみられます。そうした人の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応できるよう、誰ひとり取り残さない支援をめざし、取り組みを進めていく必要があります。
- 高齢者の退院時の在宅療養や介護サービスの利用の相談、消費者問題では、どこに相談すればいいのかわからず、不安が増長し解決に時間がかかることが指摘されており、公的な相談窓口をわかりやすくすることが求められています。
- アンケート調査では、福祉に関する知識や情報の入手先として、「町の広報紙」が64.4%となっており、多くの人が利用しています。高齢者や障がい者も含め、誰にとってもわかりやすい情報提供を行う必要があります。
- 本町においては、各地区公民館を中心に福祉サービスや防災、救急救命など時代に即したテーマで学習が行われています。今後も、地域において住民自らが、自治会や地区社協等の地域組織、ボランティア団体等で自主的にまた地域ぐるみで医療・介護や福祉等についての学習を進めることにより理解を深めることが必要です。
- 困りごとがあった際の相談先としては、アンケート調査によると家族や親戚、友人等に相談する傾向にあります。また、7.7%の人が「誰に相談したらよいかわからない」「相談する相手がいない」と回答しており、福祉制度やサービス利用における相談先として町や地域包括支援センターの認知度を今後も広げ、いつでも相談のできる関係づくりを進めていく必要があります。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、あなた自身や家族などが生活するうえで困ったとき、誰に相談、あるいはどこに相談しようと思いますか。

「家族」が74.6%で突出しています。「友人」が33.4%、「親戚」が32.8%、「町役場の窓口」が24.2%で続いています。

●あなたは福祉に関する知識や情報をどのように入手していますか。

「町の広報紙」が64.4%で最も高くなっています。次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が53.3%、「家族・親戚」が20.6%で続いています。

●福祉サービスの利用者が、自分が必要とする最適なサービスを安心して利用するために、どのようなことが必要だと思いますか。

「サービスに関する情報提供の充実」が66.5%で最も高くなっています。次いで「サービスに関する身近な相談の場の充実」が50.1%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開」が33.2%で続いています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

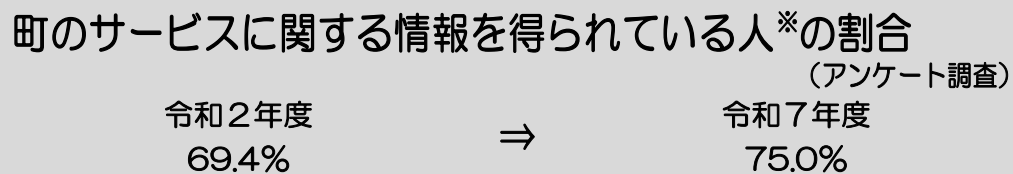
●相談しやすい体制を整える必要がある。

何かあった時に、どこに相談すればいいかがわかりやすいシンプルな仕組みや、ワンストップで対応できる体制づくりが必要という意見がみられます。

●複合的な課題を抱えている人に対しての支援が必要。

専門家や関係機関と連携し、課題の解決に向けての取り組みが必要という声が挙がっています。まずは孤立を防ぎ、人との関係をつくることで課題の改善につながる可能性があるという意見が出ています。

◆数値目標◆



※ 「十分に得られている」「まあまあ得られている」の合計

◆今後の方向◆

①重層的支援体制整備事業に向けた取り組み

項目	内容
断らない相談支援体制の整備	・介護や障がい、子育てなど様々な分野にかかる相談支援を一体的に実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める包括的な相談支援体制の整備に努めます。 ・複合的な課題を抱える相談者に対して、関係機関と協働して支援を行います。 ・必要な支援が届いていない相談者へ、アウトリーチ※等を通じて継続的な伴走支援に努めます。
地域参加の支援	・既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、地域資源を活用しながら就労支援や居住支援など社会とのつながりを回復する支援を行います。
地域づくりの支援	・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けて、様々な分野にかかる地域づくりの支援の一体的な実施に向け努めます。

※ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセス。

Ⅱ. 各論

②情報提供の充実

項目	内容
地域の民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 ・福祉票を作成し、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。また、災害時の要援護者の把握を行います。
子育て等に関する情報提供	・子どもに関するあらゆる相談について「子どもまるごと相談室」においてワンストップで対応し、情報提供を行います。 ・広報誌やホームページなど様々な媒体で情報を発信し、子育てに関する情報を入手しやすいよう努めます。
ボランティアに関する情報提供	・町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進できるよう支援します。
職業や技能を活用するための情報提供	・高齢者が有する知恵や技術を地域において、役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。 ・障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者総合支援協議会と町内企業が連携して、職業に関する情報提供の場をつくります。

③相談対応の充実

項目	内容
在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	・在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。 ・庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談対応に努め、病院から在宅へ切れ目のない的確な支援の提供に向けて関係機関と情報共有を図ります。
日常生活を支える相談体制	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。 ・町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談（毎日型・訪問型）、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。 ・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設けるほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を図ります。
高齢者に関する相談体制	・高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種専門機関のネットワークを活用し対応します。

項目	内容
障がいのある人の相談対応	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、本人や家族の相談に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実に努めます。 ・精神障がい者からの相談については、専門の資格を有する保健師が応じます。 ・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 ・関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・関係づくりを図ります。
妊娠期からの一貫した相談対応	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として、「子どもまると相談室」において子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応し、妊娠期からの一貫した相談支援を行います。 ・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実に図ります。
児童・生徒に関する相談対応	・地域における児童・生徒の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応し、学校においてはスクールカウンセラーを派遣し、養護教諭、担任等が相談に対応します。 ・通級指導教室では、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりに合わせた支援や、就学前の児童を含めた児童生徒の保護者からの学校生活及び学習、発達等の相談に応じます。 ・教育支援センターにおいて、関係機関と情報共有を行いながら、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応します。 ・町社会福祉協議会では、教育相談を定期的を開催します。 ・関係機関が連携し、児童・生徒に対して多面的かつ一貫した支援を行うことができる体制づくりを図ります。
母子・父子家庭等に関する相談対応	・福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。

④地域で各種情報を収集する環境の充実

項目	内容
地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテーマで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。 ・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。
ケーブルテレビを活用した情報環境の充実	・ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情報提供します。 ・インターネットや情報システムを活用した見守りの体制づくりや、わかりやすい情報提供を図ります。

(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

◆現状と課題◆

- 後期高齢者や認知症患者の増加等を背景に、社会的な支援を必要とする人は増加傾向にあり、自宅をはじめ誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくりが求められています。また同時に、高度な専門性や質の高いサービスが要求されるようになっていきます。
- 社会の成熟化に伴って、生活様式、家族構成、生活ニーズなどが多様化しており、これらに対応し「利用者本位のサービス」を効果的・効率的に提供するためには、それぞれの生活課題を総合的、継続的に把握していく必要があります。
- 保健・医療・福祉の3分野に加えて、雇用など様々な分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスの提供や支援ができる環境の整備が必要です。また、保健・医療・福祉分野を担う人材の確保も重要な課題となっています。
- 各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力体制を強化するため、相互の役割を明確にすることも求められています。また、関係団体へのヒアリングでは横のつながりを強化することが重要との意見が挙げられており、より効果的な連携のために情報共有や一体的な協議が可能となる環境づくりが求められています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●横のつながりを強化し、情報共有や連携が図れることが重要。

縦割りではなく、団体同士の連携や複数の組織にまたがって横断的な議論、情報共有ができることなど、横のつながりを強化していくことが大切という声が挙がっており、より深い議論ができる場をつくることが求められています。

◆数値目標◆

保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数

令和元年度
4回

⇒

令和7年度
5回

◆今後の方向◆

①保健・医療・福祉等の連携調整

項目	内容
福祉調整会議の充実	・児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決等を行います。
関係機関による連携体制の推進	・公立邑智病院の地域連携室をはじめ、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、県央保健所、介護サービス事業所、庁内関係課を中心に、地域包括ケアシステム※ ¹ の構築に向けた実情把握と検討を進めます。
多職種による横のつながりづくりの推進	・保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係機関間での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。

②ケアマネジメントの充実

項目	内容
ケアマネジメント※ ² 研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の能力の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。
事業所連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業所連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 ・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。
ケアマネジメントの充実	・「利用者本位のサービス」の提供に向けて、総合的なサービス利用状況の把握やスムーズなサービス移行ができるよう高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。

※1 地域包括ケアシステム 高齢者だけではなく、母子、障がい者等幅広い方々が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域内でサポートし合うシステム。

※2 ケアマネジメント 福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事。

(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

◆現状と課題◆

- 県においては「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、社会参加の促進が図られる環境が整いつつありますが、既存の施設には利用するのに不便なものもあり、人口減少や多様な住民ニーズに対応した施設のあり方を検討していくことが求められます。
- 特に、高齢者が多く、障がい者支援施設等も多い本町では、ユニバーサルデザイン※¹に配慮し、社会参加を促進することが重要です。誰もが活動的にできるよう公共施設や移動経路のバリアフリー化※²はもとより、住宅のバリアフリー化も推進していくことが必要です。
- また、災害時には高齢者・障がい者、子どもたちのような社会的弱者が被害を受けやすいことが考えられるため、平素から災害時要配慮者を把握することが求められています。
- 自主防災組織の組織率は令和2年2月現在で81.5%となっており、今後も全自治会での組織化と、各自治会・集落等において、災害発生時の具体的な避難や要配慮者への支援方法について、検討を進めることが必要です。

※1 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にできるかぎり利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

※2 バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障害を取り除き、ハンディキャップのある人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●災害に備えて日ごろから地域でどんなことが必要だと思いますか。

「必要物資を備蓄して災害に備える」が53.6%で最も高くなっています。次いで「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」が47.6%、「日ごろから顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が46.1%で続いています。

— 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●災害時に備えた取り組みについて、日ごろからの意識づくりや訓練が重要。

災害に対する危機意識に地域差があることが指摘されており、非常時に備えて日ごろからの話し合いや意識づくり、訓練が必要という声が挙がっています。また、避難に支援を必要とする人に関する情報共有や非常時に備えたシミュレーション、地域における防災組織の確立が必要などの意見も多く見られます。

◆数値目標◆

過去 1 年間に防災訓練に参加したことがある人※の割合
(アンケート調査)令和 2 年度
45.1%

⇒

令和 7 年度
60.0%

※「地域の防災訓練に参加した」「職場の防災訓練に参加した」「その他の防災訓練に参加した」の合計

◆今後の方向◆

①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

項目	内容
バリアフリーのまちづくり	・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に関するバリアフリー化に努めます。 ・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と連携し、相談窓口の紹介等を行います。 ・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。 ・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。車いす利用者への対応についても検討します。 ・住宅マスタープランに基づき、安全・安心の住生活の促進に努めます。

②地域の災害・防犯体制の充実

項目	内容
自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	・ハザードマップ※¹及び地震防災マップ※²を活用するとともに、自主防災組織の結成及び活動を強化し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守るための対応を推進します。 ・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。 ・消費者教育、防犯活動を推進します。 ・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
福祉施設等の災害対応の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。
災害ボランティアの養成	・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉協議会において災害ボランティア登録に向けた啓発及びボランティア養成を図ります。

※1 ハザードマップ 土砂災害や洪水の被害を受けやすい箇所の予測図

※2 地震防災マップ 地震での揺れやすさ、被害の予測図

2 高齢者福祉計画

令和3年3月 改定

〈施策の体系〉

理念

基本目標

施策の展開

いつまでもいきいきと安心して暮らせる、地域共生社会を目指すまち

1
豊かな生活をおく
ることができる社
会の実現

(1) 介護予防、健康づくりの推進

- ① 介護予防の啓発・推進
- ② 介護予防活動の推進

(2) 高齢者の社会参加、生きがいづくりの推進

- ① 社会参加、生きがい活動の推進

(3) 認知症を支える地域づくりの推進

- ① すべての人が安心して住むことができる地域づくり
- ② 認知症に関する啓発周知
- ③ 認知症に対する早期発見、早期対応の体制強化
- ④ 認知症家族の支援

2
地 域 包 括 ケ ア
シ ス テ ム の 深 化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ① ケアマネジメントの充実
- ② 地域ケア会議
- ③ 介護保険制度の普及啓発

(2) 医療、介護連携の強化

- ① 在宅医療・介護連携推進事業の推進

(3) 高齢者の生活支援体制の充実

- ① 日常生活サービスの推進
- ② 高齢者の住まいの整備

(4) 在宅高齢者と家族への支援体制の充実

- ① 在宅高齢者への支援
- ② 介護をする家族への支援

(5) 高齢者の権利擁護

- ① 高齢者の権利擁護と虐待防止

3
持 続 可 能 な
制 度 の 運 営

(1) 質の向上

- ① サービスの質の向上

(2) 介護人材の確保

- ① 介護人材の確保

(3) 保険者機能の強化

- ① 適正給付のための体制づくり

2-1 豊かな生活をおくることができる社会の実現

(1) 介護予防、健康づくりの推進

◆現状と課題◆

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することができるように、介護予防の取り組みが重要です。このためには普段から一人一人が介護予防の意識をもつことが重要であり、地域住民の意識を高める必要があります。
本町では高齢者人口の割合が非常に高くなっています。高齢になるにつれ要介護状態となるおそれが高くなります。このため、高齢期を迎える前からの介護予防に取り組むことが必要です。
- 年齢を重ねると徐々に体の力が弱くなり、外出機会が減ったり、手助けや介護が必要になります。このような状態を予防するために、食事・運動・生活習慣・社会参加をバランスよく実践するための意識づけが大切です。
- 令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むことになりました。これまでは74歳までの国民健康保険保健事業と、75歳以上の高齢者保健事業との実施主体が異なるため、切れ目なく実施されてこなかったという課題がありました。町として後期高齢者に対するフォロー体制を充実させる必要があります。
- 健康とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、体と心と家族や地域の人との関係性が良いバランスのとれた状態のことをいいます。高齢者が元気に自立した生活が送れるよう「地域での介護予防」を推進する必要がある、そのためにも、早期からの介護予防の必要性について意識啓発をしていきます。
- 平成30年度より、地区単位や自治会単位で実施する、住民主体の高齢者つどいの場を立ち上げ、週1回開催し、外出しづらい高齢者に対し参加の働きかけを行います。毎回体調チェックや体操を行う他、地域の資源を生かした活動に取り組みます。

介護保険認定状況（令和2年7月末現在）

区分	第1号被保険者数	要介護認定者数 (第2号被保険者含む)	第1号被保険者 に対する認定率	居宅サービス受給 者数(第2号被保 険者含む)	地域密着型サービ ス受給者数(第2 号被保険者含む)	施設サービス受給 者数(第2号被保 険者含む)
全国	3,564万人	672.6万人	18.5%	385.5万人	83.3万人	95.4万人
島根県	229,241人	48,552人	20.9%	28,459人	8,723人	7,950人
邑南町	4,536人	1,003人	22.6%	577人	52人	288人

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告の概要（令和2年7月暫定版）

邑智郡総合事務組合 介護保険事業状況報告（令和2年7月分）

Ⅱ. 各論

邑南町 介護保険申請となる原因【年齢別】

- ・全体的に「認知症」と「筋骨格の病気」が多い
- ・74歳以下は「脳卒中」が多く、75歳以上は「認知症」が多い

年齢 順位	<65 (4人)	65~69 (19人)	70~74 (28人)	75~79 (39人)	80~84 (83人)	85~89 (115人)	90< (102人)	合 計 (390人)
第1位	脳卒中 (25%)	脳卒中 (42%)	がん (32%)	認知症 外傷 (18%)	認知症 (19%)	認知症 (25%)	認知症 (26%)	認知症 (22%)
第2位	がん (25%)	認知症 (16%)	脳卒中 (18%)	がん 脳卒中 (13%)	外傷 (18%)	筋骨格の病気 (21%)	筋骨格の病気 (17%)	筋骨格の病気 (15%)
第3位	認知症 筋骨格の病気 (25%)	外傷 がん (11%)	認知症 (14%)	筋骨格の病気 (10%)	筋骨格の病気 (14%)	がん (8%)	外傷 (12%)	外傷 (12%)

邑南町 平成30、31年度新規申請者(全390人)主治医意見書疾病集計表

◆今後の方向◆

①介護予防の啓発・推進

項目	内容
介護予防の意識啓発	・日常生活を活性化し、社会参加活動を促進することにより要介護状態を防ぐことができます。高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。また、低栄養や口腔機能低下予防のため、口腔ケアの意識の向上を図ります。その他にも食事・運動・生活習慣・社会参加への意識も高めます。
虚弱高齢者の把握	・虚弱高齢者の把握やサービスの利用勧奨を行う新たな仕組みづくりをすすめます。また、地域の他機関から情報が得られる仕組みづくりをすすめます。
介護予防の推進	・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、関係部署と横断的な連携強化を図ります。 ・高齢者に対する早期からのフレイル※1予防に取り組みます。

※1 フレイル 加齢とともに心身の状態が虚弱になり、健康な状態から要介護状態へと移行する段階

②介護予防活動の推進

項目	内容
介護予防に資する住民組織等への支援	・自治会や地区社協等との連携を強化し、日常生活圏域内で週に1回以上は集まり、フレイル予防に取り組むことができる場づくりを推進してきます。
適切な介護予防サービスの提供	・窓口での基本チェックリストや、各種検診時に実施する質問票等を活用し、各個人の問題点を明確にして、運動器機能低下、低栄養、口腔機能低下、うつ、認知機能低下等それぞれの課題に適したサービスへの振り分け(紹介)を行ないます。 ・提供したサービスに対して、必要に応じ定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。

(2) 高齢者の社会参加、生きがいの推進

◆現状と課題◆

- 高齢者の多くが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることを望んでいます。また、要介護状態になってもその人らしく、趣味や楽しみ、地域での役割を持って生きがいのある生活が送れるように、地域社会全体で支えていくことが重要であり、今後ますます、地域の人材育成と地域福祉活動の推進が必要となってきます。
- 保健・福祉部局、及び町社会福祉協議会で養成してきたボランティアを「地域支え合いボランティア」として一本化し、研修会を実施してきました。新たなボランティアも養成しており、今後はボランティアの活動の場をコーディネートする必要があります。

◆今後の方向◆

①社会参加、生きがい活動の推進

項目	内容
社会参加・生きがいづくり活動の推進	・自主活動やボランティア活動に対して、継続できるような支援体制を整えます。また、高齢者が社会参加するための情報を把握し、必要な人に提供して参加を促します。
介護予防を支援する担い手の養成	・「地域支え合いボランティア」を保健・福祉部局、及び町社会福祉協議会で定期的に養成し、引き続きボランティアに必要な研修会を開催します。また、ボランティア活動の場のコーディネートを支援します。

(3) 認知症を支える地域づくりの推進

◆現状と課題◆

- わが国における認知症の人数は2012（平成24）年で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推定されています。正常と認知症の中間の状態である軽度認知障害（MCI）と推計される約400万人と併せると、高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍と言われています。高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加が見込まれており、2025（令和7）年に約700万人前後となり、高齢者の約5人に1人に上昇する見込みとされています。^{※1}
本町においては、第1号被保険者（65歳以上の者）のうち、認知症高齢者日常生活自立度^{※2}Ⅱ以上の占める割合が15.5%と国の12.5%より高くなっています。
また、平成31年度に実施した介護予防・日常生活圏域二ーズ調査では、認知症リスク高齢者の割合が4割を超えています。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、本人や家族に対し適切な支援を提供できるような体制を構築する必要があります。また、地域の住民に対し認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の人にやさしいまちづくりに積極的に取り組む必要があります。
- 認知症をはじめ、地域住民が抱える複雑化した問題に対応するために、包括的に受け止め、多機関での連携をすすめます。

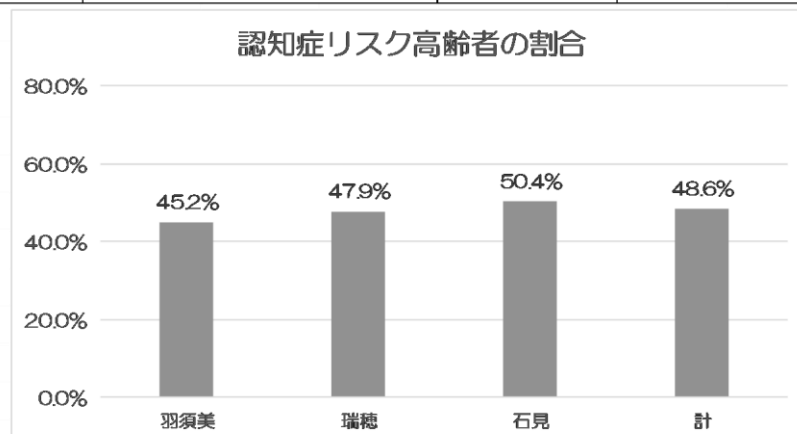
※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働省化学研究費補助金特別研究事業）」による。

※2 認知症高齢者日常生活自立度 認知症の人にかかる介護の度合いを分類したもので、日常生活自立度Ⅱは日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態をいいます。

認知症リスク高齢者の割合（平成31年度 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査より）

◆判定方法

	調査項目	選択肢	判定方法
問4（1）	物忘れが多いと感じますか	「1. はい」	左記設問・選択肢に該当する場合は該当



◆今後の方向◆

①すべての人が安心して住むことができる地域づくり

項目	内容
地域共生社会の推進	・認知症をはじめ、その他地域住民の複雑化したニーズに対応するため、関係部署での連携を推進します。

②認知症に関する啓発周知

項目	内容
認知症に対する啓発活動の推進	・高齢者の増加に伴い認知症の増加が見込まれます。今後も認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及啓発に努めます。また、認知症予防のためにも、出かける場の情報提供を行います。

③認知症に対する早期発見、早期対応の体制強化

項目	内容
認知症サポーターの養成とネットワークの構築	・認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である認知症サポーターの養成を若年層から積極的に行っていきます。 ・「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体・地域住民等への見守りに関するネットワーク（認知症見守りネットワーク）の構築を推進します。
認知症ケアパスの充実・周知	・認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。このため、認知症ケアパスの充実を図ると共に周知を行っていきます。
認知症初期集中支援チーム活動の充実	・医療、福祉等の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを構成し、認知症地域支援推進員と連携し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の支援をしていきます。

④認知症家族の支援

項目	内容
認知症カフェの促進	・地域で認知症の人の家族を支援し、負担の軽減を図る取り組みとして、本人、家族、専門職、地域住民など誰でも参加ができる認知症カフェの開催を継続します。

2-2 地域包括ケアシステムの深化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

◆現状と課題◆

- 高齢者を介護・医療・保健・福祉の側面から支えるための総合相談窓口として地域包括支援センターが位置づけられています。支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるよう支援を行います。また、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域の医療・保健・介護の専門職から地域住民まで幅広いネットワークを作り、そこで生活する高齢者の課題解決や調整を行います。
- 介護・医療の他、各関係機関の関係者が協働し、ケアマネジメントを通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域全体で支援することを目的とした地域ケア会議を行います。
- 介護保険制度が複雑化している中、住民への制度や事業に対しての周知を行い、理解の促進を図る必要があります。

◆今後の方向◆

①ケアマネジメントの充実

項目	内容
相談窓口の体制強化	・介護や認知・うつ・閉じこもり等様々な相談に対して情報提供や専門医療機関の紹介と、サービスの調整を行います。 ・高齢者のみの世帯や認知症高齢者等に対する対応等それぞれ実情を把握し、個別にケース検討を行い支援します。
介護保険資源の適正な利用	・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上のため、研修を充実します。 ・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。
介護支援専門員への支援	・介護支援専門員にケアプランの提示を求め、内容の助言や評価を行い、ケアプランの質の向上に向けた助言を行います。また、包括的・継続的ケアマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。 ・業務を円滑に進めるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。

②地域ケア会議

項目	内容
地域ケア会議の活用	・介護・医療・保健・福祉等の多職種連携により、高齢者の個別課題の解決を図ります。 ・個別ケースの課題分析から、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを推進します。

③介護保険制度の普及啓発

項目	内容
介護保険制度の広報活動による意識啓発	・住民に介護保険制度の理解や協力を得るため、町広報誌やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。

(2) 医療、介護連携の強化

◆現状と課題◆

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の連携を強化することが必要です。
- そのためには、地域の医療介護サービス資源について住民への周知や啓発の推進に取り組んだり、地域の医療介護関係者と連絡会を開催します。また、在宅医療介護連携の現状と課題の抽出や解決策の協議を行うことや、入退院連携マニュアルを活用し、退院後の生活がスムーズに行えるように支援します。その他にも、在宅医療介護連携関係者を対象とした研修会の開催や、多職種間でのネットワーク化が進むように情報交換の場が必要となります。
- 今後、本町が目指す将来を見据えた医療提供体制の方向性や考え方を示すことが求められています。
- 高齢者が生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組が必要です。この4つの場面を想定し、それぞれで多様な機関（職種）が相互に連携することが重要になります。
- 人生の最期をどう迎えるのかを地域住民が考えるきっかけを提供し、余生をより良く生きるためのイメージを持つことも大切です。

◆今後の方向◆

①在宅医療・介護連携推進事業の推進

項目	内容
地域の医療・介護サービス資源の把握	・ 町内の医療機関及び介護サービス資源等の一覧を作成し、活用します。
在宅医療・介護連携に関する相談の受付等	・ 各医療機関等と連携を密にして、在宅を支える医療・介護について相談できる体制を整え、安心して在宅生活が継続できるよう支援していきます。
在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	・ 町内・近隣の医療機関や介護保険サービス事業所、介護保険施設等が切れ目のない支援が提供できるように情報共有を図ります。
在宅医療・介護連携関係者の研修	・ 町内の在宅医療や在宅介護を支える従事者を対象とした専門研修を開催し、より連携を強化していきます。
地域住民への普及啓発	・ 人生の最期をどう迎えたいのか考える機会を提供します。
二次医療圏域内・関係市町の連携	・ 県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に参加し、二次医療圏域内・関係市町の連携を強化していきます。

(3) 高齢者の生活支援体制の充実

◆現状と課題◆

- 本町では国の推進する地域包括ケアシステムの構築に向けて必要とされている、第1層、第2層の生活支援コーディネーターや協議体の設置がほぼできています。今後は生活支援コーディネーターと連携しながら、また地域作り部局と情報共有しつつ、地域の支え合いの仕組みが立ち上がるよう、協議体の運営支援を行う必要があります。
- 高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、安心して生活するためには、公的な制度による福祉サービスだけではなく、地域資源や人々の繋がりを最大限に生かした取り組みを更に推進する必要があります。
- 地域の高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりのため、社会参加や地域交流の支援を推進します。
- 在宅生活に不安のある高齢者に対し、状況に応じて高齢者生活福祉センターや養護老人ホームの利用についての情報提供を行います。また、医療機関からの退院時には住環境の整備を整え、安心して生活できるよう提案しています。

◆今後の方向◆

①日常生活サービスの推進

項目	内容
地域づくりの意識啓発	・住民が住み慣れた地域で出来るだけ長く住み続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの深化を目指し、住民への意識啓発を継続します。 ・健康づくり・生きがいづくりの自主的な活動を実施していくための地域の体制づくり、生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携を図ります。 ・将来家族が要介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。高齢者だけでなく、高齢期を迎える前からそれぞれが自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。
地域での介護予防の推進	・各地域のサービスについて、地域にあった形のサービス提供ができるよう支援を行います。
生活支援コーディネーター及び協議体活動の充実	・生活支援コーディネーター及び協議体と連携し、地域における介護予防、生活支援の資源開発や、関係者のネットワークの構築を行います。
見守り、ネットワークづくり	・支援の必要な世帯等の状況を把握し、地域での見守りの仕組みづくりを推進します。

Ⅱ. 各論

②高齢者の住まいの整備

項目	内容
高齢者の居住安定確保	・高齢者世帯で在宅生活に不安がある人に対し、高齢者生活福祉センターの利用決定を行います。入所後も生活が支障なく送れるよう、引き続き支援を行います。 ・経済的に困窮し、居宅で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人ホームの役割は重要です。 ・高齢化に伴い公営住宅を高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。 ・心身機能の低下や経済的な事情から、施設の入所を希望する場合、必要に応じて住み慣れた自宅から高齢者の状況に適した住まいの情報提供を行います。

(4) 在宅高齢者と家族への支援体制の充実

◆現状と課題◆

- 要介護状態になっても自宅での生活を続けるためには、本人はもとより家庭での介護者の負担を考慮し、その軽減を図る支援が必要です。そのため、介護者を地域で支援していく体制を強化する必要があります。
- 介護を行う家族の支援のために、身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした取り組みを進めます。また、介護を行う家族への誤解や偏見をなくすため、住民に対する啓発を行います。

◆今後の方向◆

①在宅高齢者への支援

項目	内容
緊急通報システムの活用	・支援が必要な高齢者宅への緊急通報装置の設置を行います。
食の自立支援 (配食サービス)	・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、食の自立へ向けた必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。 ・民間サービス等を活用し、365 日配食などニーズに応じたサービスの導入を図ります。
生活管理指導員の派遣	・日常生活上の指導及び支援があれば在宅生活が継続できる場合は、一定期間、生活管理指導員を派遣し支援していきます。地域住民による支え合いや多様なサービス等の充実に伴い、本人の生活に合ったサービス調整を行います。
外出への支援	・高齢者や障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援としてサービスを継続し、利用しやすいサービスとなるよう見直しを行います。

Ⅱ. 各論

②介護をする家族への支援

項目	内容
家族の経済的負担の軽減	・在宅で高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成、社会福祉法人等軽減事業等により支援していきます。
家族介護者の支援	・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。 ・高齢者で家族が入院や外出などの理由で一人での生活が困難な人、社会適応が困難であったり、虐待を受け一時避難が必要な人を対象とした緊急避難場所として養護老人ホームを利用し、一時宿泊が可能な生活管理指導短期宿泊事業があり、必要とする人に提供できるよう事業を継続していきます。 ・支援の必要な高齢者を支える家族の精神的、肉体的負担が大きいことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ、情報交換、仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。
介護マークの普及	・認知症の人などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいため、公共のトイレの利用や下着などの買い物をする際に、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきます。

(5) 高齢者の権利擁護

◆現状と課題◆

- 地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う必要があります。
- 認知症等で判断能力が低下した高齢者に対する権利擁護、虐待防止等の支援はもとより、虐待を行う側の支援も必要です。
- 生計困難者への対策として、「社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業」等があります。これらの制度は、町の要綱により行われています。適切な制度の運用ができるよう周知、徹底する必要があります。

◆今後の方向◆

①高齢者の権利擁護と虐待防止

項目	内容
高齢者虐待の防止、適切な対応	・高齢者の虐待防止に対する理解を深め、発生を未然に防止したり、問題が深刻化する前に早期対応できるよう地域住民に啓発していきます。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、町等に通報する義務があることや高齢者虐待対応窓口として地域包括支援センターがあることを周知徹底します。 ・虐待の疑いの通報があった場合、地域包括支援センターの職員が訪問し、関係機関からできるだけ多面的な情報を収集します。本人の生命・身体への危険性の有無、緊急性の有無を判断し、支援の方向性を決めるコア会議を開催します。
介護相談員の派遣	・第三者の視点を持つ介護相談員を事業所に派遣することで、虐待を未然に防ぐ一助とします。
成年後見制度の利用促進	・高齢者の権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。成年後見制度については、住民参加による地域福祉の推進の観点から市民後見人（町民）の養成を行います。
生計困難者に対する情報提供	・各関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。また、保険料の軽減事業や個々の相談にも対応します。

2-3 持続可能な制度の運営

(1) 質の向上

◆現状と課題◆

- サービス事業所では、利用者の自立支援と介護予防に重点を置き、高齢者の望む生活が送れるよう、質の高いサービス提供が求められます。本町では介護相談員を事業所へ派遣し、利用者からの直接的な意見の他、介護相談員の「気づき」が事業所のサービス向上につながっています。利用者の声をサービスに反映できる仕組みとして、今後も介護相談員の充実が求められます。
- サービスの質の向上には、積極的に外部評価を取り入れ、質の向上に努めることが必要です。一部の施設では外部評価が義務化され実施しています。サービス利用者や家族から寄せられる苦情・相談に適切に対応し、利用者の誰もが満足できる質の高い介護サービスを提供することが求められます。

◆今後の方向◆

①サービスの質の向上

項目	内容
サービスの質の向上	・介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。地域密着型サービスについては、自己評価や外部評価の結果を踏まえ、条例で定めた人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、適正なサービスが提供できるよう指導を行います。
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。

(2) 介護人材の確保

◆現状と課題◆

- 介護職場全般で人材不足の状態が続いており、各機関と連携しながら福祉の仕事に関心をもてるように情報発信に努める必要があります。また事業所に対し人材確保に関する支援を行います。
- 医療福祉従事者確保奨学金を利用して医療・介護関係への就学の実施を行い、また町内事業所に就業するために興味を持ってもらうための交流会を実施しました。
- 町社会福祉協議会が小中学生を対象とした、サマーボランティアスクールを開催しており、多くの参加者がありました。若い世代から福祉に対する魅力を伝え、関心を持ってもらえるように取り組む必要があります。

◆今後の方向◆

①介護人材の確保

項目	内容
介護職員の養成	・ 医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めており、今後も継続します。 ・ 介護に関心を持つ児童生徒や学生に介護職場を体験してもらう機会を設けます。また、介護の仕事の魅力ややりがいを伝える取り組みを進めます。
事業所等における人材確保	・ 人材確保を進めるために、各種事業（国、県）の紹介をしながら、人材確保に向けた取り組みを支援します。

(3) 保険者機能の強化

◆現状と課題◆

- 介護給付の適正化とは、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、事業者が適切にサービスを提供するよう促すことです。適切なサービスを提供することで、費用の効率化が見込まれます。また、適切なサービス提供により、利用者の自立支援につながることが期待されます。
- 介護認定を受けた未利用者の状況把握、またサービスの必要があるにも関わらず申請していない人へのアプローチを行う必要があります。

◆今後の方向◆

①適正給付のための体制づくり

項目	内容
介護保険資源の適正な利用	・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。
適正給付ができる体制づくり	・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。適切なサービスを提供し悪化を予防するため、サービス未利用者の状況把握を行います。

2. 高齢者福祉計画

邑南町のサービス種別の給付費状況			(単位：千円)			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込み	増減率 2年度見込み/29年度
訪問介護	予防	6,236	0	0	0	89.3%
	介護	58,538	56,559	56,885	57,872	
小 計		64,774	56,559	56,885	57,872	
訪問入浴	予防	0	0	0	0	
	介護	0	38	51	0	
小 計		0	38	51	0	
訪問看護	予防	978	1,594	2,069	2,754	123.3%
	介護	18,315	17,801	18,224	21,037	
小 計		19,293	19,395	20,293	23,791	
訪問リハビリテーション	予防	937	1,027	831	1,165	126.7%
	介護	5,256	4,895	5,628	6,682	
小 計		6,193	5,922	6,459	7,847	
通所介護	予防	13,946	16	0	0	79.0%
	介護	166,591	147,840	152,834	142,563	
小 計		180,537	147,856	152,834	142,563	
通所リハビリテーション	予防	21,572	22,467	24,784	24,264	103.3%
	介護	71,468	74,529	70,047	71,880	
小 計		93,040	96,996	94,831	96,144	
福祉用具貸与	予防	6,707	7,438	9,093	10,588	123.0%
	介護	33,239	35,832	40,414	38,541	
小 計		39,946	43,270	49,507	49,129	
短期入所生活介護	予防	404	608	1,155	1,290	104.9%
	介護	61,259	64,861	69,109	63,383	
小 計		61,663	65,469	70,264	64,673	
短期入所療養介護 (老健)	予防	187	612	432	247	94.0%
	介護	35,904	36,335	37,010	33,689	
小 計		36,091	36,947	37,442	33,936	
短期入所療養介護 (病院等)	予防	0	0	0	0	
	介護	0	0	28	0	
小 計		0	0	28	0	
居宅療養管理指導	予防	295	359	317	303	90.2%
	介護	3,487	3,822	3,292	3,109	
小 計		3,782	4,181	3,609	3,412	
特定施設生活介護	予防	2,426	2,387	3,491	3,097	91.4%
	介護	134,857	138,412	128,177	122,340	
小 計		137,283	140,799	131,668	125,437	
福祉用具購入費	予防	336	262	255	507	85.8%
	介護	1,743	1,062	1,370	1,276	
小 計		2,079	1,324	1,625	1,783	
住宅改修費	予防	1,608	769	549	659	74.8%
	介護	1,732	2,552	2,285	1,839	
小 計		3,340	3,321	2,834	2,498	
居宅サービス 計		648,021	622,077	628,330	609,085	94.0%
認知症対応型生活介護		54,956	57,095	53,944	52,296	95.2%
認知症対応型通所介護		3,042	2,883	1,511	79	2.6%
小規模多機能型居宅介護	予防	6,011	5,387	4,664	2,793	89.7%
	介護	29,529	30,203	28,322	29,086	
小 計		35,540	35,590	32,986	31,879	
定期巡回・随時対応		0	0	2,211	4,831	
地域密着型通所介護		17,176	18,905	15,474	15,755	91.7%
地域密着型サービス 計		110,714	114,473	106,126	104,840	94.7%
居宅介護支援	予防	8,117	6,264	6,596	6,860	93.6%
	介護	75,444	75,718	74,845	71,324	
小 計		83,561	81,982	81,441	78,184	
居宅サービス 総計		842,296	818,532	815,897	792,109	94.0%
介護老人福祉施設		406,899	396,566	383,893	393,520	96.7%
介護老人保健施設		615,096	605,352	623,771	420,363	68.3%
介護療養型医療施設		10,888	16,976	24,377	23,047	211.7%
介護医療院			1,080	14,396	225,862	
施設サービス 計		1,032,883	1,019,974	1,046,437	1,062,792	102.9%
総合計		1,875,179	1,838,506	1,862,334	1,854,901	98.9%

令和2年度は令和2年4月～令和3年1月審査分の実績換算

平成29年度より訪問介護、通所介護の予防は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

介護予防・日常生活支援総合事業負担金

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度見込み
訪問型サービス	4,779,650	10,358,223	9,441,341	9,716,000
通所型サービス	10,387,119	22,263,959	24,789,360	25,065,000
介護予防ケアマネジメント	1,691,400	3,840,800	3,989,050	3,732,000
合 計	16,858,169	36,462,982	38,219,751	38,513,000

Ⅱ. 各論

邑南町のサービス種別の給付費見込み

(単位：千円)

		令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
訪問介護	予防			
	介護	57,132	57,309	57,695
小 計		57,132	57,309	57,695
訪問入浴	予防	0	0	0
	介護	0	0	0
小 計		0	0	0
訪問看護	予防	2,252	2,254	2,217
	介護	24,167	24,180	24,180
小 計		26,419	26,434	26,397
訪問リハビリテーション	予防	1,469	1,470	1,470
	介護	6,836	6,840	6,837
小 計		8,305	8,310	8,307
通所介護	予防			
	介護	153,794	154,350	153,320
小 計		153,794	154,350	153,320
通所リハビリテーション	予防	21,575	21,217	21,086
	介護	62,943	62,686	63,261
小 計		84,518	83,903	84,347
福祉用具貸与	予防	10,587	10,466	10,345
	介護	41,649	41,216	40,924
小 計		52,236	51,682	51,269
短期入所生活介護	予防	1,722	1,723	1,723
	介護	61,910	60,940	60,940
小 計		63,632	62,663	62,663
短期入所療養介護 (老健)	予防	0	0	0
	介護	30,960	29,986	29,600
小 計		30,960	29,986	29,600
短期入所療養介護 (病院等)	予防	0	0	0
	介護	0	0	0
小 計		0	0	0
居宅療養管理指導	予防	472	488	488
	介護	3,157	3,159	3,159
小 計		3,629	3,647	3,647
特定施設入居者生活介護	予防	3,731	3,733	3,733
	介護	131,269	130,249	129,441
小 計		135,000	133,982	133,174
福祉用具購入費	予防	237	237	237
	介護	1,267	1,267	1,267
小 計		1,504	1,504	1,504
住宅改修費	予防	515	515	515
	介護	1,985	1,985	1,985
小 計		2,500	2,500	2,500
居宅サービス 計		619,629	616,270	614,423
認知症対応型共同生活介護		49,352	49,378	49,378
認知症対応型通所介護		0	0	0
小規模多機能型居宅介護	予防	5,021	5,023	5,023
	介護	22,019	22,032	21,786
小 計		27,040	27,055	26,809
定期巡回・随時対応		341	341	341
地域密着型通所介護		6,307	6,392	6,392
地域密着型サービス 計		83,040	83,166	82,920
居宅介護支援	予防	6,739	6,693	6,634
	介護	74,342	73,999	73,667
小 計		81,081	80,692	80,301
居宅サービス 総計		783,750	780,128	777,644
介護老人福祉施設		420,754	419,387	417,787
介護老人保健施設		370,072	366,888	363,500
介護療養型医療施設		0	0	0
介護医療院		168,060	170,884	173,614
施設サービス 計		958,886	957,159	954,901
総合計		1,742,636	1,737,287	1,732,545

介護予防・日常生活支援総合事業負担金

		令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
訪問型サービス		9,911,000	9,798,000	9,725,000
通所型サービス		25,221,000	24,933,000	24,747,000
介護予防ケアマネジメント		3,807,000	3,764,000	3,736,000
合 計		38,939,000	38,495,000	38,208,000

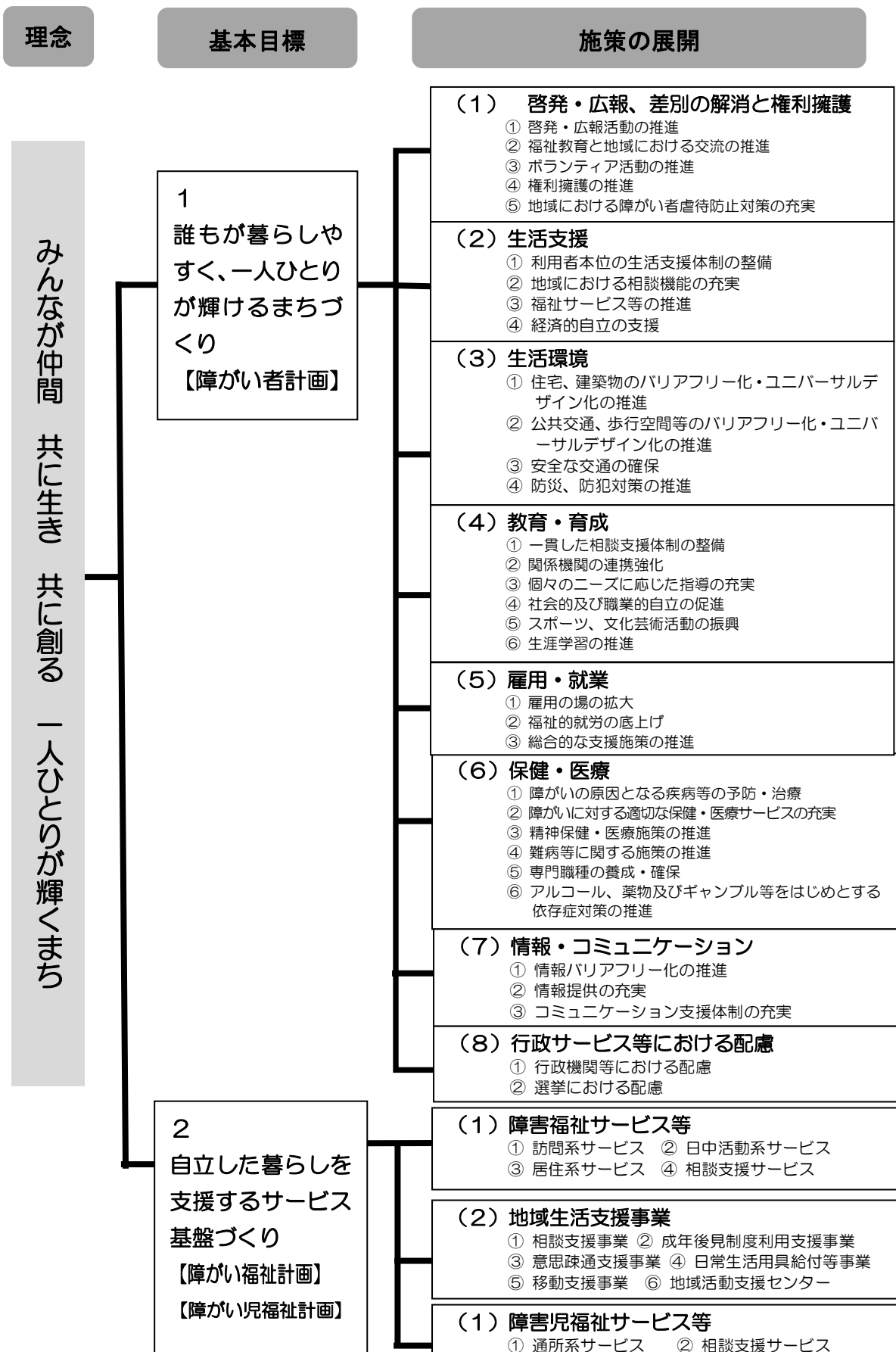
3 障がい者計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

--

令和3年3月 改定

＜施策の体系＞



3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり

【障がい者計画】

■基本理念等

①法令の根拠

障害者基本法第11条

②趣旨

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会・文化・スポーツ等のあらゆる分野への参加を促進するために策定するものです。

③基本的な考え方

障がい者の年齢や障がいの特性に応じた施策を展開し、障がい福祉計画との整合性を図りながら、障がい者の自主性を十分尊重し可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにします。

④取り組み方針

- (1) 私たちは、障がいの有無を超えて、一人ひとりがその人らしさを発揮し、輝くことができるまちをめざします
- (2) 希望する人だれもが、自分の意思に基づき社会に参画し、よりよいまちを共に創ることができるまちをめざします
- (3) それぞれの意思や権利を尊び、互いを認め合える、理解し合えるまちをめざします

■計画の期間

始期：令和3年 4月 1 日

終期：令和8年 3月 31 日

Ⅱ. 各論

<数値目標一覧>

基本目標1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり

施策の展開	数値目標	
(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護	日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人の割合	
	令和2年度 20.5%	⇒ 令和7年度 15.0%以下
(2) 生活支援	相談する人はいないと回答する人の割合	
	令和2年度 2.8%	⇒ 令和7年度 0.0%
(3) 生活環境	公共交通機関の利用が不便と回答する人の割合	
	令和2年度 23.1%	⇒ 令和7年度 20.0%以下
(4) 教育・育成	地域共生社会の考え方が理解されていると回答する人の割合	
	令和2年度 23.8%	⇒ 令和7年度 30.0%
(5) 雇用・就業	ハローワークを通じた障がい者雇用の件数	
	令和元年度 17 件	⇒ 令和7年度 20 件
(6) 保健・医療	乳幼児健診受診率	
		令和元年度 ⇒ 令和7年度
	1 か月児健診	96.6% ⇒ 100.0%
	4 か月児健診	95.7% ⇒ 100.0%
	7～11 か月児健診	98.3% ⇒ 100.0%
	お誕生日前健診	39.0% ⇒ 100.0%
	1 歳6 か月児健診	100.0% ⇒ 100.0%
	3 歳児健診	98.5% ⇒ 100.0%
(7) 情報・コミュニケーション	コミュニケーション支援を担うボランティア人数	
	令和元年度 7 人	⇒ 令和7年度 10 人
(8) 行政サービス等における配慮	障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数	
	令和2年度 年 1 回	⇒ 令和7年度 年 2 回

(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護

◆現状と課題◆

- 障がい者が地域で自立し安心して生活するために、また適切な手助けや支援を行うためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識をもつ必要があります。本町においては、障害者差別解消法に基づき、町広報紙での関連記事の掲載や「心のバリアフリー※」の推進など住民や地域、企業等に向けて幅広く啓発を行っています。
- アンケート調査において精神障害者保健福祉手帳所持者の半数以上が差別や偏見、疎外感を感じるときがあると回答しています。前回調査と比較して割合は高くなっており、また障がいのある人への理解を深めるために必要なこととして、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」が最も高くなっています。今後はより一層の啓発、広報活動の積極的な推進を図る必要があります。
- 福祉教育の取り組みとしては、身近な交流の機会を充実することが障がい者理解につながると考え、学校での体験授業や地域の行事への参加などが行われています。
- 障がいについての理解や交流の促進、支援の担い手づくりという観点からもボランティア活動を充実させることが重要です。若い世代をはじめ、ボランティア活動に関わる人員の確保が必要となっています。
- 成年後見制度及び権利擁護事業について、庁内関係課及び関係機関の連携のもと、相談窓口の周知や制度の利用が必要な人の把握、相談対応が求められます。また、成年後見制度においては後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への対応が必要です。
- 障がい者虐待については、依然として全国的に虐待事案が発生している状況にあり、予防・対策に向けた住民や障がい者福祉施設等への周知・啓発に今後も取り組む必要があります。

※ 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。

「よく感じる」が4.6%、「ときどき感じる」が15.9%、「ほとんど感じたことはない」が42.7%、「まったく感じたことはない」が24.9%となっています。所持手帳別では、精神障害者保健福祉手帳の人で「よく感じる」が12.5%、「ときどき感じる」が39.6%であり、身体・療育手帳所持者と比べて高くなっています。

●あなたは、障がいのある人への町民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。

「わからない」が26.1%で最も高くなっています。次いで「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」が22.4%、「障がいへの理解を深めるために活動する住民団体やボランティア活動への支援」が21.2%が続いています。

●あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。また、現在利用していますか。

「聞いたことがない」が31.9%で最も高くなっています。次いで「知っているが、利用していない」が27.0%、「知っているが、利用する必要がない」が21.9%が続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●障がい者への理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。

インクルーシブ教育（一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶこと）や、障がいのある人もない人も共に参加するイベントなど、障がいのある人となない人の関わる機会づくりが必要という声が挙がっています。

●障がいのある人への生活をよりよくするためには、どのような支援が必要だと思いますか。

周囲から障がいに対する理解を得られることや、公共交通機関の利便性の向上が求められています。

◆数値目標◆

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人※の割合 (アンケート調査)

令和2年度
20.5%

⇒

令和7年度
15.0%以下

※ 「よく感じる」「ときどき感じる」の合計

◆今後の方向◆

①啓発・広報活動の推進

項目	内容
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい福祉情報コーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」でも啓発記事等を掲載します。
疾病や障がいへの理解促進	・疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、人権意識の高揚を図ります。「あいサポート運動」の研修を実施し、意識啓発を進めます。 ・フィンランドゴールボールチームの合宿招致を契機に、パラリンピック競技、障がい者スポーツ体験を通し、障がい・障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー」を推進します。
障害者差別解消法の周知啓発	・障がいを理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。

②福祉教育と地域における交流の推進

項目	内容
福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。 ・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。

③ボランティア活動の推進

項目	内容
既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	・ボランティアの人員確保を図るため後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。

Ⅱ. 各論

④権利擁護の推進

項目	内容
権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。 ・「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。
成年後見制度の利用促進	・権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 ・権利擁護センターと庁内関係課との連携・役割分担を強化します。 ・低所得者における成年後見制度の利用に係る報酬助成や町長申立の費用の公費負担を継続します。

⑤地域における障がい者虐待防止対策の充実

項目	内容
障がい者虐待※の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。
虐待に対する対応の強化	・障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し「障がい者虐待防止マニュアル」に沿って関係機関との連携を図りながら迅速かつ適切に対応します。

※ 障がい者虐待の類型

- ①身体的虐待：身体に暴行を加えること。
- ②性的虐待：わいせつな行為をすること、又は障がい者にわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：衰弱させるような減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を怠ること。
- ④心理的虐待：暴言又は拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ⑤経済的虐待：養護者又は親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

(2) 生活支援

◆現状と課題◆

- 障がい者が自立した生活を送るためには、利用者本位の生活支援が提供される必要があり、困りごとや必要な支援、サービス等利用計画の作成等の相談ができる相談支援体制の充実が求められます。相談体制としては、町の各担当課や障害者総合支援法に基づき町内3か所に設置された相談支援事業所があるほか、県央保健所、県立西部総合福祉センター「いわみーる」などの相談窓口があります。アンケート調査では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が45.3%で、前回に続いて最も高い割合となっています。庁内関係課や関係機関、サービス提供事業者など、気軽に相談のできる環境づくりを今後も強化していく必要があります。
- 国の方針では、精神障がい者の地域移行の促進が求められています。アンケート調査でも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が62.9%、「ひとりで暮らしたい」が10.6%となっており、自宅での暮らしを希望する割合が高くなっています。在宅での医療ケアや福祉サービス等の生活支援を提供する体制づくりが重要となっています。
- 障がい者にとって、医療費や移動にかかる費用など経済的な負担が大きいため、経済的な自立支援として県の制度を紹介するほか、本町が独自に行っている各種の医療費助成・交通費助成制度も周知を図っていくことが求められます。
- 障がい者の地域生活において、本人・家族の高齢化や「親亡き後」の課題があり、障がい者の生活を地域全体で支える体制について考える必要があります。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●現在の生活での悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。

「家族」が68.4%で突出しています。次いで「友人・知人」が21.2%、「病院・診療所」が19.9%で続いています。

●あなたは今後どのように暮らしたいと思いますか。

「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が62.9%で突出しています。「ひとりで暮らしたい」が10.6%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が7.6%で続いています。

●あなたは、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が45.3%で最も高くなっています。次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が33.5%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が23.6%で続いています。

Ⅱ. 各論

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●精神障がい者の地域移行に向けて必要なことは何ですか。

円滑な地域生活への移行に向けて、病院や施設を出る前に支援団体とのつながりをつくる必要があるという声が挙がっています。

◆数値目標◆

相談する人はいないと回答する人の割合

(アンケート調査)

令和2年度
2.8%

⇒

令和7年度
0.0%

◆今後の方向◆

①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の情報を掲載するなど、継続した広報を行います。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。
地域生活支援拠点の整備	・地域のネットワークや社会資源を活用し、緊急時の対応を含めた安定的な体制を検討します。

②地域における相談機能の充実

項目	内容
相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。 ・精神障がい者からの相談については、保健所・町保健師・相談支援事業所等が連携し、相談機関として個別の対応を行います。
精神障がい者の地域移行推進	・地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けて、関係機関と連携しながら協議を進めます。

③福祉サービス等の推進

項目	内容
障がいの特性にあったサービスの提供	・障害者総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画に基づきサービスの提供を行います。

④経済的自立の支援

項目	内容
各種助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。 ・県の制度についても情報提供を行います。

(3) 生活環境

◆現状と課題◆

- 障がい者が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおける物理的なバリアを解消することが重要です。公共施設等の新設や改築等において、バリアフリー化基準への適合や、町役場等の拠点エリアにおける一体的なバリアフリー化を推進する必要があります。
- 買い物や行事・イベント等への参加など、社会参加に向けて移動手段を確保することは重要な要素となります。アンケート調査では、外出時に不便に感じたり困ることとして、「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」の割合が高くなっており、交通手段の不足や介助者がいない等の理由で社会的に孤立することがないように、外出に関する支援の充実が求められます。
- 本町では、平成31年4月に羽須美地域においてデマンド交通を開始、令和元年7月には地域生活バスでフリー乗降区間を設定し、交通機関の利便性を高める取り組みを進めています。
- 災害発生時の対応として、アンケート調査では一人で避難することができる人は約4割にとどまっており、できない人または避難できるかわからない人が約半数を占めています。災害発生時の避難支援等のあり方について、自主防災組織等とも連携を図りながら検討を進めていくことが重要です。
- 防犯対策においては、犯罪や事故の抑止力及び事実確認の証拠として、町内全域の主要箇所に防犯カメラを設置しています。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたが外出する際に、よく利用する交通手段は何ですか。

「自家用車（本人運転）」が40.6%で最も高くなっています。次いで「自家用車（家族運転）」が37.2%、「バス・電車など公共交通機関」が14.3%が続いています。

●あなたが外出するとき、不便に感じたり困ることは何ですか。

外出時の困ることとして、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が23.1%で最も高く、「介助者がいないと外出できない」が18.0%が続いています。

●あなたは、地震などの災害発生時に一人で避難することができますか。

「できる」が43.4%と最も高く、次いで「できない」が34.6%、「わからない」が12.0%が続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●障がいのある人への生活をよりよくするためには、どのような支援が必要だと思いますか。

日中外出するための介助や、交通手段の提供など、外出に関する支援が必要という声が挙がっています。

Ⅱ. 各論

◆数値目標◆

公共交通機関の利用が不便と回答する人※の割合
(アンケート調査)

令和2年度 23.1%	⇒	令和7年度 20.0%以下
----------------	---	------------------

◆今後の方向◆

①住宅、建築物のバリアフリー化※¹・ユニバーサルデザイン化※²の推進

項目	内容
公共施設等の整備	可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。
民間施設の整備	障がい者にとって暮らしやすい施設の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。
住宅の整備	- 町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手すりの設置、段差の解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。 - 一般住宅への入居支援や、空き家の情報提供、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。

※1 バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障がいを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン 年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人が利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共交通機関の充実	- 障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるように、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バス、リフト付タクシーの導入を、関係機関に働きかけます。 - 現在一部の地域で運行しているデマンド交通※³について、交通機関の利便性を高めるために他の地域でも導入を検討します。

※3 デマンド交通 事前予約により、利用者のニーズに応じた時刻や経路等で柔軟に運行する公共交通。

③安全な交通の確保

項目	内容
快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク※、障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。 ・通学者等をはじめとする道路利用者の安全と利便性の確保を図るため、優先度の高い道路から改善を進めていきます。
移動手段の確保	・障害者総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。

※ ポケットパーク 道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

④防災、防犯対策の推進

項目	内容
防災対策の推進	・町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、災害時における在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 ・災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。
防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。 ・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発など、交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育のより一層の充実を図ります。

(4) 教育・育成

◆現状と課題◆

- 令和2年4月1日現在、本町の18歳未満の身体障害者手帳所持者は3人、療育手帳所持者は9人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1人となっています。町内すべての保育所（園）で障がい児保育を実施しており、特別支援学級は町内小・中学校あわせて8校に設置しています。また、通常学級や保育所に通いながら、何らかの支援や指導を必要とする人のための「通級指導教室」は、小・中学校にそれぞれ1校設置しています。
- また、町内には県立石見養護学校があり、全校で37名の児童・生徒が通っているほか、町外の特別支援学校に在籍する生徒がいます。さらに、不登校・不登校傾向の児童生徒を対象にした教育支援センター「たけのこ学級」があります。
- こうした保育所（園）や小・中学校、養護学校等における特別支援教育の体制に加えて、本町では「邑南町教育支援委員会」を設置し、専門委員が児童生徒等の教育支援、就学相談に応じているほか、邑南町特別支援相談ネットワーク体制により各関係機関が連携した支援に取り組んでいます。
- アンケート調査では、学校教育終了後の進路を考えるうえでの不安として、「民間企業に就職することへの不安」が最も高い割合となっています。一人ひとりの生徒の進路希望に寄り添いながら、それぞれが自分らしく社会で活躍できる体制づくりを福祉・雇用の両面から推進する必要があります。
- また、特別な支援を要する児童生徒の相談は増加傾向にあり、福祉教育の強化や特別支援相談ネットワークによる相談支援など、支援体制を強化する必要があります。
- さらに、放課後や長期休暇中の生活についても、その児童・生徒に応じた過ごし方ができるよう、サービスの活用や体制を整備する必要があります。
- 子どもから大人、高齢者にいたるまで、スポーツや文化芸術活動を行うことは、心身の鍛練とともに心豊かな生活を送ることに役立ちます。アンケート調査では、スポーツや趣味などの文化・芸術活動に日頃参加している割合は1割程度に止まっており、誰もが気軽にスポーツ活動や文化芸術活動に参加できる環境づくりや運営方法の検討が必要です。
- 障がい者スポーツへの理解を広げていくとともに、障がいの有無を超えてスポーツを通じた交流が促進されるよう取り組みが求められます。
- 平成30年6月より「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

● 邑南町では「地域共生社会」の考え方が理解されていると思いますか。

「わからない」が40.4%で突出しています。「どちらかといえば理解されている」が19.2%、「どちらかといえば理解されていない」が9.7%が続いています。

● あなたは、学校教育終了後の進路を考えるにあたって、どのような不安を持っていますか。

進路への不安として「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が7.4%、「希望する入所施設に入所できるかどうかの不安」が6.2%が続いています。

● あなたは、最近どのような活動に参加していますか。

「家族・友人・知人との交流」「買い物（日常の買い物を含む）」には半数以上の人に参加しています。一方で「趣味などの文化・芸術活動」「スポーツ」「ボランティア活動」「インターネット上での交流」には参加している割合が低くなっています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

● 障がいのある子どもへの必要な支援は何だと思えますか。

障がいを早期発見・早期治療できる医療提供体制の整備や障がいのある子どもの居場所づくり、特別支援学級や特別支援学校の充実などを求める意見が見られます。

また、幼少期からの支援が途切れることで引きこもりにつながってしまうという声も上がっており、ライフステージに合わせた継続的な支援を受けられることが重要です。

◆ 数値目標 ◆

地域共生社会の考え方が理解されていると回答する人※の割合
(アンケート調査)

令和2年度
23.8%

⇒

令和7年度
30.0%

※ 「理解され浸透している」「どちらかといえば理解されている」の合計

◆ 今後の方向 ◆

① 一貫した相談支援体制の整備

項目	内容
妊娠期からの一貫した相談支援体制の整備	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として、「子どもまるごと相談室」において子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応し、妊娠期からの一貫した相談支援を行います。 ・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。

Ⅱ. 各論

項目	内容
発達障がい※に関する早期対応の推進	・発達障がいに関して早期発見・早期支援を保護者等の理解を得ながら行えるよう、関係機関によるネットワークの強化や個別支援、家族への支援を強化します。

※ 発達障がい 発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

②関係機関の連携強化

項目	内容
関係機関との連携	・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換の機会やスポーツ大会の支援など充実を図ります。 ・障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。 ・就学や進学、就労等で支援が途切れることがないよう、すこやかファイルを活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。

③個々のニーズに応じた指導の充実

項目	内容
早期支援の充実	・早期から保護者との関係づくりを深め、保護者及び児童のニーズをくみ取り、関係機関で見守り支援ができる体制づくりを強化します。
障がい児保育の推進	・障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 ・障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、障がい児保育の促進を図ります。

3. 障がい者計画
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

項目	内容
特別支援教育※の推進	- すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、生活・学習支援員による支援や通級指導教室の利用により、保護者との連携のもと個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 - 教育設備の整備・充実に努めます。 - 特別支援相談ネットワークを活用しながら、学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 - スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーの全小中学校の配置に努めます。 - 児童・生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくため、県立石見養護学校との連携により研修の充実に努めます。
学校における福祉教育の推進	- 児童生徒に障がいへの理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための理解教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。 - 特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会の開催の継続に努めます。

※ 特別支援教育 障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。また、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

④社会的及び職業的自立の促進

項目	内容
社会的・職業的自立の促進	- 施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適応できなかった養護学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。 - 相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。
不登校児童への取り組み	- 関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりや邑南町教育支援センター「たけのこ学級」といった社会資源の情報提供を推進します。 「たけのこ学級」を拠点に、生徒同士の交流の場や相談員と児童の関わる機会の充実に努めます。

Ⅱ. 各論

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

項目	内容
各種団体への入会の推進と運営の充実	・身体・知的・精神障がい各当事者団体について、手帳所持者に対し情報提供を行います。 ・会員の要請や必要に応じて適宜支援を行い、運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。
スタッフの充実	・障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。 ・必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	・広報誌やホームページなどの情報媒体を用いて障がい者スポーツの周知に取り組み、理解の促進を図ります。 ・障がい者がスポーツ活動に親しむことができるよう、施設や設備等の環境の整備に努めます。 ・スポーツ交流実施に当たり、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるような障がい者スポーツを通して、障がい及び障がい者理解教育の充実を図ります。
障がい者の文化芸術活動の推進	・文化芸術活動について、障がい者の芸術作品を発表する場の充実を図り、文化芸術活動の推進に努めます。 ・手話・要約筆記の提供等、障がい者のニーズに応じた工夫や配慮に努めます。
視覚障がい者の読書環境の整備	・国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、図書館利用に係る体制の整備や視覚障がい者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。

⑥生涯学習の推進

項目	内容
生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・邑南づくり教育計画や人権施策推進基本方針に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。

(5) 雇用・就業

◆現状と課題◆

- 福祉施設や作業所等での就労や一般就労を希望する人が、その希望をかなえることができる就労の場を確保できるよう、町全体での意識啓発や理解の促進、就業訓練等の支援が求められます。アンケート調査では、現在福祉施設等で就労している人や現在求職中の人のうち、福祉施設等での就労を希望する人が44.0%であるほか、短時間勤務など、障がいへの配慮があるなかで民間企業や官公庁・団体の正職員として働きたい人が16.0%、パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員が12.0%となっています。障がい者の就労支援として必要なことでは、「上司や同僚に障がいの理解があること」「企業等における障がい者雇用への理解」が割合として高くなっており、障がい者が得意とすることや配慮が必要なことなど、理解を広げていくことが求められます。
- 平成28年4月より「改正障害者雇用促進法」が施行されており、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、労働能力を適正に評価するための方策を講じる等の合理的な配慮が求められています。事業者をはじめとして、周知を進めていく必要があります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や島根障害者職業センターなど就労機関における諸制度を十分に活用できるよう、障がい者総合支援協議会就労支援部会を中心に、ハローワーク・障がい者就業・生活支援センター・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制の充実や支援が必要です。
- 障がい者が継続して就労できるよう、相談支援などアフターケアの充実が求められています。関係機関と連携し、障がい者雇用を促進するとともに就労後のフォローにも取り組むことが必要です。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●【「福祉施設、作業所等に通っている」または「現在は仕事をしていないが探している」方が対象】あなたは今後、どのように働きたいですか。

「福祉施設、作業所等で働きたい」が44.0%で突出しています。「民間企業や官公庁・団体の正職員（短時間勤務など、障がいへの配慮がある）」が16.0%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が12.0%で続いています。

●あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

「上司や同僚に障がいの理解があること」が44.6%で最も高くなっています。次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が41.2%、「通勤手段の確保」が40.5%で続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●障がい者が働くためには、どのような支援が必要だと思いますか。

短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な勤務体制や体調管理等の支援など、それぞれの障がいに配慮した支援が求められており、就労支援として企業が積極的に福祉活動に携わってほしいという意見が出ています。

また、発達障がいのある人が個性を活かして働き続けることができるよう、就労定着の支援が必要という声も挙がっています。

◆数値目標◆

ハローワークを通じた障がい者雇用の件数

令和元年度
17件

⇒

令和7年度
20件

◆今後の方向◆

①雇用の場の拡大

項目	内容
雇用の場の拡大	・雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業紹介所、県立石見養護学校、社会福祉施設との連携を強化します。 ・障がい者総合支援協議会就労支援部会を中心に、「雇用促進連絡会」を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。 ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。 ・県立石見養護学校が独自で行う就労支援対策に支援を図ります。 ・雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。 ・町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。 ・町内の福祉事業者等と連携し、農業経営者と働く場を求める障がい者をつなぐ農福連携システムを模索します。
精神障がい者の雇用促進	・精神障がい者の雇用促進に向けて、ハローワーク等と連携して支援を行います。 ・中間的就労から一般就労へ向けた取り組みを検討します。

②福祉的就労の底上げ

項目	内容
福祉的就労の充実	障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。
優先調達推進	障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。

③総合的な支援施策の推進

項目	内容
就労の継続・安定に向けた支援	- 障がい者が継続して就労できるよう、企業訪問やジョブコーチ制度※の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 - 自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。 - 職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。 - ハローワークや商工会、相談支援事業所、町内企業等と連携し、障がい者雇用の促進や就労の継続に向けて相談事業の充実を図ります。

※ ジョブコーチ 一定期間、職場に付き添って支援を行い、障がい者の仕事の自立を助ける人。

(6) 保健・医療

◆現状と課題◆

- 障がいに関する保健・医療施策では、まず障がいの予防と早期発見・早期対応が求められています。乳幼児や妊産婦に対する健診、幅広い年齢層に対する生活習慣病の予防と保健指導、健康づくりや介護予防を、自助・互助・共助・公助それぞれがバランスよく役割を果たしながら取り組むことが求められます。
- 町内に救急病院として公立邑智病院がありますが、精神科入院ができないなど、より専門的な療育、治療は困難な現状があります。精神障がい者への医療の提供や支援を可能な限り地域で行い、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、専門の診療科と地域の医療機関、サービス提供事業者、相談機関等が連携を図りながら体制を整えることが大切です。また、新たな課題となっている高次脳機能障がいについても、専門の職員や支援機関との連携が必要です。
- 障害者総合支援法により新たに障害福祉サービス等の対象となる特定疾患(難病等)について、必要とする人に必要なサービスが行き届くよう制度に関する情報提供を行うとともに、日常生活における不安等の解消を図るため相談機能の充実が求められます。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、通院していて困っていることはありますか。

困っていることとして、「待ち時間が長い」が28.4%で最も高く、次いで「専門的な治療を行う病院が身近にない」が15.4%、「医療費や交通費の負担が大きい」が11.4%で続いています。

◆数値目標◆

乳幼児健診受診率

	令和元年度		令和7年度
※1か月児健診	96.6%	⇒	100.0%
4か月児健診	95.7%		100.0%
7～11か月児健診	98.3%		100.0%
※お誕生日前健診	39.0%		100.0%
1歳6か月児健診	100.0%		100.0%
3歳児健診	98.5%		100.0%
4歳児健診	96.3%		100.0%

※1か月児健診、お誕生日前健診は平成30年出生

◆今後の方向◆

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容
健康づくりの推進	- 生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健診を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。 - 出前講座を通じて、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことができるように、事業所と連携して情報提供していきます。 - 心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健診・相談・訪問の充実	疾患や障がいのスクリーニングだけではなく、発達を育む視点で関わり、特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化します。
確実な治療の継続	- 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。 - 関係機関と連携しながら情報共有を図り、治療の継続を支援します。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

項目	内容
相談体制の充実	- 県央保健所で実施している難病相談等や研修会を活用し、相談窓口の周知に努めます。 - 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。相談支援事業所と連携しながら個別支援を行います。
リハビリテーション・療育体制の推進	障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。

Ⅱ. 各論

③精神保健・医療施策の推進

項目	内容
精神保健施策の推進	・保健活動を通じて地域の情報やニーズを把握し、関係機関と連携してタイムリーな個別支援を実施します。 ・新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、入院中からケース検討を行うなど、地域の受け皿づくりを図ります。

④難病等に関する施策の推進

項目	内容
対象疾病に関する周知	・障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、必要に応じて制度の周知や情報提供を行います。 ・適正なサービスが受けられるように、県央保健所や関係機関と連携して支援します。

⑤専門職種の養成・確保

項目	内容
専門職員の資質の向上・確保	・高次脳機能障がいやひきこもりなど新たな課題に対して研修会やケース検討などにより専門職員の資質を向上し、支援します。 ・人材確保のために福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、多様な人材の福祉職場への就労の促進、職場への定着支援を検討します。

⑥アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

項目	内容
依存症対策の推進	・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するため、関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発を行います。 ・依存症に関する相談機関や医療機関に関する情報提供や周知を行うとともに、関係機関と連携を図りながら依存症である者及びその家族の支援を行います。

(7) 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

- 今日の情報化社会においては、情報量が増大するとともに、社会生活を営んでいく上で必要な情報の入手や伝達は不可欠なものとなってきています。視覚障がい者や聴覚障がい者には、情報・コミュニケーションの面で大きな制約があります。こうした障がい者の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障がいに応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保などを進めていく必要があります。
- 本町の取り組みとしては、町からのお知らせを防災行政無線で放送するだけでなく、ケーブルテレビの行政文字放送で流すことにより、視覚・聴覚の障がいに応じた情報伝達を可能にしています。また、円滑なコミュニケーションを支援するため、ボランティア団体による手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っていますが、人員の確保が十分とはいえない状況があり、スタッフの養成が求められます。
- 障害福祉サービスに関する情報の入手方法として、アンケート調査では、「町の広報紙」や「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の割合が高く、様々な情報媒体において障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供が求められています。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、サービスに関する情報をどこから入手していますか。

「町の広報紙」が25.6%で最も高くなっています。次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が23.6%、「町役場の福祉担当課」が23.1%が続いています。

◆数値目標◆

コミュニケーション支援を担うボランティア※人数

令和元年度
7人

⇒

令和7年度
10人

※ 町内のボランティア団体に所属する、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティアの人数

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

①情報バリアフリー化の推進

項目	内容
IT 利用促進	・障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。 ・「新しい生活様式」*に対応するため、より一層のIT 利用促進に努めます。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPR や、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。
ケーブルテレビの活用	・防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。

②情報提供の充実

項目	内容
情報提供の充実	・ホームページの読み上げソフトへの対応など、多様な情報メディアにおいて視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供を推進します。 ・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページにおいて、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。

③コミュニケーション支援体制の充実

項目	内容
コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。 ・手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。

※ 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための生活様式

(8) 行政サービス等における配慮

◆現状と課題◆

- 障害者差別解消法に基づき、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、町役場をはじめとした行政機関において差別の禁止が徹底されるよう、職員に対する研修等、啓発の機会を確保することが求められます。
- 選挙等においても、本町に暮らす住民が等しくその権利を行使することができるよう、障がい特性に応じた情報提供や、不在者投票の普及など投票を行うにあたっての障壁を除去するよう取り組みます。

◆数値目標◆

障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数

令和2年度
年1回

⇒

令和7年度
年2回

◆今後の方向◆

①行政機関等における配慮

項目	内容
行政職員における障がい者理解の促進	・事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。 ・窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。 ・行政に関する情報提供にあたっては、可能な範囲で合理的配慮の提供に努め、だれもがわかりやすい情報発信を目指します。

Ⅱ. 各論

②選挙における配慮

項目	内容
選挙における配慮	・点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。 ・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。 ・投票所における声掛けや介助について、より適切な対応を目指して障がい者理解につながる研修を行います。

3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

(1) 基本的理念等

①法令の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、第88条の2
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20

②趣旨

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

③基本的理念

障がい者の自立と社会参加を基本とした障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等については、次の理念に基づいて整備を図ります。

○障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること。

○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進し、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現する。

○障がい児の支援体制の整備

障害児通所事業は、町内では1カ所で実施しているが、障害児通所施設の整備等、さらなる充実を図ること。また、関係部局とも引き続き連携し本人や家族に寄り添った療育・相談を進めること。

Ⅱ. 各論

④目的

障がい者が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 町内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(2) 計画期間及び見直しの時期

①計画期間

第1期障がい福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

第2期障がい福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

第3期障がい福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

第4期障がい福祉計画

始期：平成27年4月1日

終期：平成30年3月31日

第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）

始期：平成30年4月1日

終期：平成33年3月31日

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

始期：令和3年4月1日

終期：令和6年3月31日

②見直しの時期

令和5年度において、第6期障がい福祉計画に係る必要な見直しを行い、第7期の障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定します。

③計画の推進体制

各年度において、計画を効果的に推進するため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「邑南町障がい者総合支援協議会」があります。

その構成員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、障がい当事者団体、学識経験者、就労支援機関となっています。

その他、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等、ボランティア団体や県・国とも連携を取りながら計画を推進します。

(3) 令和5年度の数値目標

①施設入所者の地域生活への移行

基本的考え方

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行といった課題に対応するため、障害福祉サービス等の提供体制を整える必要があります。

目標値の設定

- ・自立訓練事業等の推進やグループホームの整備・体験利用等により、地域生活への移行、施設入所者数の削減をめざします。

②福祉施設利用者の一般就労への移行

基本的考え方

本町では、島根県の障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関、障害者相談支援事業所との連携を図り、「邑南町雇用促進連絡会」などの機会を通じて障がい者が安心して、様々なステップにチャレンジができる環境をつくることにより、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、圏域内企業の一般就労の状況、障がい者のニーズを勘案して目標数値を設定します。

目標値の設定

- ・就労移行支援事業所を支援することにより、令和5年度末までに2人が一般就労することをめざします。
- ・就労継続支援事業利用者のうち、希望する人が就労継続支援事業 A 型（雇用型）を利用できるように支援していきます。

Ⅱ. 各論

《障がい福祉計画(数値目標)》

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	成果目標		備 考
現在の施設入所者数	38	人	※令和元年度末の全施設入所者数とする
地域生活移行者数	0	人	※現在の全入所者のうち、施設入所から GH 等へ地域移行した者の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者数で除した値)
	0	%	
削減見込	0	人	※令和 5 年度末段階での削減見込数(割合については、削減見込数を全入所者数で除した値)
	0	%	

注) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者が地域生活へ移行する場合が想定される。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	成果目標	備 考
R5 年度末	有	年1回以上の検証・検討

3. 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	成果目標		備 考
現在の年間一般就労移行者数	0	人	※令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数	2	人	※令和 5 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項 目	成果目標		備 考
現時点施設利用者数	0	人	※令和元年度の就労定着支援事業所を利用する者の数
目標年度までの就労定着支援事業利用者数	0	人	※令和 5 年度までの就労定着支援事業の利用人員見込数
就労移行率8割以上の就労定着支援事業所割合	0	%	※令和 5 年度末までに就労定着率を 8 割以上とする事業所を 1 カ所以上が目標

3. 障がい者計画
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

《障がい児福祉計画（数値目標）》

1. 児童発達支援センターの設置

項 目	成果目標		備 考
R5年度末(1箇所以上)	0	箇所	福祉課内に設置されている「子どもまるごと相談室」と連携した新たな拠点

2. 保育所等訪問支援提供体制の整備

項 目	成果目標		備 考
R5年度末(1箇所以上)	1	箇所	町内の9カ所ある保育園、保育所との連携により実施

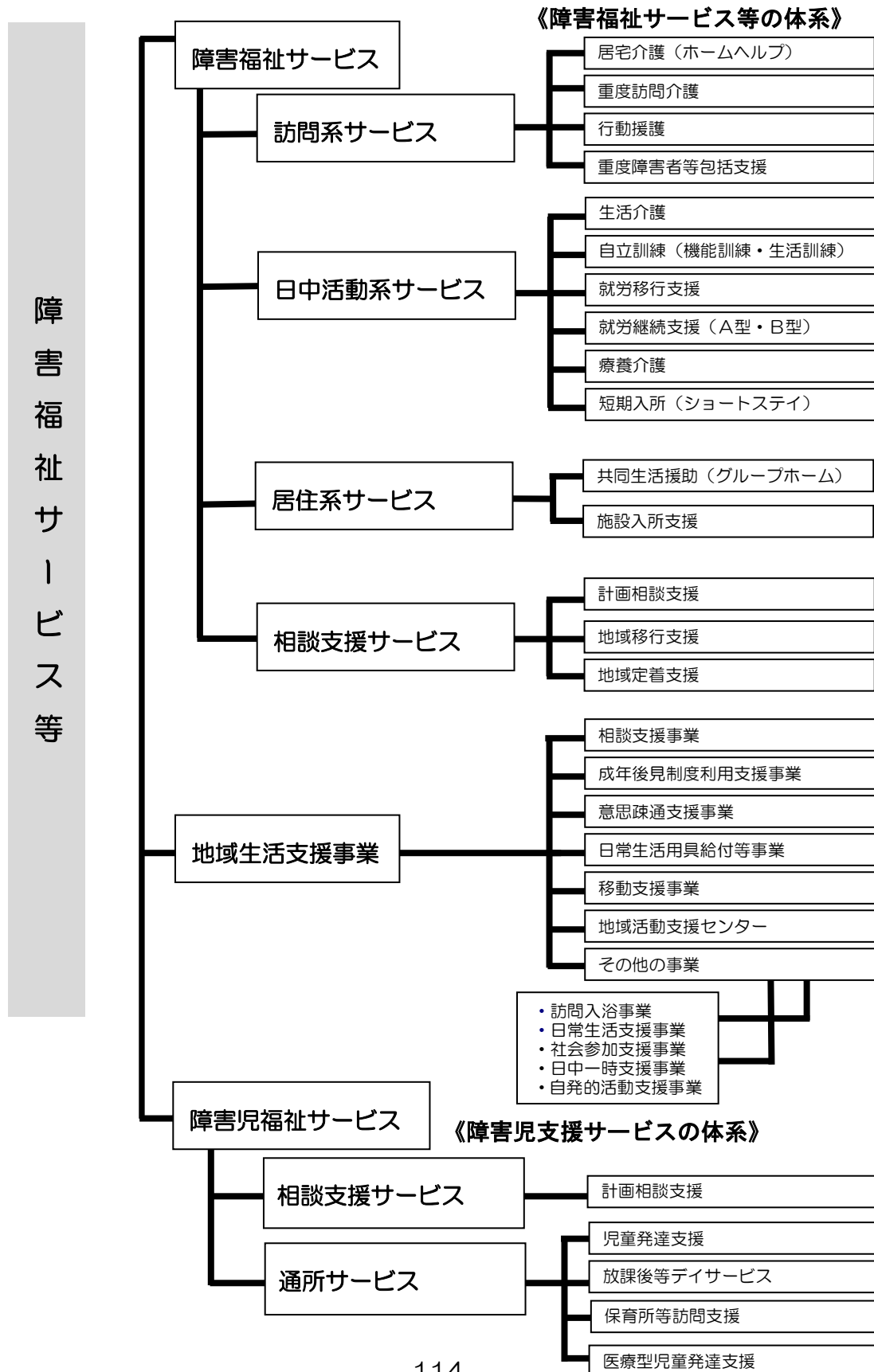
3. 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場

項 目	成果目標		備 考
R5年度末(1箇所以上)	1	箇所	相談支援事業所、教育委員会、保健課、福祉課「子どもまるごと相談室」等による協議の場

Ⅱ. 各論

(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保のための方策

①障害福祉サービス等の体系、見込量及び実施に関する考え方



3. 障がい者計画
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

見込量

《障害福祉サービス見込量》

サービスの種類		単位	3 年度	4 年度	5 年度	実施事業所
訪問系	居宅介護	人 時間	37 278	39 293	41 308	社協、ひまわり、 瑞穂西訪問介護事業所
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	人 人日	51 948	52 967	53 986	社協、緑風園、くすみ邑美園、 愛香園、いずみの里、邑智園、 島根療護園ほか
	自立訓練(機能訓練)	人 人日	0	0	0	広島市総合リハビリテーショ ンセンター
	自立訓練(生活訓練)	人 人日	10 125	10 125	10 125	はあもにいはうす、愛香園
	就労移行支援	人 人日	4 63	4 63	4 63	はあもにいはうす
	就労継続支援(A 型)	人 人日	1 22	1 22	1 22	いなほの郷
	就労継続支援(B 型)	人 人日	56 967	56 967	56 967	はあもにいはうす、愛香園、 邑智園ほか
	就労移行支援及び就労 継続支援利用者の一般 就労移行者	人	2	2	2	はあもにいはうす、愛香園、 邑智園ほか
	療養介護	人	6	6	6	安養学園
	短期入所(福祉型)	人 人日	13 140	13 140	13 140	愛香園、緑風園、安養学園、 くすみ邑美園
	短期入所(医療型)	人 人日	0	0	0	
居住系	共同生活援助	人	38	38	38	ハートホーム、愛香園ホーム サポート、緑風園ほか
	施設入所支援	人	38	38	38	愛香園、緑風園、 くすみ邑美園、邑智園、 島根療護園ほか
相談支援	計画相談支援	人	146	149	152	ハートフルみずほ、 おりーぶ、緑風園ほか
	地域移行支援	人	2	2	2	ハートフルみずほ、 おりーぶ、緑風園ほか
	地域定着支援	人	0	0	0	ハートフルみずほ、 おりーぶ、緑風園ほか

単位 人時間：1ヵ月あたりの利用者数・利用時間

人日：1ヵ月あたりの利用者数・利用日数

○グループホーム整備見込量

種類	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
	定員数(実績)	定員数(見込)	定員数(見込)	定員数(見込)	
GH	74	74	74	72	

Ⅱ. 各論

《障害児支援サービス見込量》

サービスの種類		単位	3年度	4年度	5年度	実施事業所
通所支援	児童発達支援	人 人日	14 28	14 28	14 28	西部島根医療福祉センター
	放課後等デイサービス	人 人日	15 116	15 116	15 116	みんと、西部島根医療福祉センター
	保育所等訪問支援	人 人日	4 16	4 16	4 16	西部島根医療福祉センター
	医療型児童発達支援	人 人日	0	0	0	
相談支援	計画相談支援	人	30	30	30	ハートフルみずほ、おりーぶ、西部島根医療福祉センター

実施に関する考え方

1) 訪問系サービス

在宅の障がい者を対象とした居宅介護の量的、質的充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

就労移行支援などの推進により福祉施設から一般就労への移行を図ります。

3) 居住系サービス

地域での居住の場としてグループホーム等の充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスの利用による、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

なお、新たな施設入所については本人の障がい特性をみきわめたうえ、慎重に判断します。

4) 療育系サービス

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、身近な地域で療育を受けることができるような体制を充実していきます。

5) 相談支援サービス

障害福祉サービスや障害児支援サービスの利用申請をした障がい者・児に関するサービス等利用計画・障害児利用支援計画の作成、定期的なモニタリング業務を行います。また、障害者支援施設入所者・精神科病院に入院している精神障がい者等で地域への移行・定着が必要な者に対し支援を行います。

②見込量確保のための方策

1) 訪問系サービス

障がい者の生活において必要なサービスが受けられるようサービス提供事業所（施設等）に対し、専門的人材の確保と質の向上を図るよう働きかけていきます。

また、必要な人にサービス情報が届くよう、情報の提供に努めます。

地域移行支援を推進するために、在宅の精神障がい者等に対する訪問系サービスの体制を充実していきます。

2) 日中活動系サービス

障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導を活用するとともに、障がい者総合支援協議会、ハローワーク、商工会、障害者就業・生活支援センター、身体障害者相談員・知的障害者相談員等との連携を図り、就労に関する相談等の事業を進めます。

障がい者のニーズ及び適性・能力に応じた就労ができるよう、福祉的就労の場の確保を図り、障がい者の生活の安定と就労意欲を高めるため、施設等の機能強化とともに各施設・作業所等の製品や請負作業のPRを支援して製品の販路拡大に努めます。

3) 居住系サービス

働きながら自立生活を望む障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム整備の体制を維持するとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

4) 療育系サービス

邑南町特別支援連携協議会・特別支援相談ネットワークの機能を生かしながら、充実した研修の実施、身近な事業所のスキルアップ、保護者のニーズ把握等を行うことにより、家族が安心して障がいのある子を支えることができるよう、途切れのない支援を充実させていきます。

5) 相談支援サービス

障害福祉サービスの利用申請の際、支給決定に必要となるサービス等利用計画・障害児利用支援計画の作成業務や、定期的なモニタリング業務を適切に対応できる体制を維持し、利用者の継続的な支援に努めます。

Ⅱ. 各論

なお、本町には福祉施設が7か所、地域活動支援センターが1か所あり、障がい者の入所187人、通所115人の利用があり、障がい児の通所は23人の利用があります。入所者のうち、本町出身者は26人で、残る161人は他市町村からの利用者です。通所者のうち、障がい者の本町出身者は67人で、残る48人は他町村からの利用者であり、障がい児の本町出身者は11人で、残る12人は他町村からの利用者です。

グループホームについては、現在、69人が入居されていますが、令和5年度には72人分が必要になると考えます。現在、各サービス提供事業所は、その必要量の確保・施設の老朽化への対応などに関して県の補助制度などを活用しながら施設整備に取り組んでいます。

日中活動系では、生活介護や就労継続支援B型を中心としていましたが、就労継続支援A型の利用も徐々に現れ、それに伴う就労の場及び作業メニュー、支援体制の充実が求められています。

また、平成29年時点本町出身の施設入所者47人は、令和2年には2%減となることを目標としていました。令和2年現在の施設入所者は38人となっており、引き続き令和5年度末に向けて、地域生活への移行が可能となるよう必要な取組を検討していきます。

障がい児への支援につきましては、通所の事業所が1カ所あり、さらに支援を継続していきます。

(5) 地域生活支援事業の実施に関する事項

①実施する事業の内容

1) 相談支援事業

障がい者等からの日常生活全般に関する相談に応じ、不安の解消や障害福祉サービスの利用支援につなげます。

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がい者であって、制度の利用に要する費用について援助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる者に対して、申し立てに要する経費・後見人等の報酬などを助成します。

3) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。

4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者を対象に、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図るため経済的な支援に努め、地域での生活を支えます。

5) 移動支援事業

外出に個別的支援が必要な場合に、介助員を派遣しマンツーマンでの支援を実施します。

平成 26 年度から始まった福祉有償運送により、特別支援学校への通学支援や、障害者支援施設への通所支援を行います。

6) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がい者の地域生活を支援します。

7) 上記のほか実施する事業

日中一時支援事業、社会参加支援事業等を実施し、在宅サービスの充実に努めます。

Ⅱ. 各論

②各年度における事業の種類ごとの見込量及び実施に関する考え方

《障がい福祉計画〔地域生活支援事業〕見込量》

事業名	3年度		4年度		5年度		実施に関する考え方
	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	
(1) 相談支援事業							
①相談支援事業	3		3		3		
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無		
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(2) 成年後見制度利用支援事業		9		9		9	
(3) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		5		5		5	
②手話通訳者設置事業	1		1		1		
(4) 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)							
①介護・訓練支援用具	1		1		1		特殊寝台等
②自立生活支援用具	3		3		3		入浴補助用具等
③在宅療養支援用具	3		3		3		ネブライザー
④情報・意思疎通支援用具	4		4		4		点字器等
⑤排泄管理支援用具	40		40		40		ストマ用装具等
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1		
(5) 移動支援事業 (「実利用見込み者数」上段は見込み者数、 下段は延べ見込み時間数)		35 1200		35 1200		35 1200	通学・通所・外出時の介護
(6) 地域活動支援センター	1	35	1	35	1	35	
(7) 訪問入浴事業	1	1	1	1	1	1	
(8) 日常生活支援事業							生活訓練等、自発的活動支援
(9) 社会参加支援事業	2	200	2	200	2	200	スポーツ大会、自動車改造、 自動車免許取得
(10) 日中一時支援事業	3	11	3	11	3	11	
(11) 奉仕員養成研修事業							

実施に関する考え方

相談支援事業を中心にサービスの充実を図ります。

町内にサービス提供事業所（施設等）がないメニューについては、可能な限り事業への参入を促すとともに、近隣のサービス提供事業所（施設等）の情報を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。施設サービスが充実していることが、本町の障がい者福祉資源の特徴といえますが、関連するサービスメニューについては特に、数的な不足が生じないよう、関係施設をはじめサービス提供事業者との連絡調整や支援を行う必要があります。

③見込み量確保のための方策

1) 相談支援事業

現在、相談支援事業はハートフルみずほ、サポートステーションおりーぶ、緑風園に委託して実施しています。相談体制の充実により件数は増加傾向ですが今後も邑南町障がい者総合支援協議会を核として事業所相互及び町との連絡体制を強化していきます。

2) 成年後見制度利用支援事業

制度の周知を積極的に行い、関連施設との連携を強化します。また、邑南町権利擁護センターとの連携を密にし、制度の利用を促進します。

3) 意思疎通支援事業

島根県西部視聴覚障害者情報センターやライトハウスライブラリー・関係市町等との連携を強化し、啓発を行い、必要なときに支援が受けられる体制整備を推進します。

意思疎通支援については、人材不足が懸念されるところですが、島根県西部視聴覚障害者情報センターを中心とした手話通訳等派遣コーディネート事業により、他の自治体との連携を図っていきます。

4) 日常生活用具給付等事業

情報提供とニーズ把握に努めます。

5) 移動支援事業

現在、事業所はひまわり、浜田ふかふか、瑞穂西訪問介護事業所の3か所ありますが、利用する要件など制限があり気軽に利用できない状況です。今後も町内の事業所に参入を促すなど、利用しやすい体制整備を推進します。

6) 地域活動支援センター

障がい者の地域生活を支援するためにハートフルみずほに委託し、利用促進を図ります。

7) 上記のほか実施が必要な事業

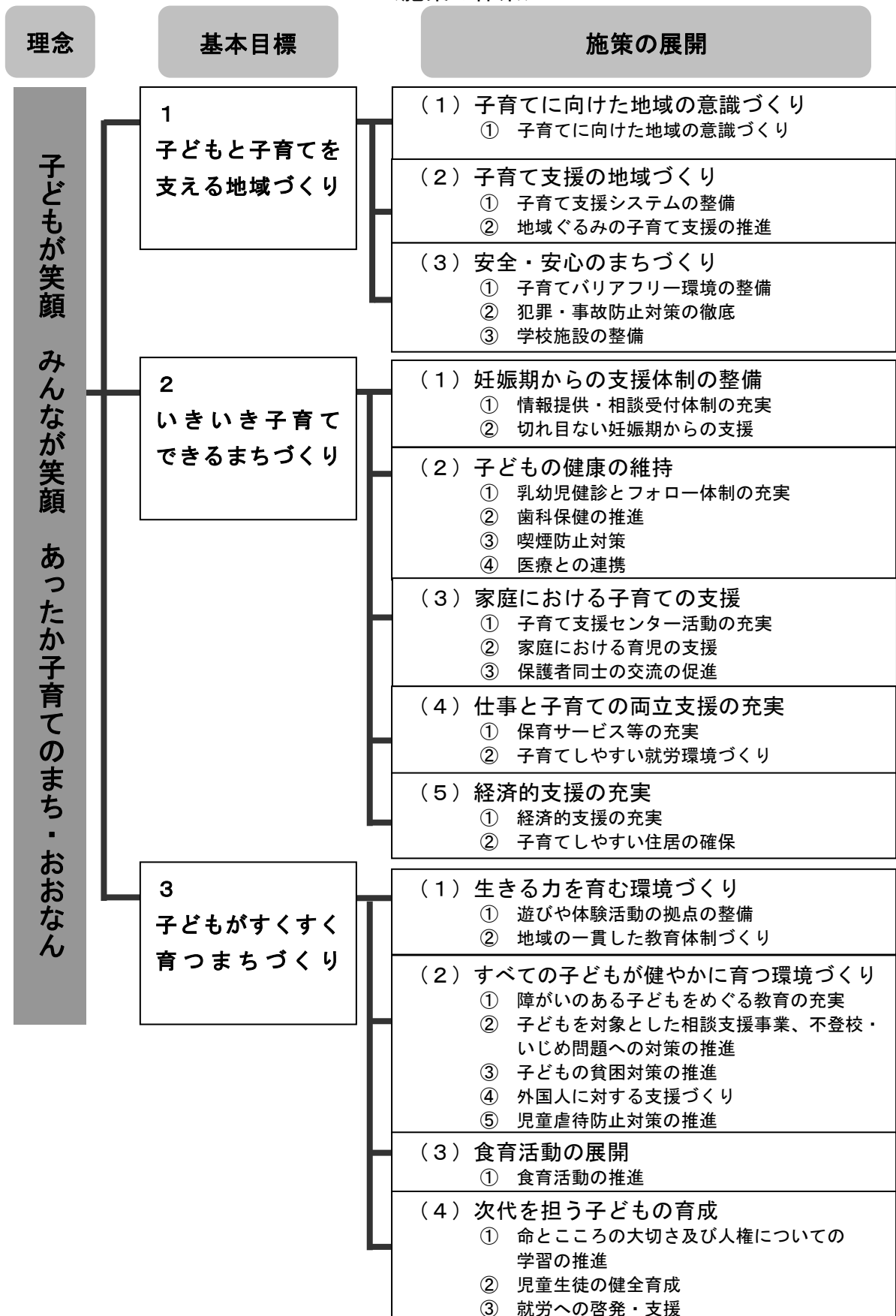
町内各事業所、当事者団体、ボランティア団体等に働きかけ、事業を推進します。

4 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月 策定
令和 2年3月 改定

＜施策の体系＞



4 施策の展開

1 子どもと子育てを支える地域づくり

(1) 子育てに向けた地域の意識づくり

◆現状と課題◆

- 次世代育成支援においてはまず、すべての住民が子どもを大切にし、子育てを見守る意識をもつことが大切です。周囲の人があたたかく迎えてくれることが、出産・育児において大きな安心要素になるといえます。
- 女性の社会参加は進み、男性の子育て参加率も徐々に高くなってきていますが、男女の固定的な役割分担意識の解消は十分とはいえず、女性へ過度の負担がかかる傾向があります。本町では、男女共同参画計画を策定し、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて事業を展開しており、子育ては母親だけで行うのではなく、家族ぐるみで行う意識づけを行い、父親・母親がともに支え合い、子育ての喜びを共有できるよう、家庭のみならず地域全体に男女共同参画の理念が浸透していく必要があります。
- 平成28年に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいと理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害者差別解消法」が施行されました。今後、さらに地域社会で共生できるよう、障がいのある子どもを取り巻く周辺環境改善に努めます。
- 全国的に少子化が進行している現状や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体が子どもの健全な育成に向けて意識の醸成を図っていく必要があります。本町においては、子育てに向けた地域の意識づくりとして、男女共同参画意識の啓発や子どもの権利に関する啓発、障がいのある子どもや障がいへの理解促進等をポスターの掲示や広報等を通じて行っています。今後も地域の理解促進を図るため、引き続き、啓発を行っていく必要があります。

◆実施目標◆

「子どもの健全な育成に向けた家族や地域の意識啓発を図ります」

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

①子育てに向けた地域の意識づくり

項目	内容
子育て意識や男女共同参画意識の啓発	・男女が性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざし、引き続き町広報紙やポスターなどの活用や講演会を行うほか、男女共同参画の推進に取り組む団体への支援・協力を行い、子育て意識や男女共同参画意識の啓発に努めます。また、おおなん魅力アップ女性会議や女性対象町政座談会を開催することにより、町の施策へ女性や子育て世代の声を反映し、子どもと子育てを支える地域社会の実現に努めます。 ・男女共同参画計画との連携と整合を図ります。
子どもの権利に関する啓発	・子どもの人権に関する学習会の開催や町広報紙、ポスターなどを活用し、子どもの権利を尊重する意識を育んでいくとともに、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの理念について、町民に対する意識啓発を継続します。
障がいのある子どもや障がいへの理解促進	・町広報紙やポスターなどの活用、「障害者の日」や「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」等の周知や交流事業の実施により、障がいのある人や子ども、障がいへの理解の促進を図ります。

(2) 子育て支援の地域づくり

◆現状と課題◆

- 少子化や核家族化の進行に伴い地域の関係性の希薄化が指摘されている中であっても、本町では、気軽に相談できる相手や場所があるという意見が高くなっています。また、子育て家庭のＩターンが増加しており、地域で子育てを支援することが必要です。こうした不安を軽減するため、町内では、民生委員・児童委員などの組織、自主サークル、ボランティアなどが、子どもや保護者を支援する活動を活発に行っています。また、毎年「わくわくフェスタ」を開催し、子育てに関する各種団体等が連携を図り、情報共有及び情報提供を行っており、参加者とともに考え行動する雰囲気がつくられています。今後も地域や関係団体との連携の強化を図っていく必要があります。
- 子育て支援センターの利用を促進するなど、定期的に親同士の交流を深めることのできる体制づくりが一層求められます。特に、ひとり親家庭、子どもの養育が困難な家庭などにおいて重要です。育児不安等により孤独を感じている子育て家庭をサポートし、地域ぐるみで子育てすることが大切です。
- 一番身近な生活の場である地域において、保護者の不安感や負担感が軽減され、子どもが安心して過ごせるよう、アドバイスや手助けを気軽に行う人が増えることが期待されます。本町では、わくわくフェスタやおおなんドリーム学びのつどい、親学プログラムの活用により、地域の意識の醸成を図っています。今後も地域における子育て力を活用し、保護者の不安や負担感の軽減に努め、交流の場づくりを進めるとともに、関係機関等と連携しながら子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

◆実施目標◆

「地域で子育てする体制を充実させます」

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

① 子育て支援システムの整備

項目	内容
子育て支援システムの整備	・子ども子育て支援に関わる団体、機関と連携し、子育て支援ネットワークを築き、現状や課題の共有を図ります。 ・ネットワークの構成員は、定期的に子ども・子育てに関する現況の把握と対策の検討・実施のために協議します。また、この計画の進捗状況について確認、検討します。 ・わくわくフェスタを継続して開催します。 ・子育てサークル、読み聞かせボランティア等の参加を促し、地域総がかりで子育てを行うという意識の向上を目指します。

② 地域ぐるみの子育て支援の推進

項目	内容
民生委員・児童委員の推進	・放課後児童クラブ、子育て支援センター等を通して親子に関わり、子どもや子育て家庭と地域のパイプ役になり、直接の手助けともなるよう活動を推進します。
地域ぐるみの子育て支援体制の整備	・放課後児童クラブや子育て支援センター、保育施設などで子育て家庭と地域とを結ぶ組織に働きかけ、地域ぐるみで子育てをする機運を高めます。
地域ぐるみの子育て支援人材育成	・青少年の非行防止、健全育成に対する意識の向上を行います。 ・親学プログラムを普及させ、親としての役割・子どもとの関わり方について学ぶ機会を提供します。 ・ファミリー・サポート・センターの実施を今後邑南町全域で検討します。
子ども会育成会の支援	・子ども会育成会のニーズに合わせた研修・講演会を実施していきます。

(3) 安全・安心のまちづくり

◆現状と課題◆

- 妊産婦、乳幼児連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、子育てバリアフリー化を推進していくことが必要です。また、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等に関する理解を深める心のバリアフリーのための取り組み等を行い、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが大切です。
- 近年、子どもたちが巻き込まれる凶悪な犯罪が増えており、子どもや保護者が安心して外出できるよう防犯体制の充実が望まれます。本町では、児童生徒の登下校時の見守り活動や犯罪被害の防止を目的として、子ども安全センターを組織し、各小中学校すべてに支部を設置しています。子ども安全センターでは通学路の点検、安全指導など、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発を行っています。その活動により、子どもたちが大きな事件、事故に巻き込まれる被害は発生しておらず、一定の成果が得られています。一方で、子ども安全センターの隊員の高齢化により、常時活動できる隊員が減少していることもあり、今後、活動内容の見直しや幅広い世代が参加できる方策を検討していくことが必要です。
- 交通事故や犯罪、災害から子どもを守るために、警察署や消防署等関係機関との連携のもと、小中学校ごとに防犯教室や交通安全教室、消防避難訓練、救命救急講習、地震訓練を実施しており、子どもたちの防犯・防災意識、交通安全意識の醸成を図っています。今後も引き続き防犯・防災・交通安全教育の充実や意識の醸成を図っていく必要があります。
- 本町では心肺停止等緊急時の備えとして、すべての保育施設、児童クラブ設置場所、小中学校及び公民館にAEDを設置しています。
- 本町の小中学校施設のうち6割以上が築40年を経過し、老朽化が著しく進んでいるため、維持管理が困難になってきています。今後多くの施設で老朽化対策が必要となるため、整備コストの抑制と適正な維持保全を進めていく必要があります。

◆実施目標◆

「安心して子育てできるまちづくりを目指します」

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

①子育てバリアフリー環境の整備

項目	内容
子育てバリアフリー環境の整備	・公共施設において、トイレにベビーシート・ベビーチェア・フイッティングボードを設置するなど子育てバリアフリー化を進めます。また、妊産婦、子どもへの配慮といった心のバリアフリー化の啓発を行います。

②犯罪・事故防止対策の徹底

項目	内容
地域の協力による防犯対策の強化	・子ども 110 番の家の設置を継続するとともに、広報活動を進め、広く住民に周知します。 ・新規に青色防犯パトロール隊員を募集し、見守り活動の更なる推進を図ります。
保育施設・学校等の安全対策の強化	・保育施設や学校施設など子どもに関連する施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を進めます。 ・AEDの使用方法を周知し、緊急時対策に努めます。
防災・交通安全対策の充実	・道路や施設の危険箇所の改善を関係機関と協力しながら進めます。 ・通学路の点検、安全指導を実施し、犯罪被害の防止や事故防止のための啓発を行います。
安全教育の充実	・子ども自身が防犯・防災意識や交通安全への意識を持ち、自分の身を守ることができるよう、安全教育の充実を図ります。
児童生徒の安全対策の充実	・邑南町子ども安全センター連絡会議を定期的に開催し、子どもの安全確保についての対策を検討します。 ・通学路に関する安全対策の検討を行う邑南町通学路安全推進部会において、通学路の危険箇所の洗い出しや対策の検討、関係機関との連絡調整を行います。

③学校施設の整備

項目	内容
学校施設の整備	・施設の更新や改修などの整備方法として、計画的な予防保全による修繕を進めます。 ・学校施設の整備展開については、子どもの視点や地域の視点を尊重し、十分な話し合いと時間をかけた合意形成を進めます。

2 いきいき子育てできるまちづくり

(1) 妊娠期からの支援体制の整備

◆現状と課題◆

- 近年、若年での入籍前の妊娠や夫婦別居、未就労など生活基盤や生活力が安定していない背景のある妊婦が多くなっています。本町においても、入籍前の妊娠や未婚での届出が増加傾向にあり、これらの家庭では、子育てに対する見通しが持ちづらく、経済面も含め子育てできる環境が十分に整っていない場合も多く、今後育児をする上でも影響が大きいことが考えられます。妊娠届出時だけでなく妊娠中に保健師が声かけなどを通じて状況把握を行い、関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。
- 平成29年度には、妊娠期を含め子どもに関する各種相談に応じることができるよう、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化させた総合相談窓口「子どもまるごと相談室」を設置しました。受けた相談に対しては、必要に応じて関係機関と連携して支援しています。また、平成30年度には、本庁に「キッズスペース」を設置し、子どもを連れて相談しやすい窓口の環境を整備しました。

■相談窓口の設置状況

相談窓口	実施概要
子どもまるごと相談室 (本庁)	●対象 妊産婦と概ね18歳までの子どもと保護者 ●事業内容 電話相談、面接相談、家庭訪問
子どもまるごと相談室サテライト (保健課)	
子どもまるごと相談室サテライト (羽須美支所)	

- 妊娠届出の6割を30代が占めており、妊娠期のリスクが高くなる可能性があります。また、近年は近隣産婦人科の閉院等により、公立邑智病院での出産件数が増加傾向にあります。本町では、公立邑智病院や県内医療機関との連携を図っており、医療機関による連絡票において、ハイリスクな妊婦や新生児について対応しています。県外医療機関との連携も引き続き必要です。
- 妊娠・出産の経過に満足することはその後の子育てにより影響を与えることから、すべての妊婦が「妊娠・出産に満足した」と感じられる環境づくりが大切です。特に妊娠期から産後直後は子育て不安を感じる妊産婦が多いことから、本町では妊婦と

4. 子ども・子育て支援事業計画

家族が安心して出産を迎えることができるよう、次のような事業を行っています。

■妊産婦を対象とした支援事業

事業名	実施概要
母子健康手帳交付時の相談、指導	●対象 妊婦 ●内容 ・ 情報提供 ・ 妊婦の状況把握 ・ 保健師による相談受付の紹介 ・ 制度の紹介
妊婦一般健診受診票の交付	●対象 妊婦 ●内容 ・ 妊婦の健康管理の徹底を目的に、妊婦健診費用を16回助成。歯科検診を全額助成。 ・ 診療情報提供のあった妊婦に対して訪問でフォローを行う。
家庭訪問	●対象 ハイリスク妊婦、特定妊婦、産婦、新生児、各健診未受診者、要指導者 ●内容 家庭内の状況把握、保健指導、新生児の発育状況確認、社会資源の情報提供
ハイリスク妊婦保健指導連絡事業	●対象 ハイリスク妊婦 ●内容 連絡票をもとにハイリスク妊婦の家庭訪問を行い、医療機関との情報交換を行う。
両親学級	●対象 妊婦とその家族 ●内容 妊娠期の過ごし方や育児技術について正しい情報の提供と仲間づくりのために開催
産婦健診	●対象 産婦 ●内容 産後2週間、産後1か月の時期に各1回ずつ医療機関において健診を行う。
産後ケア	●対象 産後4か月未満の産婦及びその乳児（申請制） ●内容 授乳相談や育児相談等について委託助産所助産師によってケアを提供する。

- 妊娠届出時に、就労している人に対し、母性健康管理指導事項連絡カードや育児と就労に関する制度について説明しており、今後もカードの活用や制度の周知に向けて説明していく必要があります。
- 現在行っている両親学級には初妊婦の約3～4割が参加されており、妊婦同士や保健師との顔つなぎの場となっています。妊婦同士の交流は、妊娠中の不安を和らげ、その後の出産・子育て期においてもよい仲間となることが多いため、交流を促進することが大切です。
- 平成29年10月から産婦健診を実施しており、産後うつ傾向の産婦について早期から連携して支援をすることができています。また、平成29年度から産後ケアを実施し、産前産後の子育て不安を感じやすい時期に助産師がサポートすることで、安心

Ⅱ. 各論

して育児がスタートできるよう支援をしています。

○不妊治療については、平成23年度から一般不妊治療費等助成制度を開始しました。

また、費用が高額で自己負担も大きいため、平成26年度より特定不妊治療費助成制度を開始しています。今後も、子どもを産み育てたい親への支援に努めるとともに、広報やホームページ等により情報提供を行っていく必要があります。

○子育てに関する情報の入手先では、就学前、小学校ともに「インターネット」の割合が前回調査時に比べ高くなっています。本町では、保護者がより利用しやすくタイムリーな情報発信を行うため、邑南町ホームページで情報提供を行っており、引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいように努めていく必要があります。

◆実施目標◆

「妊娠出産を安心して迎えらるる環境づくりを進めます」

◆今後の方向◆

①情報提供・相談受付体制の充実

項目	内容
相談受付体制の充実	・妊娠期から切れ目ない支援ができるよう、必要に応じて関係機関と連携して支援します。 ・子どもに関する各種相談に応じることができるよう、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化させた総合相談窓口「子どもまるごと相談室」について引き続き周知を行います。
情報提供の充実	・妊娠届出時や出生届出時に、個別に情報提供を行います。 ・各窓口や広報、ホームページでタイムリーな情報提供を心掛けます。 ・子育て支援ハンドブックを妊娠届出時等に配布し、情報提供をします。 ・両親学級では、妊娠期や産後の過ごし方、育児技術についての情報提供を行います。 ・妊娠届出時に、就労している人に対し、就労に関する制度について情報提供を行います。

4. 子ども・子育て支援事業計画

項目	内容
不妊治療に対する支援	・平成23年度より一般不妊治療費、平成26年度より特定不妊治療費の助成制度を実施しており、制度の継続周知を行います。 ・相談に対して、県の不妊専門相談センター等相談窓口に関する情報提供に努めます。

②切れ目ない妊娠期からの支援

項目	内容
妊娠期からの仲間づくり	・妊娠期からの仲間づくりや保健師等との関係づくり、妊娠中から産後の生活が安心して送れるよう支援するため、町内助産院と協力して両親学級を継続し、内容を充実させます。また、不参加者の実態把握を行い、より多くの人に参加しやすい内容になるよう計画します。
個別支援	・妊娠届出時に、保健師が状況把握を行い、把握した情報から支援プランを作成して個別に支援を行っています。妊娠期からの早期の支援を行い、安心した出産、子育てにつなげます。 ・支援の必要な方に産後ケア事業を活用します。 ・必要に応じて情報提供や関係機関と連携した支援を行います。
関係機関との連携	・平成29年10月から産婦健診を実施しており、産後うつ傾向の産婦について早期から連携して支援します。 ・町内助産師と連絡会を開催するなど、必要時関係機関と連携しながら支援体制を継続して整えます。

Ⅱ. 各論

(2) 子どもの健康の維持

◆現状と課題◆

- 就学前調査、小学校調査ともに、子育てをする上で悩んでいること、気になることとして「病気や発育、発達に関すること」「子どもをしかりすぎているような気がする」が上位意見としてあげられています。安心して健やかに子どもを産み育て、子どもの健康を保持・増進し、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。本町では、疾病・障がいの発生予防・早期発見・早期療育を確実にを行うため、各種健診を行っています。今後とも、健診の精度を上げ、一人ひとりに応じた支援がさらに充実することが課題となっています。また、関係機関が連携し、必要な支援が必要な時期に提供できるような支援体制や、生涯にわたって支援が継続できるよう関係機関のネットワークづくりが必要です。
- 健診体制について、1歳6か月健診は、子育て支援の一環として社会性の発達に着目した健診を行っています。4歳児健診は、年々受診率が向上しており、就学前の最後の健診として定着しています。いずれの健診においても、疾病の早期発見のみならず育てにくさを感じる親に寄り添う支援が求められており、乳幼児健診での幅広い支援の視点を持つこと、スタッフの知識・技術の向上を図ることが必要です。
また、健診後に個々人に応じたフォロー体制を充実するため、保育施設や子育て支援センターとの連携強化を図っていくとともに、未受診者についても、保育施設との連携や保健師訪問等によりフォローしていく必要があります。
- 歯科保健について、フッ素塗布・フッ素洗口事業の他、保育施設、小中学校と連携した歯科指導を実施しており、一人平均むし歯数は目標値を達成しています。家庭における乳幼児期からのむし歯予防の取り組みもあわせ、歯科指導を継続実施していく必要があります。
- 平成29年度より町内の小中学校全校敷地内禁煙となりました。また、健康増進法改定により地域の分煙は進んでおり、自治会館、集会所などの地域における分煙対策を引き続き取り組むとともに、「子どもに最初の1本を吸わせない取り組み」を行うことが必要です。
- 病気や救急医療に関するかかりつけ医を持っている家庭は9割強、町内の医療機関を受診している家庭は5割強といずれも前回調査時より増加し、公立邑智病院小児科に対しては身近で相談しやすいという意見が多く、身近なかかりつけ医として定着してきています。
- 公立邑智病院等小児医療と関係機関が連携し、子どもの健康づくりを支援するネットワークづくりとして、令和元年度「邑南町子ども健康サポートネットワーク推進委

員会」を設置しました。

◆実施目標◆

「子どもの健やかな成長のため支援体制の充実を図ります」

◆今後の方向◆

① 乳幼児健診とフォロー体制の充実

項目	内容
乳幼児健診体制の充実	・子どもの社会性を育むため、健診内容を充実させます。 ・親が感じている育てにくさや育児不安に対して、発達過程に応じた助言を行います。 ・多職種で相談に対応する健診を実施しており、引き続き、関係職種と連携して子育て支援の視点を持った健診を実施します。 ・関係職種の研修を継続し、スキルアップに努めます。
健診後のフォローの充実	・保育施設、子育て支援センターなど関係機関と連携し、継続してフォローを行います。 ・子育て不安が軽減でき、安心につながるようなフォローを行います。 ・発達クリニックやすこやか相談を活用し、多機関と子どもの経過を共有し、連携して支援します。また、年度末には発達クリニック検討会を実施し、関係者で健診の振り返りやフォロー体制の目線合わせを行います。

② 歯科保健の推進

項目	内容
フッ化物の利用・教育の充実	・町内すべての保育施設・小中学校と連携し、フッ化物利用に取り組むとともに、継続して予防教育を行います。

Ⅱ. 各論

③ 喫煙防止対策

項目	内容
喫煙防止対策の推進	・自治会館、集会所などの地域における受動喫煙防止対策に引き続き取り組みます。 ・学校と連携して、子どもへのがん教育として「子どもに最初の1本を吸わせない取り組み」を実施します。

④ 医療との連携

項目	内容
医療機関との連携の推進	・郡内の医療機関、介護福祉関連施設と行政を含めた組織である「邑智郡地域連携推進協議会」により、それぞれの役割・機能等を情報共有し、関係機関が連携し、効果的に機能が発揮でき、住民が安心して暮らせる医療の提供体制づくりを継続します。
かかりつけ医の確保の推進	・かかりつけ医のある子どもの割合が増えてきており、今後もかかりつけ医が確保できるよう情報提供を行います。
子ども健康サポートネットワーク推進委員会	・関係機関が連携して子どもの健康課題を共有し、公立邑智病院小児科医の助言を得て、今後の子どもの健康づくりの支援について取り組みを検討します。

(3) 家庭における子育ての支援

◆現状と課題◆

- 近年、Iターン者が増加しており、本町に移住した子育て家庭を支えるためにも、子育てをサポートするサービスや地域とのつながりが一層重要となっています。
- 子育てが本来もつ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう、家庭、地域、行政等が一体となって、子育て家庭同士の交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や、地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。
- 本町では、保護者の育児を支援する中心的な機関として、子育て支援センターを2か所設け、在宅で育児をしている保護者が子どもとふれあい、楽しむ場となっているほか、子どもの心身の健康づくりなど、子育てに関する知識の提供や保護者同士の交流を図っています。
- 子育て中の親にとって、子育ての仲間は、共通の悩みを相談しあったり、助け合ったりできる心強い存在です。近所に同じ年頃の子どもがいる家庭が少なく、仲間も自然にはできにくい状況もあることから、交流の場を設けることが重要です。

■子育て支援センターの設置状況

センター名	実施概要
瑞穂子育て支援センター (東光保育園内)	●対象 就学前の乳幼児と保護者及び妊産婦 ●事業内容 電話相談、面接相談、保育施設巡回相談、乳幼児診での育児相談、子育てサロンの開催、子育て交流会の開催、子育てサークルの支援、子育て情報の提供
石見子育て支援センター (東保育所内)	

- 子育てをする上で悩んでいること、気になることとして「食事や栄養に関すること」が多く、食生活に関する情報提供や個別の指導が必要です。
- 規則正しい食・生活習慣づくりとして、健康長寿おおなん推進会議や母子保健検討会等を通じて関係機関が連携して取り組みを検討し、家庭への啓発をしています。
- 各保育施設において、食・歯科をはじめとする子どもの生活習慣に関する情報提供を進めています。今後も、子どもの生活習慣や健やかな成長に向けた教室開催を継続していくことが必要です。
- 相談対応や情報発信に関する取り組みとして、乳児家庭全戸訪問や出生届出時の窓口での状況把握・医療機関との情報共有を行うことで、早期に育児不安の解消・母との関係づくりを進めています。今後も医療機関等との連携のもと、親子の心身の健康

Ⅱ. 各論

や子育てに関する情報提供を進める必要があります。

- 未就学児親子が読書習慣を身につけるための取り組みとして、ブックスタート事業を展開しています。今後も、読書活動を通じた親子のふれあいの促進をめざし、子どもの発達に応じた親子の読書活動を推進していく必要があります。
- 感性豊かな乳児にとって、木の持つ温もりや香り、さわり心地など、五感に程よい刺激を与える木のおもちゃは最適です。矢上高等学校の生徒さんがデザインした積み木を、邑南町産の木材を使って石見養護学校の生徒さんが作成し、1歳6か月検診時にプレゼントするウッドスタート事業を展開しています。豊かな心を育む取り組みのひとつとして継続していく必要があります。
- 乳幼児期は、家庭生活を中心として、徐々に地域とのつながりを広げながら、一人ひとりの基本的な生活習慣や人格形成の基礎づくりをする大切な時期です。心豊かで健やかに育っていくためには、親子のふれあいにより家族の愛情に支えられることが大切です。

◆実施目標◆

「子育てに対する負担感を軽減する事業を展開します」

◆今後の方向◆

① 子育て支援センター活動の充実

項目	内容
子育て支援センター事業の充実	・瑞穂・石見両地域の子育て支援センターの内容や行事等の情報提供を行うとともに、各支援センターが中心となって関係機関と連携して、保護者同士のつながりの場や気軽に相談できる環境づくりに努めます。
子育て講座の開催	・瑞穂・石見両地域の子育て支援センターと町内保育施設で、子育てする親の育児不安・負担を軽減するため、親子のよりよいコミュニケーション技術の提供と仲間づくりを目的とし、子育て講座を実施していきます。

② 家庭における育児の支援

項目	内容
訪問指導の充実	・妊娠期から妊婦と関わり、相談しやすい関係づくりに努め、関係機関と連携し、早期訪問による支援を行います。 ・町外に里帰りされる家庭については、電話で状況把握を行い、必要時里帰り先自治体に訪問依頼を行い、早期に支援します。 ・体重フォローや育児不安が強い場合などは、必要に応じて継続的な訪問で支援をしています。
産前・産後訪問サポート事業	・妊娠中や乳幼児を子育て中の家庭に対して一時的に家事・育児の手助けが必要な時にサポーターが有償で援助を行う事業の検討を行います。
規則正しい生活習慣づくりの推進	・家庭、地域、保育施設、学校等と連携し、ゲームやテレビなどのメディア対策も含めた啓発を行い、規則正しい生活習慣づくりを推進します。 ・保育施設、学校と連携して教室の場などで食・歯科・生活習慣に関する情報提供や啓発を行います。 ・乳幼児健診における問診票や食生活アンケートにより、生活習慣の現状や課題の把握を行います。 ・健康長寿おおなん推進会議子ども部会の取り組みとして、食や生活習慣の情報を提供し、啓発を行います。
ブックスタート事業	・4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診で継続して実施します。 ・子どもをとりまく環境が大きく変化しており、特に早期のメディア接触に対し問題が提言されています。親子読書の普及を進めるとともに、メディアとの関わり方についても情報発信します。 ・子どもたちの読書環境を整えていくために、ボランティア、保育施設、学校、公民館等の関連機関と連携して進めます。
ウッドスタート事業	・豊かな心を育む取り組みとして1歳6か月健診時に積み木のプレゼントを継続して実施します。
家庭における事故防止に向けた啓発	・家庭での事故防止対策について、乳児家庭全戸訪問時に情報提供します。

Ⅱ. 各論

項目	内容
家庭教育の充実に向けた取り組み	・子育て支援に関わる方々を対象に、親学プログラムを用いた研修を行い、子育てに対する気づき、意識を高めるための機会を作ります。 ・家庭教育支援をテーマにした講演会を開催し、地域総がかりで子どもの育成を図るという機運を醸成します。

③ 保護者同士の交流の促進

項目	内容
保護者同士の子育てサークルの活動支援	・保護者同士の子育てサークル活動を支援するため、健康センター及び子育て支援センターを拠点に、場所や情報の提供を積極的に行います。
保護者同士の交流の推進	・保護者同士が交流できるよう乳幼児健診等において子育て支援センターの情報提供を行います。また、出前講座や健診などを通じて子育て支援センターとの連携強化を図ります。 ・子育て支援センターの保育士が乳幼児健診スタッフとして携わり、支援センターの利用につながるように周知を行います。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

◆現状と課題◆

○仕事と生活の調和の実現については、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携・協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進める必要があります。保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の促進等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開し、地域の実情やライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援や育児休業制度や多様な働き方の普及・啓発を進めていく必要があります。

○法的な整備は進んだものの、仕事を優先する慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気があり、仕事と子育ての両立に向けての努力が町民・事業者に求められます。今後は、男女とも子育てに参加できる環境づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が必要であり、特に、父親の育児への参加は単に母親の育児負担を軽減するというだけではなく、子どもの成長にとっても大きな意義があります。また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続けられ、職場への復帰ができるよう配慮が必要です。

○本町では仕事と家庭の両立を希望する人が多い傾向にあり、就学前では母親の約7割が、小学校では母親の9割近くが就労しており、その多くがフルタイムでの就労になっています。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるよう、本町における保育サービスを引き続き実施するとともに、多様化するニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

○一般的に、出産・育児のために仕事をいったん辞めた後の再就職は困難な傾向にあり、女性が出産をためらう要因の一つと言われています。今後とも、女性が希望する就労形態で再就職することが叶うよう支援が必要です。

○企業に対しては、産休、育休など妊娠、出産、子育て中の従業員に対する支援策についてのアンケート調査を毎年行っています。今後も、企業の状況把握を進めるとともに、企業に対しワーク・ライフ・バランスについての理解を促進していく必要があります。

※ワーク・ライフ・バランスとは国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることを指します。

Ⅱ. 各論

〈保育施設の状況〉

施設名	認可定員	開所時間	利用年齢	特別保育サービスの 実施状況
口羽保育所	20	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
阿須那保育所	20	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
東光保育園	70	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 一時預かり保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
出羽保育園	40	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
高原保育園	40	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
市木保育園	20	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
東保育所	60	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 子育て支援センター事業 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45
いわみ西 保育所	120	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 一時預かり保育 体調不良児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～19:30
日貫保育所	20	7:15～18:15	0歳から	障がい児保育 延長保育〈月～金曜日〉 18:15～18:45

〈放課後児童クラブの状況〉

施設名
矢上地区児童クラブ
石見東児童クラブ
日貫児童クラブ
みずほ児童クラブ
たかはら児童クラブ
いちぎ児童クラブ
阿須那児童クラブ
口羽児童クラブ

◆実施目標◆

「子育てしやすい保育・就労環境の整備に努めます」

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

① 保育サービス等の充実

項目	内容
保育施設における多様な保育サービスの充実	・ 0歳～2歳児の受け入れ状況を維持します。 ・ 全保育施設における延長保育を継続します。 ・ 一時預かり保育を継続します。 ・ 病児保育（病児対応型・体調不良児型）を継続します。 ・ 土曜日の保育を継続します。 ・ 休日保育を実施するよう検討します。 ・ 多様な保育サービスに対応できる人材の確保を推進します。
保育内容の充実	・ 世代間交流活動や地域交流活動、食育活動を推進します。 ・ 保育施設ごとに地域の特色を活かした事業を行うとともに、保育施設同士の交流事業を推進します。 ・ 保育施設と保護者との関係づくりを推進します。 ・ 研修などを通じ、保育士の資質の向上・カリキュラムの工夫に努めるよう推進します。
保育施設の整備	・ 必要に応じて保育施設の整備を進めます。
在宅児を含めた預かり支援の充実	・ 一時預かり保育を継続します。 ・ 病児保育（病児対応型）を公立邑智病院（コスモス）と三上医院（るぴなす）で継続して実施します。
放課後児童クラブ等の充実	・ 放課後児童クラブを学校区ごとで引き続き実施します。 ・ 各種研修会等を通じて支援員のスキルアップに努めます。 ・ 障がいのある子どもについて、各関係機関と連携しながら受け入れを進めるとともに、研修等に出席し、支援員のスキルアップに努めます。

4. 子ども・子育て支援事業計画

② 子育てしやすい就労環境づくり

項目	内容
関係法制度の普及・啓発	・育児休業等、関係法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。
一般事業主行動計画策定の呼びかけ	・一般事業主行動計画の策定の義務がない、常時雇用する労働者が100人以下である企業にも、一般事業主行動計画の策定を呼びかけていきます。
労働時間の短縮・柔軟化等の促進	・子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について企業へ働きかけていきます。
再就職支援	・就労相談員を設置し、再就職に向けた情報の提供や就労相談会を行っていきます。
従業員に対する支援の促進	・町内企業において、産休、育休など妊娠、出産、子育て中の従業員に対する支援策についてのアンケートを実施し、状況を把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスについて理解を促進していきます。
ひとり親家庭の就労相談支援	・島根県母子寡婦福祉連合会の就労相談員やハローワークとの連携を図り、就業相談を継続して行います。

Ⅱ. 各論

(5) 経済的支援の充実

◆現状と課題◆

- 子どもを産みたいと思っても産めない背景には、子育て家庭において収入に占める養育費や教育費、医療費の負担などが高い場合が多いこともあり、支援を必要とする家庭が増えています。また、近年では、社会環境の変化や生活環境の多様化などにより、離婚や未婚での出産、ひとり親家庭（母子・父子家庭）が増加しています。様々な家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施していく必要があります。
- 母子家庭等入学就職支度金の制度を実施しているほか、児童クラブ負担金の軽減策を実施するなど、ひとり親家庭や多子同時利用家庭への経済的支援施策を進めています。
- 保健・医療に関しては、妊婦一般健診・産婦健診等の受診費を助成しているほか、乳幼児医療費助成事業の実施、また、子ども医療費助成事業として中学校卒業までの子どもの医療費の助成（保険診療分全額助成）を進めています。
- そのほか、子どもを安心して産み育てるために、子どもをもつ家庭が子育てしやすい生活空間や子育てに適した住居を確保できるよう配慮することが期待されています。

◆実施目標◆

「経済的負担への軽減策を継続実施します」

◆今後の方向◆

① 経済的支援の充実

項目	内容
健診受診票の交付	・妊婦健診（１６回）・産婦健診（２回）、妊婦歯科検診、新生児聴覚検査の受診票の交付を継続するとともに、利用を促す声掛けを行います。
乳幼児子ども医療費の助成	・医療費助成事業として中学校卒業までの医療費助成（保険診療分全額助成）を行います。
未熟児に対する医療給付	・未熟児に対する養育医療の給付を行います。

4. 子ども・子育て支援事業計画

項目	内容
チャイルドシートの貸出	・0歳から就学前までの乳幼児に対し、チャイルドシートの貸し出しを引き続き行います。
保育料等の軽減	・第2子以降を対象とした保育料免除を引き続き行います。 ・完全給食事業により、給食費の免除を引き続き行います。
放課後児童クラブ負担金の軽減	・多子同時利用家庭や、ひとり親家庭等を対象とした負担金の軽減を引き続き行います。
母子家庭等入学就職支度金の支給	・母子家庭などの児童が入学または就職するときに、支度金を支給する母子家庭等入学就職支度金の支給を引き続き行います。
遺児育成特別手当の支給	・遺児を養育している人に対し、遺児育成特別手当の支給を引き続き行います。
就学に関する経済的支援の充実	・奨学金制度の在り方を関係各課で協議し、今後の方向性を定めていきます。 ・小中学校通学助成金の支給を引き続き行います。 ・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給を引き続き行います。
子育て支援ポイント付与制度	・子育てサービスを利用した際に、町内で利用できる買い物カードへポイントを付与する制度を引き続き実施します。 ・子育てサービスを積極的に活用し、安心して子育てができる環境を整えるための制度として、利用者の拡大を図ります。
経済的支援施策の周知	・必要とする人が適切に各種制度を利用できるよう、周知を図ります。

② 子育てしやすい住居の確保

項目	内容
バリアフリー住宅の整備	・公営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対応を図っていきます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1) 生きる力を育む環境づくり

◆現状と課題◆

- 地域社会における児童数の減少は、子どもが一人で過ごしてしまうことや、あるいは同じ年頃や少人数の友人としか遊べる機会がないなど、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。子どもが、社会の中での様々な体験を通して、自ら学び主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供するとともに、地域住民や公民館などの協力によって子どもの成長をサポートしていくことが重要です。
- 本町では、各公民館及び小中学校が連携し、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした体験活動に取り組んでいます。この活動は、学校教育では得られない「地域の知恵(生きる力)」を育むものとして実施していくことが大切であり、地域総がかりで取り組めるよう体制を充実していく必要があります。
- 地域による教育体制については、地域コーディネーターや公民館が、学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みによる直接的な連携や、講師紹介や情報資料の提供等の間接的な支援を行っており、子どもたちが地域の実態や伝承文化への理解を深め、様々な地域住民とふれあう機会の提供に努めています。町内11小中学校において、各学校がそれぞれの地域素材を教材化して、地域の人材を講師とした学習を実施しています。引き続き、地域に対する興味・関心・郷土愛を育むために継続して取り組んでいく必要があります。

◆実施目標◆

「地域での遊びや体験を通じた児童の育ちを支援する
環境整備を行います」

◆今後の方向◆

① 遊びや体験活動の拠点の整備

項目	内容
健康センターにおける遊び環境の整備	・健康センタープレイルームにおもちゃ等を整備し、休日天候に関わらず利用することが出来る環境を整備し、幅広く利用の周知に努めます。
公園施設の管理	・既存の公園の整備や遊具の安全点検を徹底します。また、公園の管理が徹底されているかの確認を行い必要に応じて指導に努めます。
遊び場の検討	・公園や遊び場について、既存の施設の活用を含め、関係機関と協議、検討します。
自然を活かした遊び環境の整備	・自然を利用した遊びを通じ、学びと交流を継続します。 ・地域の自然を活用したふるさと教育・体験活動の推進を行います。
遊び場の情報提供	・子育て支援ハンドブック等により町内の遊び場に関する情報を提供します。
放課後子どもプランの推進	・子どもの安全で健やかな活動場所及び有意義な体験活動の場を確保するなど、総合的な放課後対策として実施する「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。
子どもの活動拠点づくり	・図書館が子どもたちの精神的な憩いの場になるよう、資料の収集、館内の配置に努めます。 ・今後も引き続きふるさと教育を基底に据えて、子ども向けの事業や子どもと大人との学び合い事業を行います。

② 地域の一貫した教育体制づくり

項目	内容
地域ぐるみの教育体制づくり	・家庭教育支援をテーマにした研修・町民大学を行っていきます。 ・各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを実施するとともに、地域コーディネーターと公民館の連携による、学校の授業と公民館の事業が融合した取り組みや講師紹介、情報や資料の提供等間接的な取り組みを行い、地域での交流や体験を生かした学習を展開します。

Ⅱ. 各論

項目	内容
学力・体力向上対策の推進	・子どもたちの学力・体力の向上を図るため、教育環境の整備や教育カリキュラムの検討を進め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援を行います。 ・子どもたちの確かな学力を育てるとともに、言語活動や探求学習、読書などの活動を通じて子どもたちの豊かな人間性を培うよう、町立図書館と連携するほか、子ども読書活動推進事業を活用し、図書館活用教育の推進を図ります。 ・親子読書の普及に力を入れ、言語力を向上させます。子どもが自ら読書に取り組めるよう、図書館、学校図書館が連携して指導・支援を行います。
教育情報化の推進	・性や暴力等の有害情報が子どもたちの目に触れやすくなっているため、公民館と連携をして情報モラルの教育を広報します。
ふるさと教育・体験活動の推進	・地域の自然・歴史・文化・人材を活用したふるさと教育の推進を行います。 ・幅広い世代に声掛けし幼児期から高校まで一貫したふるさと教育を目指します。 ・ふるさとの愛郷心を育むため、邑南町公民館連絡協議会で様々な分野のテーマを決め、事業を展開します。
国際交流の推進	・小学校で英語が教科化されたことを踏まえ、A L T（外国語指導助手）の小中学校への訪問回数、児童・生徒との関わり方を検討します。

(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

◆現状と課題◆

- すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障がいの有無にかかわらず、子どもやその家族に必要な支援を行い、地域全体で支えていく必要があります。
- 心身に障がいがある子どもや養育困難な家庭など、特別な支援の必要な子どもと保護者・家庭に対して、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施設の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた総合的な支援の充実に努める必要があります。
- 本町では、必要に応じて特別支援学級を設置しているほか、小学校1校、中学校1校に通級指導教室を設置し、特別な支援を要する子どもたちへの対応を進めています。また、各小中学校の通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒については、生活支援員、学習支援員を配置し、生活面や学習面での支援を行っています。
- 町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力で、町主催の研修会の講師を依頼したり、各学校からの要望に応じて相談スタッフが学校を訪問し、各種相談に対応したりしています。ケース検討会議へも参加を依頼し、専門性の必要な事例にも対応しています。また、石見養護学校で主催される研修会への関係者の積極的な参加を促しています。
- 各専門員のスキルアップとして、各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や町で配置されている各小中学校の支援員の研修会、町内関係機関を繋いだ邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開催しています。
- 学校における相談対応として、スクールカウンセラーを11小中学校に配置し、児童生徒やその保護者のカウンセリングを行い、不登校やいじめ、問題行動に対応しています。そのほか、町内全校対象にスクールソーシャルワーカーを1名配置し、11小中学校を巡回し、不登校やいじめ、問題行動に対応しています。
- いじめ防止対策として、本町では「邑南町いじめ防止基本方針」を平成26年8月に策定、平成31年3月に改定を行いました。今後も指針に基づき取り組みを進め、学校や保護者等への周知を図っていきます。
- 中学、高校等を卒業後、学校等のサポートが途切れた子どもたちが、他者とのコミュニケーションや集団での活動を経験しながら、社会的自立ができるよう、支援の体制づくりを行う必要があります。
- 生まれ育った環境により進学や就職など子どもの将来が左右され、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、様々な家庭の実態に対応した支援策を適切に実施していく必要があります。

Ⅱ. 各論

- 国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、円滑な教育・保育等の利用ができるよう支援に取り組む必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び相談等の支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずることが必要です。
- 本町においては、「邑南町要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、早期発見・早期対応に取り組んでいます。平成29年4月より子どもまるごと相談室を開設し、虐待の未然防止としての子育ての不安感や負担感を軽減するための相談体制や情報提供、地域での見守り体制の充実を図っています。
- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることにより、児童の権利擁護のため、親権者等による体罰の禁止が明文化されます。
- 本町では、多様な環境要因により生じる児童虐待に対応するため、専門性を有するスーパーバイザーの設置を検討する必要があります。

◆実施目標◆

「配慮を必要とする児童に応じた支援を実施します」

◆今後の方向◆

① 障がいのある子どもをめぐる教育の充実

項目	内容
邑南町特別支援体制 推進事業の実施	・特別な支援が必要な子どもとその家族のため、関係諸機関が連携した総合的な相談支援体制を整備し、子どもの生涯にわたって一貫した相談支援を行います。

4. 子ども・子育て支援事業計画

項目	内容
就学指導の充実	・教育支援委員会（年1回以上）、就学時健診（年1回）、すこやか相談会（月2回）を引き続き実施します。必要に応じて事前相談や訪問等を行い指導の充実を図ります。 ・子ども自身や保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り、適切な教育環境を選択・指導できるよう、教育支援委員会、関係機関、家庭の連携強化に努めます。 ・就学前の障がい等により特別な支援や配慮が必要な子どもに対して、特別支援体制の相談支援チームによる相談会や保育施設巡回を行い、早期から医療機関や関係機関と情報交換を行いながら、保護者が十分な情報のもと就学について検討できるよう努めていきます。 ・すこやかファイルを活用し、子どもの育ちや支援の経過を就学・進学・就労等途切れることがないよう、情報の共有を図ります。
子ども笑顔キラキラサポート事業の充実	・多様なニーズをもつ児童生徒に対して、きめ細やかな学習支援等を加えることで、教育効果がより上がる体制をつくります。 ・石見養護学校や浜田教育事務所などの関係機関と連携を図り、研修会などを通じて支援員のスキルアップに努めます。
特別支援教育推進体制の充実	・通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の障がいに応じた特別な指導を行います。 ・各小中学校の通常学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、生活支援員や学習支援員を配置し、生活面や学習面への支援を行います。 ・未就学児に対しても同様の特別な指導を行うと同時に、必要に応じて教育相談を実施します。 ・邑智郡ことばを育てる親の会への支援を継続し、個別の援助を必要とする子どもの保護者の不安・悩みの軽減を図ります。
障がいのある子どもの自立促進	・学校教育終了後の進路拡大を図るため、労働・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに、障がいのある子どもの自立を促進します。

Ⅱ. 各論

項目	内容
教職員等の専門能力の向上	・すべての教職員が一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行えるよう、研修などの実施を促進します。 ・各小中学校の特別支援コーディネーター研修会や支援員の研修会、邑南町特別支援体制連携協議会主催の研修会などを開催し、教職員や支援員のスキルアップに取り組みます。 ・町内にある特別支援学校の石見養護学校の協力により、研修会の講師派遣や学校からの各種相談にも対応してもらうなど、高い専門性の習得に取り組みます。 ・各小中学校の教職員に対し、町内にある特別支援学校の石見養護学校主催の研修会への参加を促します。
特別支援教育校内支援体制の推進	・支援を必要としている子ども一人ひとりの教育ニーズに応じ、教師や職員、保護者、専門家が協力して適切な教育を準備できるよう、校内委員会を開いて対応を協議し、支援します。
障がいへの理解を深める教育の推進	・子どもたちの障がいに対する正しい認識と理解を深め、自然な助け合いによって障がいのある子どもの障壁が取り払われるよう、地域づくりを進めます。

② 子どもを対象とした相談支援事業、不登校・いじめ問題への対策の推進

項目	内容
スクールカウンセラーの配置	・県のスクールカウンセラー配置事業により全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒やその保護者へのカウンセリングを行い、不登校やいじめ等の課題に対応します。 ・必要に応じて関係機関へとつなげられるよう、スクールソーシャルワーカー・教育支援センターとの連携を図ります。
思春期相談窓口の周知・連携	・保健所や石見養護学校が実施する「思春期相談」を周知し、相談に対して関係機関で連携して支援を継続します。
特別支援合同相談会の実施	・不登校や不登校傾向のある子ども、特別な支援を要する子どもやその保護者等の相談窓口として、町の専門スタッフによる邑南町特別支援合同相談会（すこやか相談会）を定期的に実施し、悩みや不安の解消を図ります。 ・相談会の情報提供を行い、引き続き相談窓口としての周知に努めます。

4. 子ども・子育て支援事業計画

項目	内容
幼児教育アドバイザーの設置	・保育施設と小学校等の連携推進のため、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの設置を検討します。
人権教育の充実	・人権教育の充実を図り、不登校やいじめのない明るい学校づくりに努めます。 ・公民館等と連携を図り研修会の開催を継続します。また、多数の参加があるよう周知します。
いじめ、不登校児への対応に関する研修	・邑南町いじめ防止基本方針に従い、いじめ、不登校の未然防止、早期発見等が学校や地域で速やかに行えるよう、啓発活動にもつながる研修や講演会を行います。
関係機関の連携	・関係機関と連携し特別支援体制推進事業を推進するなど、早期発見、対応に努めます。
邑南町教育支援センターの設置	・不登校や不登校傾向のある児童生徒が安心して過ごせる場として常時指導員2名を配置した邑南町教育支援センター（たけのこ学級）を設置し、教室での学習活動や体験活動など児童生徒の状況に応じたメニューを用意し、通級している児童生徒への対応を行います。 ・各学校に訪問し、通級のない児童生徒への対応や不登校傾向の児童生徒への関わりを通じて、学校に通いやすくなるように努めます。 ・邑南町教育支援センター（たけのこ学級）について、小中学校へ情報提供を行い、認知度の向上に努めます。 ・町内にある特別支援学校石見養護学校の支援も得ながら、不登校・不登校傾向にある特別な支援を要する児童生徒へも対応します。
青少年の社会的自立に向けた支援	・卒業に伴い、学校等のサポートが途切れた子どもたちが、社会的自立ができるよう支援団体や関係機関と連携し、支援の充実を図るための体制づくりを行います。

③ 子どもの貧困対策の推進

項目	内容
子どもの貧困対策の充実	・子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることや貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、困難や課題に早期に気づく体制づくり及び、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、地域との協働による、子どもの貧困対策を検討します。

Ⅱ. 各論

④ 外国人に対する支援づくり

項目	内容
外国人児童生徒等日本語指導協力派遣事業の推進	・ 町立の小中学校に在籍する入国児童生徒及び帰国児童生徒に対して、日本語教育の指導力を有する者を派遣し日本語指導等のサポートを行う事業を、対象となる児童生徒のニーズに応じて、しまね国際センター等との連携のもと推進します。
外国籍の子どもの支援	・ 外国籍の子どもや家庭へ配慮し、保育施設から小中学校への切れ目ない支援を行います。

⑤ 児童虐待防止対策の推進

項目	内容
児童虐待防止対策の推進	・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てを推進します。 ・ 邑南町要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を行います。 ・ 虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、母親の妊娠期から子どもの乳幼児期を通じ継続的な関わりを続けます。 ・ 乳児家庭全戸訪問や子どもまるごと相談室の機能を充実させ、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、必要な支援を行います。 ・ 子育て期の保護者に、子育て支援センターなどの利用を積極的に勧め、孤立の予防を図ります。 ・ 子育てに関する関係機関の相談・支援体制を強化し、保護者の悩みや不安の解消を図ります。
養育支援家庭訪問事業の継続	・ 家庭における養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、出産後間もない時期の家庭や、養育が困難になっている家庭に対して育児に関する具体的な指導を行う事業を継続します。
邑南町要保護児童対策地域協議会の活動強化	・ 児童虐待に関する連絡体制の強化のため、邑南町要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行います。 ・ スタッフの資質向上のため、専門性を有するスーパーバイザーの設置を検討します。

(3) 食育活動の展開

◆現状と課題◆

- 食育は、子どもが自ら健康を保つために、大変重要な取り組みであるとともに、郷土への理解が深まり、命の大切さを見つめ直すきっかけとなるなど、様々な効果が期待されており、今後も充実することが期待されます。
- 本町では、邑南町食育推進計画に基づき、特に体験を重視した取り組みを実施しています。併せて、町内の食の推進委員と連携し、伝統料理、郷土料理の継承に取り組んでいます。今後も様々な視点から、食に関する文化や慣習、地産地消等の情報を発信し、子どもたちの生きる力を育成していくことが大切です。
- 食育の一環として、学校給食に地産地消を取り入れており、児童生徒に新鮮野菜を提供する機会づくりを進めています。これらの取り組みにより、子どもの農業への関心を育んでいます。
- 今後も地産地消や地域の知恵が詰まった郷土料理や伝統料理の継承に取り組み、児童生徒のより一層の食育を図っていくことが必要です。

■食育推進に関する事業

事業名	実施概要
保育所完全給食	・保育施設の3歳以上児の給食について、家庭から米飯持参せず、保育施設で提供する「完全給食」を実施しています。令和元年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費を免除します。
保育施設における取り組み	・お茶づくり・野菜づくり・米づくり・行事食・クッキング等、保育施設ごとに独自性をもった特色ある取り組みを行っています。
学校における食育の取り組み	・学校給食、教科学習、総合的な学習の中で食育や農教育を実施します。学校給食は、学校給食法第2条（学校給食の目標）にある ○日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 ○食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 ○我が国や各地域の伝統的な食文化について理解を深めること。 ○食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。 - などの目標を達成するために、児童生徒に対して必要な指

Ⅱ. 各論

	導助言を学校ごとに行っています。 ・農産物の生産体験、食物の調理体験、消費体験など、生産から消費までの一貫した教育を行うことによって、食物を大切にする気持ちを育むとともに望ましい食習慣の定着を図ります。
--	--

◆実施目標◆

「食を通じた子どもの健康づくりを進めます」

◆今後の方向◆

① 食育活動の推進

項目	内容
邑南町食育推進計画の推進	・広報誌等を利用し食育の周知や情報提供を行い、食の大切さを伝えていきます。 ・幅広い分野に関わることから、それぞれの役割を認識し推進していくために、情報の共有や意見交換します。
学校給食を通じた食育活動の推進	・給食センターでは、引き続き地産地消コーディネーターを配置し、地元食材の利用率を高めることに努め、地産地消と安全をテーマとした給食の供給を取り組みます。 ・旬の食材を活用し、栄養バランス、地産地消にこだわった給食メニューの提供に努めていきます。 ・農業への関心や文化、慣習、地産地消等の学習を促進し、子どもたちの生きる力の育成を図ります。
食に関する学習機会の充実	・特に若い世代の学習や体験の機会を増やし、食事の基本や食習慣づくりについての学習を行います。 ・大人が食の大切さを理解する学習の機会を提供し、地域固有の食文化を継承するための人材を育成します。
保育所完全給食の実施	・3歳以上の児童に対し、給食費を免除する「完全給食事業」を継続します。

(4) 次代を担う子どもの育成

◆現状と課題◆

- 次代を担う子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義を理解し、自立心や社会性を培い、将来子どもを産み、育て、親となることへの希望を持ち、喜びを感じられるよう、取り組みが求められています。
- 子どもが安心して心身ともに健やかに育つために、親子のコミュニケーションや家庭での関わり的重要性を啓発することが必要です。
- 本町では、お互いの人権が尊重される民主的で住みよいまちづくりをめざして、町内各中学校において毎年度1回、「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正しい知識や命の大切さとともに人権について、学習を進めています。今後も、関係機関との連携のもと、保育施設から小学校、中学校、高校へとつなげていく性・命・人権教育の推進を図っていくことが大切です。
- 情報化社会の進展に伴い、テレビ、インターネット等のメディア上で性や暴力等に関する有害情報が子どもたちの目にふれやすくなっています。性や暴力等の有害情報に対し、正しい社会性を身につけていけるよう対策が必要です。
- 地域社会の中で互いに連帯する意識を高め、人間味豊かな思いやりのある心を育てるために、福祉教育と実践活動、ボランティア活動への参加等の体験学習の場を提供することや活動を支援することが必要です。
- 子どもが将来地域で自立して家庭を築いていくために、就労することが必要です。本町では、町内各中学校において3年生を対象に職場体験活動を実施しています。就労について学ぶ場であるとともに、子どもたちと地域とのふれあいの機会となっており、今後も継続した取り組みを進めていくことが必要です。

◆実施目標◆

「人権教育を進め、豊かな心を育みます」

Ⅱ. 各論

◆今後の方向◆

① 命とこころの大切さ及び人権についての学習の推進

項目	内容
人権・同和教育の推進	・「性・命・人権教育」講演会を開催し、性に対する正しい知識、命の大切さとともに人権についての学習を推進します。 ・邑南町人権・同和教育推進協議会や各学校PTA等と連携した研修会を実施します。
小・中学生及び高校生と乳幼児のふれあい促進	・学校と保育施設の連携のもと、学校の授業やクラブ活動における乳幼児とのふれあい体験学習の機会を充実します。
性教育講演会の実施	・中学校2、3年生を対象に、町と中学校の連携により、「性・命・人権教育」講演会を実施するなど、学校における教育を充実し、あわせて保護者・地域への啓発を行います。
子どものこころを考える会の開催	・子育て支援関係者が一同に会し、子どもの愛着形成の重要性に着目し、心を育てるための支援について学ぶ研修会を実施します。

② 児童生徒の健全育成

項目	内容
メディア対策等情報教育の推進	・有害情報に子どもが惑わされないよう、関係機関に対し自主規制を働きかけていくほか、メディア対策等の情報教育の推進に努めます。
思春期保健指導の充実	・薬物乱用、飲酒、喫煙の防止に向けた指導を充実します。 ・がん教育として各学校で喫煙防止について取り組めるよう連携します。
関係機関との連携	・青少年育成メッセージ伝達式、町民大学等の講演会・研修会を開催し、青少年の健全育成・非行防止への意識向上を行います。
大人になる心構えづくり	・卒業を控えた中学生・高校生を対象として、社会に出るにあたって必要な知識を教える講座の開催を継続します。

4. 子ども・子育て支援事業計画

③ 就労への啓発・支援

項目	内容
職場体験学習の推進	・生徒が就労への興味・関心を高められるよう、中学校等における職場体験学習を実施します。 ・子どもと地域のふれあいの場となるよう、取り組みの継続を図ります。
就労への支援	・県やハローワーク等と連携しながら、就労に関する情報提供を行うなどの支援に努めます。

事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項においては、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本町では、保育所等の配置状況や子どもの人数等を勘案し、町全域を 1 区域として設定します。

2 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性や年齢により、1 号～3 号の 3 段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1 号	3 ～ 5 歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2 号	3 ～ 5 歳	保育が必要な子ども	保育所・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
3 号	0 ～ 2 歳		保育所・認定こども園を利用できる家庭

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定（認定こども園・幼稚園）

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	4	4	1	1	1	1	1

確保方策 (特定教育・保育施設)	0	1	1	1	1	1	1
---------------------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	3～5歳
確保方策について	■幼稚園の利用希望は少数であり、本町には幼稚園がないため、1号認定は保育所に対応する。保育所においては、入所児童が定員数を満たしていないため、量の見込みについて現状の体制で対応可能です。

(2) 2号認定（認定こども園及び保育所）

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	152	150	205	191	183	185	180

確保方策 (特定教育・保育施設)	225	221	245	250	250	250	250
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	3～5歳
確保方策について	■2号認定(認定こども園及び保育所)は保育所に対応する。保育所においては、入所児童が定員数を満たしていないため、量の見込みについて現状の体制で対応可能です。
備考	実績値は、3～5歳の保育所の入所児童数

Ⅱ. 各論

3) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

（単位：人）

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	109	106	155	150	150	150	150

確保方策 （特定教育・ 保育施設）	0歳	154	153	30	30	30	30	30
	1・2歳			125	120	120	120	120

対象年齢	0～2歳
確保方策について	■3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）は保育所で対応する。量の見込みについて現状の体制で対応可能です。
備考	実績値は、0～2歳児の保育所の入所児童数

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策 (特定教育・保育施設)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策について	■子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携・調整を実施する事業です。 ■平成29年度役場福祉課内に「子どもまるごと相談室」を、サテライトとして瑞穂支所、羽須美支所に相談窓口を設置しました。妊娠期を含め子どもとその保護者に関する各種相談に対応し、必要に応じ関係機関との連携・調整を行います。						
----------	---	--	--	--	--	--	--

(2) 地域子育て支援拠点事業

(単位:人回)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	175	176	3,520	3,520	3,520	3,520	3,520

確保方策 (特定教育・保育施設)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■子育て中の親と子がふれあい、相談や交流ができる場として、瑞穂子育て支援センター(東光保育園内)と石見子育て支援センター(東保育所内)の2か所で実施しています。各保育施設を巡回しながら、今後も内容の充実に努めます。						

Ⅱ. 各論

(3) 妊婦健康診査

		実績値		見込値				
		H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	対象人数（人）	55	53	60	60	60	60	60
	健診回数（回）	16	16	16	16	16	16	16
	実施数（人回）	880	848	960	960	960	960	960

確 保 方 策	実施場所	—	—	町と委託契約を締結した医療機関
	実施体制	—	—	1人あたり16回分の受診票を交付し、各医療機関で実施
	検査項目	—	—	厚生労働省が示す妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準じる
	実施時期	—	—	受診票交付日から出産日まで

確保方策について	■継続して実施します。
----------	-------------

4. 子ども・子育て支援事業計画

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	55	53	60	60	60	60	60

確保方策	実施場所	—	—	乳児のいる家庭			
	実施時期	—	—	生後4か月まで			
	委託団体等	—	—	町保健師で対応			

確保方策について	■継続して実施します。
----------	-------------

(5) 養育支援訪問事業等

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	5	5	5	5	5	5	5

確保方策	実施場所	—	—	養育支援が特に必要な家庭			
	実施時期	—	—	産前、産後で育児が困難な妊産婦に保健師が訪問			
	委託団体等	—	—	町保健師で対応			

確保方策について	■継続して実施します。
----------	-------------

Ⅱ. 各論

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0	0	0

確保方策	0	0	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等、児童養護施設等で一定期間児童を養育・保護を行うことによりその児童及びその家庭の福祉の向上を図るものです。現状は実施していませんが、ニーズの動向をみながら今後実施を検討します。						

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【小学校低学年・高学年合計】

（単位：人日）

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0	0	0

確保方策 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0	0	0	0
---------------------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	小学生児童						
確保方策について	■平成29年度、石見地域にファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織）を開設しました。現状は就学児の利用実績はありませんが、就学前児童の利用があるため、ニーズの動向をみながら、今後実施拡大を検討します。						

4. 子ども・子育て支援事業計画

(8) - 1 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0	0	0

確保方策 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
---------------------	---	---	---	---	---	---	---

対象年齢	3～5歳						
確保方策について	■本町には幼稚園がないため、一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)の見込値はありません。						

(8) - 2 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	199	195	302	302	302	302	302

確保方策 (特定教育・保育施設)	225	409	302	302	302	302	302
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■一時預かり事業について、東光保育園(月～土)、いわみ西保育所(月～金)の2か所で実施しており、ファミリー・サポート・センターとあわせて、量の見込みについて現状の体制で対応可能です。ニーズの動向をみながら、今後実施拡大を検討します。						

Ⅱ. 各論

(9) 時間外保育事業（延長保育）

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	763	744	47	47	47	47	47

確保方策 (特定教育・保育施設)	43	40	47	47	47	47	47
---------------------	----	----	----	----	----	----	----

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■9保育施設で延長保育を実施しており、量の見込みについて現状の体制で対応可能です。						

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業：病児・緊急対応強化事業)

(単位:人)

	実績値		見込値				
	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	134	131	429	429	429	429	429

確保方策 (特定教育・保育施設)	406	365	429	429	429	429	429
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0～5歳						
確保方策について	■病児保育事業のうち、病児病後児対応型は、公立邑智病院(コスモス)と三上医院(るぴなす)で実施しており、体調不良児型はいわみ西保育所で実施しています。量の見込みについて現状の体制で対応可能です。ニーズの動向をみながら、今後実施拡大を検討します。						

4. 子ども・子育て支援事業計画

(11) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

（単位：人）

	実績値		見込値				
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	186	181	203	205	207	202	202

確保方策 （特定教育・保育施設）	190	202	210	210	210	210	210
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	小学生全学年児童						
確保方策について	■児童クラブについて、学校区ごとに実施しており、量の見込みについて現状の体制で対応可能です。						

5 第2次健康増進計画

平成25年3月 全面改定
平成31年3月 変更

5-1. 第1次健康増進計画の成果

- ・第1次健康増進計画は平成18年3月に策定し、計画期間を平成18年度から平成24年度までを第1次として、「一人ひとりが健康で活気あるまち」の実現を図るため、「生涯を通じた健康づくりをめざす」「健康づくりをみんなで進めるための環境づくり」を基本目標に健康長寿日本一を目指して取り組んできました。推進にあたっては、疾病を予防するための一次予防を重視した「バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進」「運動による健康づくりの推進」「こころの健康づくりの推進」「たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進」「歯の健康づくりの推進」「生活習慣病予防の推進」「生涯現役の推進」の7つの施策を柱に取り組んできました。また本町の現状と課題から、計画期間である7年間に特に重点的に取り組む事項について、「個人・家庭の行動目標」「地域社会の行動目標」「健康を支援する環境づくり目標」「行政の取り組み」等具体的に分けて設定しました。
- ・推進組織として「健康長寿おおなん推進会議」を立ち上げ、関係機関及び関係団体等が一体的な取り組みを継続的に実施していく健康づくり推進体制を整備しました。
- ・学校、職域、栄養士会、歯科衛生士会等保健医療関係団体や食の推進員協議会等で、住民への出前講座や施設の禁煙、各種キャンペーンへの協力、構成団体への研修や声かけなどが積極的に行われた結果、広く健康に関する関係機関及び関係団体の自主的な取り組みが活性化しました。

【健康指標の成果】

- ・健康指標では、メタボリックシンドロームや介護予防の概念の普及とあいまって、町民の健康づくりへの意識が向上し様々な健康づくりに取り組む人の割合が増加しました。また、一部のがん、脳血管疾患、虚血性心疾患の死亡率が減少するとともに、歯や口腔の健康に関しては残存歯が増加する等健康指標の改善につながりました。

【行動目標】

- ・健康目標を達成するための行動目標では、朝食を食べている人や間食を1日1回までにしている人の割合、積極的に運動する人、喫煙率の低下、歯磨きする人の割合の増加等多くの項目で目標を達成、または改善しました。

【環境整備目標】

- ・健康づくりを支援する環境では、禁煙・分煙施設、身近な運動の場、学習の場等が増加しました。

町の健康課題と今後求められる活動

- ① 邑南町の国保医療費の中で、生活習慣病の占める割合は30%です。年齢調整有病率¹⁾は県と比較しても高くはありませんでしたが、近年増加傾向にあります。また、糖尿病や高血圧、脂質異常症等は進行すると脳血管や心疾患等の重篤な病気に移行します。死因の6割を生活習慣病が占めていることを踏まえ、取り組みを強化していくことが必要です。

- ② 糖尿病患者は年々増加しています。邑南町はずっと腎不全による医療費が高い状況が続いています。これまでは糖尿病からの透析は 25%とあまり高くはありませんでしたが、糖尿病性腎症で通院中の方が国保だけでも 70 名近くあることから、糖尿病性腎症の管理を行い、悪化による透析を防いでいくことが重要となります。それに併せて、啓発活動により発症を予防すること、境界域からの糖尿病対策を強化し重症化による合併症を防ぐことが重要です。
- ③ 高血圧の一人当たりの国保医療費は高くはありませんが、医療機関で治療の方が多いため、総医療費を引き上げる要因となっています。高血圧は自覚症状がなく一般的な病気であり、病気に対する危機感が低いこと等から生活習慣の改善にむすびつきにくい状況です。保健活動も近年糖尿病や脂質異常症を中心とした取り組みが中心でしたが、再度高血圧対策に力を入れていく必要があります。
- ④ がんは死因の第 1 位を占め患者数が増加しています。邑南町では特に女性が増加傾向にあります。国保医療費をみると壮年期（65 歳まで）の一人当たり・一件当たりの費用が高い状況です。各種がん検診受診者を増やし、早期発見、早期治療に結びつけるとともに分煙対策や禁煙支援などのたばこ対策に力を入れていく必要があります。
- ⑤ 精神疾患医療費は早期退院支援が進み、入院医療費は減少していますが、うつ等による外来患者、医療費は増加しています。町が実施した健康調査でも、各年代ともにストレスを抱えている方は多く、意識啓発を行うことでうつ病、ひいては自死を減少させる取り組みが必要です
- ⑥ 高齢化の進行した本町では、国保医療費、後期高齢者医療費ともに筋骨格系疾患の占める割合が高い状況です。また、介護状態になった原因の 26.9%を筋骨格器疾患が占めており、介護予防の視点からも取り組みが必要です。当町は運動を中心とした保健活動に積極的に取り組んでおり、これを継続することで筋骨格系疾患を予防することが必要です。また、運動は生活習慣病、介護予防、認知症予防と幅広い効果をもたらすことから、運動に関する意識啓発、運動実践者を増やす取り組みを継続することが必要です。
- ⑦ 認知症は介護が必要となる原因の一つですが、平成 23 年度介護認定における認知症を有する方（日常生活自立度Ⅱ以上）は増えています。（要介護認定者 1,130 人の内、635 人で 56%）保健活動では生活習慣病の予防、運動の推進により脳血管性認知症を減少させる取り組みを推進しますが、町全体としては認知症に対する正しい知識の普及や地域で認知症患者を支える取り組み等地域を上げた認知症対策が必要です。

※年齢調整有病率¹⁾ 人口構成（年齢や人口）が基準人口と同じだった場合に実現されたであろう罹患率

5-2. 基本的な考え方

① ライフサイクルに応じた継続した保健活動と一次～三次予防の取り組み

こころや身体健康づくりは子どもの頃からの正しい生活習慣の定着に始まり、生活習慣病が発症し始める青壮年期の健康づくり活動、また、高齢期を迎える時期の健康づくりや介護予防へとライフサイクルに応じて継続されるべきものです。また各年代における取り組みは生活習慣の改善を図り病気になることを予防していく一次予防、病気を早期発見、早期治療に結びつける二次予防、病気の重症化予防や社会復帰を促進する三次予防と重層的に取り組めます。

② ソーシャルキャピタル²⁾に着目した地域を中心とした自主的な健康づくりの推進

近年ソーシャルキャピタルの概念をもとに、地域のつながりを強めることで、健康づくりを推進する活動が注目されています。以前の邑南町は、地域のつながりが強く地域で支え合って生活していましたが、近年高齢化の進展、高齢者世帯の増加、小規模・高齢化した集落の増加等により、地域のつながりの希薄化が問題となっています。

町民一人一人が健康で生き生きと生活していくために、住民相互の支え合い等地域の絆を強め、健康を支え守るために社会環境整備を図り、地域を中心とした自主的な健康づくり活動を推進します。

※ソーシャルキャピタル²⁾ 人々の協調行動を活発にすることによって社会の公立性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴、物的資源や人的資本等と並ぶ新しい概念。(アメリカの政治学者 ロバート・パットナムの定義)

③ 多様な分野と連携した総合的な保健活動の推進

健康づくり活動をより推進するためには、個人や家庭における自助、自治会や地域における互助に加え、それらを取り巻く機関や各種団体による共助、公助の仕組みづくりが必要です。健康長寿おおなん推進会議を中心に、学校や保育所、職域、ボランティア団体、自主グループ、医療保険者等と連携を深め、町を上げて健康づくりに取り組む体制づくりの推進に努めます。

推進する柱

1 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進

- ・健康で生き生きした生活を送り、生涯現役で生活できる健康なまちづくり実現のためには、住民参加が不可欠です。住民主体の自主的な健康づくりを推進していきます。

2 生涯を通じた健康づくりの推進

1) 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進

- ・子どもや若者の基本的な食生活や生活習慣の定着を図るとともに、健康に生きる力を育みます。

2) 働きざかりの青壮年の健康づくりの推進

- ・仕事や子育て等で忙しく、自分の健康がなおざりになりやすい時期であり、かつ、生活習慣病が発生しやすい時期に、自分の健康に目を向け生活を振り返り生活改善に取り組む働きかけを行います。
- ・また、将来を見据え、生涯現役で生き生きと高齢期を迎えられるよう、介護予防を視野に入れた健康づくりを行います。

3) 高齢者の健康づくり、介護予防の生きがいつくり、社会活動への支援

- ・介護予防に着目した健康づくりに取り組むことが大切です。そのためには生活習慣病の発症や重症化予防とロコモティブシンドローム（運動器症候群）³⁾に着目して取り組むことが重要です。

※ロコモティブシンドローム（運動器症候群）³⁾ 筋骨格運動器系の疾患や加齢による運動機能不全といった運動器の障害により、介護が必要となるリスクが高い状態になること。

3 疾病の早期発見、合併症・重症化予防

- ・糖尿病、高血圧による脳血管疾患等生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防のため、効果的な健診や保健指導の実施体制を整備します。
- ・生活習慣病患者を継続的に支援するため、医療機関と連携した保健指導を行う体制整備を進めます。
- ・がんの早期発見、早期治療による重症化防止と相談体制の整備、たばこ対策に取り組み総合的にがん対策を進めます。

4 多様な実施主体による効果的な連携と体制づくりの推進

- ・健康を支え、守るための社会環境づくりのため、健康長寿おおなん推進会議を推進母体に、全ての町民が参画した町を上げての健康づくりに取り組みます。
- ・健康づくり活動推進のためには、保健と医療の連携が不可欠です。医師に積極的に健康づくり活動に参画してもらう体制づくりを行います。

5－3. 関係機関・団体の役割

町民、関係機関・団体、行政が三位一体となった健康長寿おおなんの町民運動を展開するため、それぞれの役割をまとめました。

個人・家庭

生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、様々な健康づくり活動に取り組む。地区の健康づくりに積極的に参加し、継続的な健康づくりを行う。

保育所

子どもの健康的な生活習慣の確立を意識し、家庭や地域と連携した活動に取り組む。

学校

保健学習の充実強化を図るとともに、学校保健委員会等の活動を軸に、家庭、地域と連携した学校ぐるみの健康づくり活動に取り組む。

事業所等

健康学習や健康グループ活動等を通じ、職場の生活習慣病予防やこころの健康づくりが促進されるよう、積極的に取り組む。

自治会・民生委員等住民団体

関係機関と連携を図り、地区ぐるみの健康づくりに取り組む。

情報発信機関

ケーブルテレビ・ホームページ・広報等活用し、科学的根拠に基づいた健康情報を伝達、提供する。健康づくりの好事例について情報発信し、地域での健康づくりの活性化を図る。

県・保健所

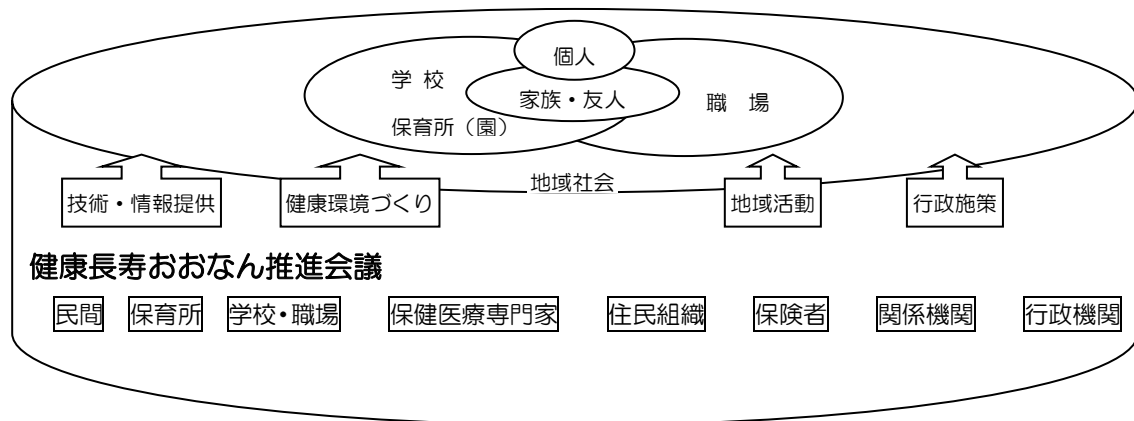
地域全体の健康情報の分析や課題の把握を行い、地域における健康づくりの推進について関係機関と方向性を共有し、健康なまちづくりを支援する。

町

健康増進計画を策定し、健診、健康教育・相談、保健指導など必要な健康づくり対策を実施するとともに、地域における健康づくりを推進する基盤整備を行う。

5-4. 推進体制

関係機関及び関係団体等が一体的な取り組みを継続的に実施していくために、広く健康に関する関係機関及び関係団体等から構成される中核的な推進組織「健康長寿おおなん推進会議」を設置し、推進体制を整備します。



計画の推進と進行管理

- 構成団体と各種計画の取り組みを実践し、「健康づくり」の気運を盛り上げ、計画を推進し、進行管理を行います。
- 各種取組を効果的に実施するための議論を深め、計画を着実に実施します。
- 各種調査を行い、目標値改善状況の評価を実施します。

5-5. 基本目標と社会環境づくりのスローガン

(1) 理念 「一人ひとりが健康で活気あるまち」

(2) 基本目標

- 1) 健康的な生活習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりをめざす
- 2) 健康づくりをみんなで進めるための環境づくりに取り組む

(3) 健康目標

「健康寿命を延ばす」

○平均寿命を延ばしましょう

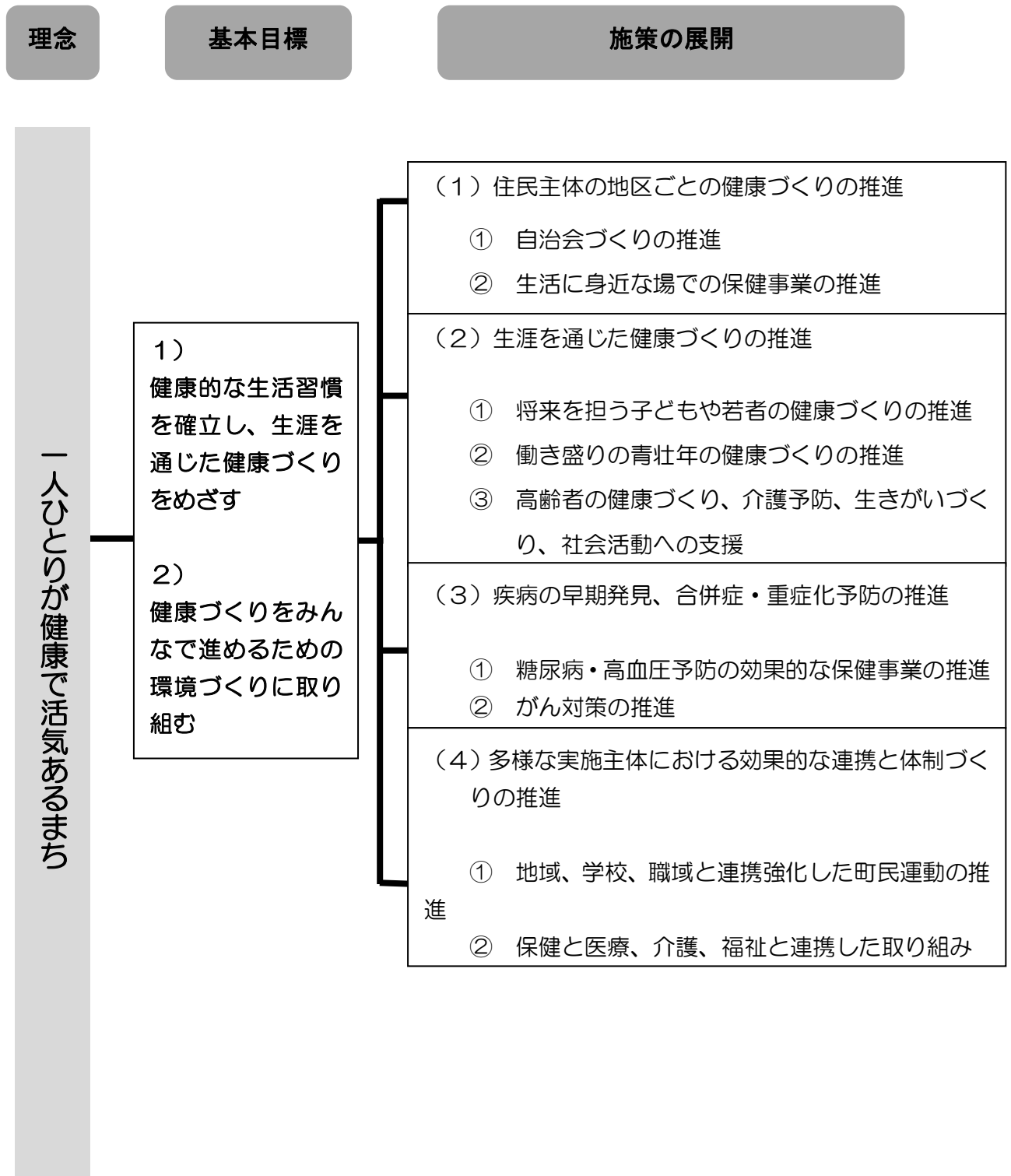
○65歳の平均自立期間を延ばしましょう

町民の健康を支え、健康を守るための社会環境づくりのスローガンを掲げ、「基本的な考え方」に示した柱を推進します。さらに、「健康目標」や個人が健康づくりに取り組む「行動目標」を掲げ、町民、関係機関・団体、行政が三位一体となった町民運動を展開します。（詳細は7. 計画の目標を参照）

(4) 社会環境づくりのスローガン

- 1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進
「地域力で健康づくり活動を推進しよう！」
- 2) 生涯を通じた健康づくりの推進
「みんなで取組もう！子どもの生活習慣づくり！」
「みんなで若者の生きる力を育てよう！」
「地域や職域で健康づくりの場を増やそう！」
「高齢者がずっと元気・ずっと笑顔で活躍できる町をつくろう！」
- 3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進
「みんなで生活習慣病の予防・悪化防止に取り組もう！」
- 4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進
「多様な分野と連携し、健康なまちづくりを進めよう！」

＜施策の体系＞



5－6. 施策の方向

(1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進

◆現状と課題◆

○地域のつながりを強めるソーシャルキャピタルに着目した健康づくり活動の展開が期待されています。

○合併後自治会単位の活動が進められていますが、住民主体の健康づくり活動の活性化をより一層図る必要があります。

- ・地域保健活動においては集落保健衛生委員を中心に、保健事業への協力、健診の申込取りまとめや呼びかけ、出前講座の企画等身近な地域での健康づくりの仕組みづくりを推進してきました。
- ・一方、出前講座の活用については特定のグループからの要望が多く、自治会や集落からの要望が少なくなっており課題があります。
- ・運動や介護予防中心の自主的な健康づくり活動の基盤となるよう町内 22 カ所の地区に運動教室を立ち上げてきました。それを支援するために、自主的な健康づくりをサポートしてもらう健康サポートリーダーを育成し、現在 211 名が活動しています。
- ・食の推進員協議会の活動を支援し、108 名の会員で生活習慣病予防や食文化継承などの活動を推進しています。
- ・ささえあいミニデイサービス、認知症予防教室、地域運動教室など介護予防と一体となった活動や、地区ごとの自主的な活動を関係機関と連携しながら推進しています。
- ・集落保健衛生委員、健康サポートリーダー、食の推進員等地域の健康づくりを推進する組織はありますが、活動の一部が固定化、高齢化しています。
- ・ゲートキーパーや認知症サポーター等の育成と研修会を開催していますが、その後の活動の位置づけを整理していく必要があります。
- ・小規模・高齢化した集落が多く、高齢者の健康に関わりの深い外出手段の確保や、食材購入等の生活機能維持の整備・充実が必要です。環境整備として、町内巡回バス、配食サービス等身近な地域での保健福祉事業の展開等を実施していますが、さらに生活の質の向上を図るための長期的・継続的な環境整備が必要です。
- ・公民館に職員を配置し、地区単位で地域づくりを進めるとともに、地域福祉活動では、社会福祉協議会が中心となって支え合いや見守りの仕組みづくりを推進しています。
- ・全国的には自死等の問題や震災時の住民自治や地域の支え合いを通して、社会における人と人のつながりや支え合い（ソーシャルキャピタル）が見直され重要性が高まっています。平成 23 年の調査では住民自治や地域の助け合いの割合は県内や都市部より高い状況です。危機管理意識を高め、住民主体の地区ごとの健康づくり活動の再活性化を図る必要があります。働きざかりの住民の活動参加が課題です。

◆今後の方向◆

スローガン「地域力で健康づくり活動を推進しよう！」

●地区ごとの健康づくり活動の推進

項目	内容
自治会づくりの推進	・自立した町づくりを目指し、各地区の自治会において積極的な取り組みが行われるよう、庁内の関係各課と連携し自治会活動について検討します。 ・自治会活動の中に、自主的な健康づくりが位置付けられ、計画的に取り組まれるよう支援し、特に多くの働き盛りの方が取り組みに参加できるよう働きかけます。 ・自治会の中で健康づくりを中心的に担うリーダーの育成と位置づけについて検討します。 ・集落保健衛生委員の役割を再確認し、その活動の支援を行います。 ・活動が活発な地区の紹介等の情報の発信に努めます。(認知症高齢者の支え合い等地域住民への働きかけ、世代間交流等)
生活に身近な場での保健事業の推進	・各自治会へ積極的に出かけ連携を深め、自治会の自立的健康づくり活動を支援します。 ・地域のニーズに応じられる出前講座を目指し、内容の充実を図ります。

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

①将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

- 健やかな成長や小児生活習慣病予防のため、喫煙・飲酒防止を含めた生活習慣の確立の推進を図る必要があります。
- 家庭での取り組みが進むよう、地域と保育所・学校とが連携し、より積極的な働きかけを行う必要があります。

<生活習慣>

- ・子どもが健やかに成長する上で生活習慣の確立は不可欠です。朝 7 時までには起きる 3 歳児は 58.6%であり、夜 9 時までには寝る 3 歳児も 10.0%と少なく、乳幼児期の生活リズムが乱れてきています。また、テレビを 2 時間以上見る 3 歳児は 17.1%もありゲームも含めたメディア対策が必要です。

<食事・栄養>

- ・間食の時間が決まっていない幼児が 16.7%、毎日ジュースを飲んでいる幼児が 3 歳児で 21.4%あり、間食も含めた食生活の課題も多い状況です。
- ・朝食を食べている幼児の割合は多いですが、朝食に野菜を食べている幼児は 48.7%と約半数しかありません。朝食の重要性や野菜の必要性など、バランスのとれた食生活について啓発していく必要があります。

<運動>

- ・ゲーム等の普及により子ども達の外遊びの機会が減少し、身体活動量が減ってきています。生活リズムや運動習慣を身につけていくためには、幼児期から体を動かすことの楽しさを経験しておく必要があります。

<休養・こころの健康>

- ・ストレスの内容として子どもの事をあげた人が子育て世代の女性で 18%と他の年代に比べて多く、継続して保護者への支援が必要です。
- ・赤ちゃん登校日、性教育講演会など学校・教育委員会・関係課等と連携をとりながら、生きる力、コミュニケーション力を育み、命の大切さについて考えることを目的として実施しています。今後、より子どもの心を育む取り組みを充実していく必要があります。
- ・こころの健康相談の実施や県が行っている思春期保健専門相談の啓発などに取り組んでいますが、情報が届きにくい状況です。思春期の特性やこころの問題等について引き続き啓発を行う必要があります。

<喫煙・飲酒>

- ・未成年者の喫煙経験率は減少傾向にありますが、平成 24 年目標値の 0%に達成しておりません。また、敷地内禁煙となっていない小中学校（施設内禁煙）が 7 校（63.6%）、自治会館においては 11 施設（28.2%）が分煙されていない状況であり、子どもたちをたばこの煙にさらさないための環境の整備が必要です。未成年者の喫煙防止として、家庭や学校での教育は引き続き必要とされおり、PTA と協力して取り組みをする必要があります。

- ・未成年者の飲酒経験率は減少傾向にありますが、目標値の0%は達成していません。引き続き、子どもへの教育、保護者などへの啓発が必要とされています。

＜歯＞

- ・3歳児のむし歯有病者率はここ数年横ばい状態ですが、一人平均むし歯数が増加傾向にあります。また、就学前（4～5歳）にむし歯に罹患する子が増えています。
- ・12歳児一人平均むし歯数をみると横ばい状態ですが、学年があがるにつれ、むし歯に罹患する子が増える傾向にあります。また、小学校高学年から歯肉炎に罹患する子が増加しています。
- ・フッ化物の利用は2歳から中学卒業まで継続して実施できており、洗口実施率はほぼ100%です。フッ素塗布も受診率は年々向上しています。また、歯科疾患の予防のために、フッ化物利用と合わせて歯科教室を実施しています。

◆今後の方向◆

スローガン「みんなで取り組もう！子どもの生活習慣づくり！」

「みんなで若者の生きる力を育てよう！」

●規則正しい生活習慣づくりの推進

項目	内容
規則正しい生活習慣の推進	・家庭、地域、保育所・学校等と連携し、ゲームやテレビなどメディア対策も含めた啓発を行い、規則正しい生活習慣づくりを推進します。

●規則正しい食習慣づくりの推進

項目	内容
家庭への啓発	・両親学級や乳幼児健診、離乳食教室等を通じ、正しい食習慣づくりの啓発と実践支援を行います。 ・食に関する正しい知識の普及啓発を行い、生活習慣病の予防につなげます。
保育所・学校等関係機関との連携	・保育所・学校等における食の取り組みや指導を支援します。 ・保育所・学校等と連携し、家庭の食習慣を見直す機会や食に関する学習の機会をつくれます。 ・関係機関と課題や情報を共有し、正しい食習慣づくりをすすめます。
食育推進計画の推進	・正しい食習慣づくりの取り組みが幅広く展開されるよう、邑南町食育推進計画との調整を図ります。

Ⅱ. 各論

●身体を動かすことが好きな子どもを増やす

項目	内容
身体を動かすことの楽しさを体験できる場を増やす	・活動の楽しさが体験できるよう、体を動かす体験の場づくりを行います。 ・イベントや行事を活用し、運動をする機会を増やします。 ・元気ネットを活用し、楽しみながら運動できるシステムづくりを検討します。

●こころの健康づくりの推進

項目	内容
子どものこころを育てる取り組みの推進	・子どもが安心して心身ともに健やかに育つため、親子のコミュニケーション・家庭での関わりの大切さを啓発していきます。 ・家庭・地域・保育所・学校等と連携し、自尊感情や思いやりのこころを育てるための支援に取り組みます。
保護者への支援	・子育てに関する相談窓口の情報提供を行います。 ・子育ての仲間づくりや学習の機会を設け、子育て家庭の孤立化を防ぐ支援を行います。
地域で情報把握ができる体制の整備	・民生委員、学校等関係機関との連携を図り、それぞれが早い段階で支援の必要な子どもや家庭に気づき、支援につながる体制を充実します。 ・子どもや若者、保護者に対して学校や地域と連携し、相談窓口等について目にとまる情報提供を行います。

●最初の 1 本を吸わせない取り組みの推進

項目	内容
子どもへの禁煙教育	・学校行事、授業等を活用し、たばこが健康にもたらす影響をについて、正しい知識の啓発と予防教育を充実します。
分煙対策	・子どもをたばこの煙から守る取り組みとして、学校・PTAと協力し各学校の敷地内分煙に取り組みます。 ・地域における分煙対策に取り組みます。

●子どもがお酒を飲まない、大人が飲ませない取り組みの推進

項目	内容
子どもへの飲酒防止の教育	・学校行事、授業等を活用し、アルコールが健康にもたらす影響について、正しい知識の啓発と予防教育を充実します。
PTA への知識の普及	・未成年者の飲酒防止のため、保護者へ正しい知識を普及します。

●妊娠期からの継続したむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進

項目	内容
正しい知識の普及	・保育所・学校と連携し、むし歯、歯周病に対する正しい知識の教育をするとともに、口腔ケア技術を普及します。
フッ化物の応用	・フッ素塗布、フッ素洗口を継続実施します。
歯科検診と教育の推進	・妊娠時期から、口腔ケアの必要性について情報提供し、妊婦歯科検診の勧奨を行います。
保育所・学校との連携	・歯科保健検討会で関係機関と連携し、歯科保健の調整・検討をします。

Ⅱ. 各論

②働き盛りの青壮年の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

- 職域等関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 町の保健事業の効果的な実施を図る必要があります。
- 様々な手法を用いた青壮年への積極的な情報発信を図る必要があります。

<食事・栄養>

- ・自分にとって適切な食事内容・量を知っている人は62.6%ですが、栄養バランスを概ね意識して食事をしている人は39.8%と少ない状況です。自分にあった食事やバランスのよい食生活が実践できるような働きかけが必要です。
- ・20～40歳代男性で朝食を食べていない人が2割以上あること、朝食で野菜を食べている人が全体で約半数、特に20・30歳代で少ないこと、嗜好飲料を毎日飲む人が30歳代18.4%、40歳代20.4%であることなど、若い世代を中心に食生活の課題が多くあります。また、食に関する必要な情報を得られていない人が20・30歳代で14.3%と多くあることから、若い世代への情報提供を充実させていく必要があります。

<運動>

- ・定期的に運動している人は30歳代28.6%、40歳代33.3%、50歳代41.7%と若い世代で少なく運動していない理由は時間がないと答える人が多い状況です。生活習慣病予防のために、日常生活の中で活動量を増やす方法や運動習慣づくりへの啓発が必要です。
- ・青壮年期の運動習慣づくりのためには、職域と連携をとることも重要です。職場で運動の普及を図り、様々な健康情報が提供できるよう働きかけていく必要があります。

<休養・こころの健康>

- ・8割近くがなんらかのストレスを抱えています。ストレスの内容は仕事や職場の人間関係によるものが多い状況です。メンタルヘルス等相談を担う機関が身近にない状況もあり、職域との連携強化が大切です。
- ・相談相手をみると6割が家族、半数近くが友人など身近な人をあげています。周囲の気づきを促すことや、こころの健康に関する知識の啓発をする取り組みを始めていますが、若い世代へ情報が届きにくい状況です。より一層の普及を図る必要があります。
- ・20～40歳代で地域の行事や集まりに積極的に参加する人が少なく、20歳代、40・50歳代の男性で生きがいや役割を持っていない人が多い状況です。働き盛りの早い時期から生きがいや役割を持つことの意識を高めることが必要です。
- ・眠りを助けるためアルコールを使用している人が特に青壮年期に多い状況です。睡眠による休養が十分とれるためにも、アルコールに頼らない休養について啓発が必要です。

<喫煙・飲酒>

- ・男性の40・50歳代の喫煙率は各年代で半数を超えています。また、喫煙者の半数は禁煙したいと思っており、たばこをやめる支援として、禁煙外来を望んでいます。禁煙外来を知っている人は全体で1割と少なく、情報の周知が必要です。

- ・たばこの煙が気になる人の割合は全体で8割あります。非喫煙者や未成年者がたばこの煙にさらされないよう、分煙対策を行う必要があります。
- ・お酒を飲む人の割合は 50 歳代が最も多く、そのうち毎日飲酒する人の割合は男性で6割、女性で2割あります。適正飲酒の情報提供や個別指導が必要です。

＜歯＞

- ・一人平均残存歯数は増加傾向にありますが、40・50 歳代の間に 3 本、50・60 歳代で、5 本歯を喪失している状況です。また、定期的に歯科受診している人は約 1 割、よく噛むことに気をつけている人は約2割（40～60 歳代は約 1 割）と歯の健康意識は高くありません。口腔の健康意識を高める取り組みが必要です。

◆今後の方向◆

スローガン「地域や職域で健康づくりの場を増やそう！」

●生活習慣病予防の食生活の推進

項目	内容
食の正しい知識の普及	・生活習慣病を予防するため、適正体重や自分にあった食事・減塩・嗜好品のとり方等についての知識を普及し啓発します。 ・健康への意識を高め、生活習慣病予防の食生活の実践につながるよう、食に関する教室や料理教室を行います。 ・元気館トレーニング施設と連携し、運動と併用した健康づくりを支援していきます。
若い世代への啓発	・朝食・野菜の必要性等課題に応じた啓発を行います。 ・各種教室やイベントを通じ適切な情報を提供していきます。
医療機関との連携	・医療機関と連携し、診療情報提供書による栄養指導を行い、食生活改善を支援します。

●自分にあった運動の実践と継続

項目	内容
運動の正しい知識の普及	・自分にあった運動が実践できるよう、運動の種類や必要性、知識の普及に取り組みます。 ・若い世代が集まる場を活用して、情報提供をし、青壮年期への啓発を行います。
運動が実践しやすい環境づくり	・事業所における運動習慣づくりをすすめるため、職域との連携強化に努め、運動に取り組む事業所を増やしていきます。 ・元気館や元気ネットの利用を普及啓発し、運動習慣づくりを支援します。

Ⅱ. 各論

	・ケーブルテレビを活用し、家庭における運動習慣の啓発を行います。 ・元気館の開館時間等、利用しやすくするための検討を行います。 ・ウォーキングの日を活用し、歩く（走る）コース等の情報提供を行い、ウォーキングを継続するための支援を行います。 ・安全に歩けるウォーキングコースの設置を検討します。
--	---

●こころの健康づくりの推進

項目	内容
こころの健康づくりの意識啓発	・身近な相談の場としてのこころの健康相談の継続と訪問など個別対応を強化します。 ・こころの健康づくりに対する知識を持っている人を増やし、こころと体のバランスが上手くとれる人を増やすように、学習の機会を設け、目にとまる啓発活動に取り組みます。
地域で情報把握ができる体制の整備	・職域や医療機関、地域を含めた関係機関と連携し、うつ傾向など支援の必要な人に早い段階での情報把握と対策を進めるため体制整備を推進します。 ・相談窓口の周知を図ります。 ・こころの問題に気づき、支援できる人が増えるように学習の機会をつくります。 ・相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の促進を図ります。
職域との連携	・こころの健康相談や出前講座等情報提供を行い、活用を促す取り組みを行います。 ・連携を強化し、課題や情報を共有してこころの健康づくりに対する意識向上を図ります。

●喫煙者への禁煙支援

項目	内容
正しい知識の普及・啓発	・たばこが健康へ及ぼす影響について正しい知識の普及、啓発を行います。
相談・治療が受けられる体制づくり	・身近な場での相談・治療が受けられる体制づくりを行います。
禁煙外来の情報提供	・禁煙したい人へ禁煙外来等の情報を提供します。

●分煙対策の推進

項目	内容
地域や職域との連携	自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。

●適正飲酒への支援

項目	内容
適正飲酒の情報提供	過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。

●歯周病で歯を失わない取り組みの推進

項目	内容
正しい知識の普及	歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。
歯科検診の推進	- 正しい口腔ケアの方法や、定期歯科検診の勧奨を行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。 - 職域と連携した歯科検診に取り組みます。
職域との連携	職域と連携し、情報の普及を図ります。

Ⅱ. 各論

③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいつくり、社会活動への支援

◆現状と課題◆

- 介護予防の取り組みや生きがいつくり、社会活動への参加が健康づくりにつながっていることから、各種取り組みの連携の推進を図る必要があります。
- 高齢期に入る前から健康づくり活動の参加促進を図る必要があります。

<食事・栄養>

- ・規則的な食生活を送る高齢者は多いですが、年齢が上がるにつれ高血圧や糖尿病等の割合が高くなるため、個人の健康状態や活動量にあった食生活の啓発が必要です。
- ・間食を毎日2回以上食べる人が60歳代18.9%、70歳代23.6%、80歳代27.9%あります。

<運動>

- ・高齢者の運動の目的は腰痛・膝痛・肩こり予防が多く、60歳代32.6%、70歳代33.3%、80歳代33.3%という状況です。運動を実践することで生活機能を維持し生きがいを持って自分らしく生活できるよう支援していくことが必要です。
- ・高齢者の4人に1人が介護保険を申請している現状です。また、基本チェックリスト³⁾では前期高齢者の11%、後期高齢者の32%の方が二次予防事業対象者であることから、介護予防を目的とした運動習慣づくりが重要となってきます。

<休養・こころの健康>

- ・ストレスを大いに感じている方は、1割以下と比較的少ないですが、家族の介護や、自分の健康等を不安に思っている方が多く、身近な場での相談体制の充実が必要です。
- ・男女とも出かけやすい環境づくりが必要です。
- ・こころの病気は誰でもかかりうる病気であることを知っている人は87.1%ですが、うつ状態の人への対応方法について知っている人は42.9%と少ない状況です。継続して情報提供していく必要があります。

<たばこ・飲酒>

- ・高齢者では、喫煙率は低い状況ですが、禁煙したいと思う人の割合が高く、個別の禁煙支援が必要です。

<歯>

- ・一人平均残存歯数、80歳代で歯が20本ある人の割合が、平成17年度よりも増加しています。
- ・70・80歳代では、1日1回以上丁寧に磨く人は少ない状況です。

※基本チェックリスト³⁾ 平成18年4月1日から65歳以上の高齢者に対して実施。介護予防を目的に「生活機能評価」を行います。

◆今後の方向◆

スローガン「高齢者がずっと元気・ずっと笑顔で活躍できる町をつくろう！」

●自分の健康状態にあった食生活の推進

項目	内容
バランスのよい食生活と減塩の啓発	・自立した生活が継続できるよう、バランスのとれた食事について啓発します。 ・高血圧を予防するため、減塩の啓発を行います。 ・疾病予防と重症化予防のために、個人の生活習慣や健康状態にあった食生活の指導・支援を行います。

●自分の健康状態にあった運動による介護予防の推進

項目	内容
運動の正しい知識の普及	・自立していきいきと自分らしく生きるために、運動の必要性を啓発していきます。 ・自分の健康状態（疾病や疼痛）にあった運動を啓発し、継続のための支援を行います。 ・50～60 歳代から健康づくり、介護予防に取り組む意識づけを行います。
運動実践者を増やす	・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防のため、運動を実践する人を増やします。
運動しやすい環境づくり	・身近な運動する場を整備し、誰もが運動しやすい環境づくりに取り組みます。

●地域におけるこころの健康の環境整備の推進

項目	内容
相談体制の整備	・高齢者のストレスの原因に多く見られる、介護や自らの健康への不安を解消するために、気軽に相談できる体制づくりの促進に努めます。 ・ストレスの解消、閉じこもり予防等のための出かける場づくりや、内容の充実を福祉等関係機関と連携しながら促進します。 ・関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めます。

Ⅱ. 各論

●こころの健康づくりの取り組みの推進

項目	内容
こころの健康づくりの意識啓発	・うつ状態の人への対応方法を含めたこころの健康づくりについて、各保健事業や出前講座、公民館活動等の場などを利用して、情報提供の充実に努めます。

●喫煙者への禁煙支援

項目	内容
正しい知識の普及・啓発	・たばこが健康へ及ぼす影響について正しい知識の普及・啓発を行います。
禁煙外来の情報提供	・禁煙したい人へ禁煙外来等の情報を提供します。

●自分の歯を守る取り組みの推進

項目	内容
正しい知識の普及	・歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。
定期歯科受診の推進	・正しい口腔ケアの方法や、定期歯科受診の勧奨を行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。

(3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進

◆現状と課題◆

○腎疾患、脳血管疾患の予防、重症化予防のため、糖尿病、高血圧の管理が重要です。
○生活習慣病患者を継続的に支援するため、職域や医療機関と連携した保健指導を行う体制の整備が必要です。

- ・各種検診受診率をみると、特定健診は52.2%でほぼ計画どおりの受診率です。また、各種精密検査受診率は特定健診以外ほぼ横ばいあるいは低下しており目標を達成できていません。
- ・主要死因ではがんが1位を占め、過去20年間の年齢調整死亡率⁴⁾の推移をみると男性は目標達成し、女性は増加傾向にあります。受診率は横ばいで目標値を達成していません。
- ・慢性腎臓病や腎不全の要因となる糖尿病やその予備群は増加しており、医療費、介護給付費は増加傾向にあります。
- ・脳血管疾患の最大の要因となる高血圧は受診患者数・受診件数が多いため毎年費用額が上位3位以内に入っています。合併症、重症化予防対策として糖尿病、高血圧、脂質異常の管理が重要です。

※年齢調整死亡率⁴⁾ 人口構成(年齢や人口)が基準人口と同じだった場合に実現されたであろう人口10万人あたりの死亡率

◆今後の方向◆

スローガン「みんなで生活習慣病の予防・悪化防止に取り組もう！」

●糖尿病、高血圧予防の効果的な保健事業の推進

項目	内容
早期発見、早期治療体制整備	・腎疾患、脳血管疾患重症化予防のための糖尿病、高血圧等の早期把握と支援体制を整備し、ハイリスク者管理を進めます。
第2次特定健診等実施計画の推進	・第2次特定健診等実施計画を策定し推進します。 (重点目標) ① 特定健康診査受診率の向上 ② 特定保健指導実施率の向上 ③ メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少 ④ 生活習慣病予防の取り組み強化 (詳細は第2次特定健診等推進計画参照)
魅力的な特定健康診査・保健指導体制づくり	・禁煙、適正飲酒を含めた保健指導、栄養指導の実施体制づくりに努めます。 ・健診内容の充実

Ⅱ. 各論

医療機関との連携強化	・医療と連携した保健指導等の実施体制の整備をすすめます。 (医療機関との実務者会、生活習慣病対策検討会等)
健康相談、健康教室、訪問の充実	・市民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。
継続した評価体制	・事業が効果的に行われているか関係機関と連携を図りながら、効果、継続性等一定の評価を行います。

●がん対策の推進

項目	内容
がん予防と早期発見の推進	・がんに対する正しい知識の普及を図り、がん死亡、罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査受診率の向上を図ります。
がん対策推進計画の推進	・第2次がん対策推進計画を策定し推進します。 (重点目標) ① 壮年期のがん死亡率の低減 ② がん患者及び家族が安心して治療、療養生活を送るための身近で相談できる拠点づくりを重点目標としています。 (詳細は第2次がん計画を参照)
継続した評価体制	・事業が効果的に行われているか関係機関と連携を図りながら、効果、継続性等一定の評価を行います。

(4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進

◆現状と課題◆

○若者や青壮年期の健康づくりを進める上で、地域と職域との連携をとる必要があります。
 ○地域の健康づくり活動と介護予防、生きがいづくりや高齢者の見守り活動、認知症を支える地域づくり等との一体的な展開を図り、包括ケアに向けた体制づくりの意識の醸成を図ります。

- ・健康長寿おおなん推進会議の構成団体が8団体から22団体と増え、健康づくりを支援する体制の基盤ができました。また、重点課題に対し具体的な取り組みを住民とともに検討し、地域の啓発活動につながりました。
- ・住民とともに取り組む基盤はできましたが、それぞれの構成団体における日常的な健康づくり活動につながっておらず、今後より構成団体が主体的に会議へ参画し主体的な健康づくりにつながるよう支援が必要です。
- ・青壮年期の健康づくりに取り組む上で職域の連携が重要ですが、町内は小規模の事業所が多く、個人・事業所とも健康づくりに積極的な取り組みが少ない状況です。
- ・高齢者が生涯を通じて可能な限り住み慣れた自宅や地域において生活できるよう、保健と医療、介護、福祉の連携が求められています。

◆今後の方向◆

スローガン「多様な分野と連携し、健康なまちづくりを進めよう！」

●地域、学校、職域と連携強化した町民運動の推進

項目	内容
多分野との連携強化と体制づくりの推進	・健康長寿おおなん推進会議のネットワークを強化し、活動を推進します。 ・各種団体において主体的な健康づくり活動が行えるよう支援します。 ・学校保健や職域における課題について、それぞれに係る構成団体と共有し、連携して取り組む場をつくります。

●保健と医療、介護、福祉と連携した取り組みの推進

項目	内容
包括的ケア体制づくりの推進	・健康を支え守るための社会環境づくりのため、保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図ります。
介護予防の推進	・介護予防計画との整合性を図り、介護予防につながる高齢者健康づくりを推進します。

Ⅱ. 各論

5-7. 計画の目標

健康目標	□平均寿命を延ばしましょう	※1 本計画の「施策の方向」の検討や国、県の第2次健康日本21の目標項目を踏まえ設定します。設定項目：健康目標、行動目標、社会環境づくり(施策)目標 ※2 数値目標のみならず、町民にわかりやすいスローガンを設定します。
	□65歳平均自立期間を延ばしましょう	

(1)ライフサイクルごとの方向性

		次世代の健康		若者の健康		高齢者の健康		死亡
		胎児(妊婦) 0歳	18歳	20歳	40歳	65歳	75歳	
社会環境づくりスローガン		みんなで取り組もう！子どもの生活習慣づくり！		地域や職域で健康づくりの場を増やそう！			高齢者がずっと元気・ずっと笑顔で活躍できる町をつくろう！	
		みんなで若者の生きる力を育てよう！		みんなで生活習慣病の予防・悪化防止に取り組もう！				
		地域力で健康づくり活動を推進しよう！ 多様な分野と連携し、健康なまちづくりを進めよう！						
生涯を通じた健康づくりの推進	生活習慣病	循環器疾患 糖尿病	☐ 糖尿病、高血圧予防のための効果的な保健事業の推進 ・早期発見、早期治療体制整備 ・第2期特定健診等実施計画の推進 ・魅力的な特定健康診査、保健指導体制づくり ・医療機関との連携強化 ・健康相談、健康教室、訪問の充実 ・継続した評価体制					
		がん	☐ がん対策の推進 ・がん予防と早期発見の推進 ・がん対策推進計画の推進 ・継続した評価体制					
	生活習慣	生活習慣	☐ 規則正しい生活習慣づくりの推進 ・規則正しい生活習慣の推進					
		栄養・食生活	☐ 規則正しい食習慣づくりの推進 ・家庭への啓発 ・保育所・学校等関係機関との連携 ・食育推進計画の推進		☐ 生活習慣病予防の食生活の推進 ・食の正しい知識の普及 ・若い世代への啓発 ・医療機関との連携		☐ 自分の健康状態にあった食生活の推進 ・バランスのよい食生活と減塩の啓発	
		身体活動・運動	☐ 身体を動かすことが好きなことを増やす ・身体を動かすことの楽しさを体感できる場を増やす		☐ 自分にあった運動の実践と継続 ・運動の正しい知識の普及 ・運動が実践しやすい環境づくり		☐ 自分の健康状態にあった運動による介護予防の推進 ・運動の正しい知識の普及 ・運動実践者を増やす ・運動しやすい環境づくり	
		こころの健康	☐ こころの健康づくりの推進 ・子どものこころを育てる取り組みの推進 ・保護者への支援 ・地域で情報把握ができる体制整備		☐ こころの健康づくりの意識啓発 ・地域で情報把握ができる体制の整備 ・職域との連携		☐ 地域におけるこころの健康の環境整備の推進 ・相談体制の整備	
		喫煙	☐ 最初の1本を吸わせない取り組みの推進 ・子どもへの禁煙教育 ・分煙対策		☐ 喫煙者への禁煙支援 ・正しい知識の普及、啓発 ・相談・治療が受けられる体制づくり ・禁煙外来の情報提供 ☐ 分煙対策の推進 ・地域や職域との連携		☐ 喫煙者への禁煙支援 ・正しい知識の普及、啓発 ・禁煙外来の情報提供	
		飲酒	☐ 子どもがお酒を飲まない、大人が飲ませない取り組みの推進 ・子どもへの飲酒防止の教育 ・PTAへの知識の普及		☐ 適正飲酒への支援 ・適正飲酒の情報提供			
		歯・口腔の健康	☐ 妊娠期からの継続したむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進 ・正しい知識の普及 ・フッ化物の応用 ・歯科検診と教育の推進 ・保育所、学校との連携		☐ 歯周病で歯を失わない取り組みの推進 ・正しい知識の普及 ・歯科検診の推進 ・職域との連携		☐ 自分の歯を守る取り組みの推進 ・正しい知識の普及 ・定期歯科検診の推進	

個人の取り組みでは解決できない
地域社会の健康づくり

☐地区ごとの健康づくり活動の推進
☐自治会づくりの推進
☐生活に身近な場での保健事業の推進

☐地域、学校、職域との連携強化した町民運動の推進
☐多分野との連携強化と体制づくりの推進
☐保健と医療、介護、福祉と連携した取り組みの推進
☐包括的ケア体制づくりの推進
☐介護予防の推進

(2) 計画実現に関する数値目標

方向性 32 項目、指標 95 項目

○基本目標

計画目標	指 標	現状（平成 20 年）	目標（平成 34 年）	活用統計	確認先
平均寿命を延ばす	平均寿命	男 80.37 女 85.19	80.37 以上 県平均を目指す	島根県健康指標 データシステム	島根県保健 環境科学研 究所
65歳平均自立期間 を延ばす	65歳平均自立期間	男 17.58 女 20.84	17.83 20.84 以上	〃	〃

1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進

方向性	指標	現状(平成 23 年度)	目標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●地区ごとの健康 づくりの推進	・健康づくりを目的とした活 動に主体的に関わっている 町民、グループ数 自治会、集落数	自主活動項目別グル ープ数(重複あり) 栄養・食 1 運動 6 生きがい 1 (平成 24 年 11 月 1 日 現在) 自治会 ー 集落 ー 集落保健衛生委員 206 人 健康サポートリーダー 211 人 地域運度教室 22 カ所 認知症予防教室 10 カ所 ささえあいミニディサー ビス 34 グルー プ	増やす	島根県県央保健 所調べ 町調べ	島根県県央 保健所 保健課
	・出前講座活用力所 参加人数	成人 71 回 1,817 人 母子 11 回 67 人	増やす	町調べ	保健課

Ⅱ. 各論

2) 生涯を通じた健康づくりの推進

①将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進（子どもの目標）

方向性	指標	現状(平成 23 年度)	目標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●規則正しい生活習慣づくりの推進	・朝 7 時までには起きる幼児の割合	62.2%	70%	1. 6 歳児、3 歳児健診結果	保健課
	・夜 9 時 30 分までに寝る幼児の割合	1.6 歳児 66.7% 3 歳児 41.4%	70% 60%	〃	〃
●規則正しい食習慣づくりの推進	・朝食に野菜を食べている幼児の割合	48.7%	60%	1. 6 歳児、3 歳児健診アンケート調査	〃
	・間食の時間を決めている幼児の割合	83.3%	90%	〃	〃
	・毎日ジュースを飲んでいる 3 歳児の割合	21.4%	10%	3 歳児健診結果	〃
	・朝食を家族と一緒にほとんど毎日食べる幼児の割合	—	増やす	幼児の生活習慣アンケート調査（実施を検討）	未定
●身体を動かすことが好きな子どもを増やす	・身体を動かすことが好きな幼児の割合	—	増やす	幼児の生活習慣アンケート調査（実施を検討）	未定
●こころの健康づくりの推進	・研修会回数、利用数	1 回 191 人	増やす	町調べ	保健課
	・育児に自信がない人の割合	1.6 歳児 21.4% 3 歳児 30.0%	10% 20%	1. 6 歳児、3 歳児健診アンケート調査	未定
	・子どもと触れ合いがある人の割合	—	増やす	幼児の生活習慣アンケート調査（実施を検討）	〃

5. 第2次健康増進計画

●最初の1本を吸 わせない取り組み の推進	・未成年者の喫煙経験率 (小学5・6年)	男 2.6% 女 1.2% (平成22年)	0% 0%	未成年者の喫煙 防止等について の調査(県)	島根県県央 保健所
	・学校、施設の分煙状況	<小・中学校> 敷地内禁煙 4校 施設内禁煙 7校 <公民館> 敷地内禁煙 0 施設内禁煙 12 <自治会館> 敷地内禁煙 0 施設内禁煙 22 喫煙場所指定 6 喫煙自由 11	<小・中学校> 敷地内禁煙 100% <公民館> 敷地内禁煙を増やす <自治会館> 施設内禁煙を増やす	分煙状況(学校、 自治会)	保健課
●子どもがお酒を 飲まない、大人が飲 ませない取り組み の推進	・未成年者の飲酒経験率 (小学5・6年)	男 11.6% 女 9.1% (平成22年)	0% 0%	未成年者の喫煙 防止等について の調査(県)	島根県県央 保健所
●妊娠期からの継 続したむし歯ゼロ・ 歯周病予防をめざ す取り組みの推進	・毎日点検磨きをしている 者の割合	83.5%	90%	1.6歳児、3歳児 健診結果	保健課
	・3歳児一人平均むし歯数	0.39本	0.30本	3歳児健診(町)	保健課
	・12歳児一人平均むし歯数	0.58本 (平成22年度)	0.41本	島根県学校歯科 検診結果(県)	島根県県央 保健所
	・中学1年歯肉炎 ⁵⁾ を有す る者の率	45.8% (歯肉1:38.9%) (歯肉2:6.9%)	35%	歯肉炎を有する 者の率(町)	保健課
	・フッ素塗布実施率	85.1%	90%	町調べ	〃
	・妊婦歯科検診受診率	25.81%	50%	妊婦歯科検診受 診率(町)	〃
●環境づくり	・学校保健委員会を開催し ている学校割合	45.5% (5/11校)	100%	町調べ	〃
	・母子歯科保健検討会	1回/年	1回/年	〃	〃

歯肉炎⁵⁾ 歯肉1:要観察、歯肉2:要精査

Ⅱ. 各論

②働き盛りの青壮年の健康づくりの推進（青壮年の目標）

方向性	指 標	現状(平成 23 年度)	目標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●生活習慣病予防の食生活の推進	・栄養バランスを概ね意識している人の割合	男 31.2% 女 47.2%	40% 55%	健康づくり調査 20 ～60 歳代(町)	保健課
	・朝食を毎日食っている人の割合	男 64.1% 女 91.1%	70% 増やす	健康づくり調査 20 ～30 歳代(町)	〃
	・野菜を毎食食っている人の割合	男 32.0% 女 43.8%	40% 50%	健康づくり調査 20 ～60 歳代(町)	〃
	・塩分を摂りすぎないようにしている人の割合	—	増やす	〃	〃
	・間食を 1 日 1 回までにしている人の割合	男 95.3% 女 74.7%	増やす 80%	〃	〃
●自分にあった運動の実践と継続	・定期的に(週 1 回程度)運動している人の割合	男 44.0% 女 41.4%	50% 45%	〃	〃
	・定期的に運動している人のうち、1 日 30 分以上運動する人の割合	男 38.0% 女 43.9%	50% 50%	〃	〃
	・元気館利用者(18～64 歳)の数	18～64 歳 トレーニング 4,702 人 プール 2,619 人	5,200 人 2,900 人	元気館 利用者集計	〃
	運動に取り組む事業所の数	—	100 事業所	運動の取り組みに関するアンケート調査(町)	〃
●こころの健康づくりの推進	・自死による年齢調整死亡率	全男 36.3 全女 18.5 壮男 101.6 壮女 48.3	29.0 14.0 80.0 38.0	人口動態統計、 島根県健康指標 データベース (18～22 年)	島根県県央 保健所
	・ストレス解消法がある人の割合	男 93.7% 女 93.8%	増やす 増やす	健康づくり調査 20 ～60 歳代(町)	保健課
	・うつに対する正しい対応を知っている人の割合	男 41.1% 女 51.8%	50% 60%	〃	〃
	・睡眠による休養を十分にとっている者の割合	—	男 80% 女 80%	〃	〃
	・相談窓口を知っている人の割合	87.8%	90.0%	健康づくり調査 20～60 歳代(町)	〃
	・講演回数、参加人数	講演会数 13 回 参加人数 302 人	増やす	町調べ	〃

5. 第2次健康増進計画

		(内 64 歳以下 206 人)			
	・健康相談等の開催回数、 利用人数	回数 10 回 利用者数 17 人	回数 10 回 増やす	〃	〃
	・こころの健康づくりに取り 組んでいる事業所数	15 事業所 (平成 21 年度)	増やす	事業所健康づくり 調査(島根県)	島根県県央 保健所
	・県・国の事業等を有効活 用されている事業所数	4 事業所 (平成 21 年度)	増やす	〃	〃
●喫煙者への禁煙 支援	・喫煙率	男 42.5% 女 3.4 %	22.0% 0.7%	健康づくり調査 (町)20～60 歳代	保健課
	・禁煙治療実施機関数	—	町内 1 機関	町調べ	〃
	・禁煙情報を知っている人 の割合	54.0%	70%	健康づくり調査 (町)20～60 歳代	〃
●分煙対策の推進	・分煙事業所数	敷地内禁煙 4 施設内禁煙 22 完全分煙 7 不完全分煙 12 検討中 11 取り組む予定なし 26 (平成 22 年度)	禁煙・分煙 事業所数を増やす	事業所健康づくり 調査(圏域)	島根県県央 保健所
●適正飲酒への支 援	・毎日飲酒する人の割合	男 42.1% 女 12.1%	31.6% 10.3%	健康づくり調査 (町)20～60 歳代	保健課
●歯周病で歯を失 わない取り組みの 推進	・一人平均残存歯数	45～54 歳 25.91 本 55～64 歳 20.39 本 (平成 22 年度)	26.0 本 24.0 本	県民残存歯数及 び歯周疾患の状 況調査(県)	島根県県央 保健所
	・進行した歯周疾患のある 者の割合	35～44 歳 76.92% 45～54 歳 74.55% (平成 22 年度)	60% 65%	〃	〃
	・定期的に歯科受診する者 の割合	6.8%	20%	健康づくり調査 (町)20～60 歳代	保健課
	・1 日 1 回以上丁寧に歯を 磨く人の割合	46.0%	80%	〃	〃

Ⅱ. 各論

●環境づくり	・職域検討会	—	1 回/年	町調べ	〃
	・成人歯科保健検討会	—	1 回/年	町調べ	〃

③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいくくり、社会活動への支援（高齢者目標）

方向性	指 標	現状(平成 23 年)	目標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●介護予防の推進	・65 歳以上の年齢調整要 介護者割合(要支援＋要介 護 1)	男 6.9% 女 12.5%	6.9% 12.5%	介護保険事業 報告	福祉課
	・75歳以上の年齢調整要 介護者割合(要支援＋要介 護 1)	男 10.2% 女 17.0%	10.2% 17.0%	〃	〃
	・65 歳以上の年齢調整要 介護者割合(要介護2－5)	男 9.7% 女 16.5%	9.7% 16.5%	〃	〃
	・75 歳以上の年齢調整要 介護者割合(要介護2－5)	男 14.2% 女 22.4%	14.2% 22.4%	〃	〃
●自分の健康状態 にあった食生活の 推進	・栄養バランスを概ね意識 している人の割合	男 42.4% 女 54.3%	50% 60%	健康づくり調査 (70・80 歳代、町)	保健課
	・塩分を摂りすぎないように している人の割合	—	増やす	〃	〃
	・間食を 1 日 1 回までにし ている人の割合	男 78.7% 女 70.8%	80% 75%	〃	〃
●自分の健康状態 にあった運動による 介護予防の推進	・定期的に(週 1 回程度)運 動している人の割合	男 52.9% 女 72.3%	55% 75%	〃	〃
	・定期的に運動している人 のうち、1 日 30 分以上運動 する人の割合	男 48.0 % 女 38.6 %	50% 50%	〃	〃
	・ロコモティブシンドローム (運動器症候群)を意識し ている人の割合	—	80%	健康づくり調査 70～80 歳代 (町)	保健課
●地域におけるこ ころの健康づくりの環 境整備を推進	・睡眠による休養を十分に とっている者の割合	—	80% 80%	〃	〃
	・うつ又はうつ状態の人に 対する対応方法を知ってい る者の割合	男 30.8% 女 36.9%	40% 50%	〃	〃
	・相談窓口を知っている人 の割合	60.7%	70%	〃	〃

5. 第2次健康増進計画

	・生きがいを持っている人の割合	男 65.7% 女 67.5%	80% 80%	健康づくり調査 60～70 歳代(町)	〃
	・趣味を持っている人の割合	男 70.1% 女 63.6%	80% 80%	〃	〃
	・何らかの地域活動をしている高齢者の割合	男 51.9% 女 71.6%	60% 70%	健康づくり調査 70～80 歳代(町)	〃
●こころの健康づくりの取り組みの推進	・自死による年齢調整死亡率	老男 41.7 老女 31.8 (平成 18～22 年)	33.0 25.0	人口動態統計、 島根県健康指標 データシステム	島根県保健 環境科学研 究所
	・教室開催数、参加人数	講演会数 13 回 参加人数 302 人 (内 65 歳以上 96 人)	増やす	町調べ	保健課
●喫煙者への禁煙支援	・喫煙率	男 7.0% 女 0%	減らす	健康づくり調査 (70～80 歳代) (町)	〃
	・禁煙情報を知っている人の割合	76%	85%	〃	〃
●自分の歯を守る取り組みの推進	・一人平均残存歯数	65～74 歳 17.39 本 (平成 22 年度)	19.0 本	県民残存歯数及 び歯周疾患の状 況調査(県)	島根県県央 保健所
	・定期的に歯科受診する者の割合	7.7%	15%	健康づくり調査 (70～80 歳代) (町)	保健課
	・1 日 1 回以上丁寧に歯を磨く人の割合	35.8%	50%	〃	〃
●環境づくり	・介護予防実務者会議	—	増やす	町調べ	〃

Ⅱ. 各論

3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進（健康目標～主要な生活習慣病の合併症予防・重症化防止）

方向性	指 標	現状(平成 23 年)	目 標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●糖尿病、高血圧 予防の効果的な保 健事業の推進	・脳血管疾患、虚血性心疾 患年齢調整死亡率	脳血管疾患 全男 36.3 全女 21.4 壮男 21.4 壮女 6.3 虚血性心疾患 全男 24 全女 31.3 壮男 20.5 壮女 6.3 (平成 18～22 年)	36.2 16.4 4.9 2.0 21.9 7.1 19.1 0	島根県健康指標 データシステム	島根県保健 環境科学研 究所
	・特定健診受診率	特定健康診査受診率 男 47.7% (539 人／1,130 人) 女 56.5% (657 人／1,163 人) 合計 52.2% (1,196 人／2,293 人)	60%	邑南町特定健診・ 特定保健指導 実施結果報告 (法定報告)	保健課
	・40～64 歳代の適正体重 を維持している人の割合	肥満者割合 男 26.1% 女 23% やせの者の割合 女 5.6%	26.1% 23% 5.6%	市町村国保特定 健康診査結果 データ(県)	〃
	・高血圧～収縮期血圧平均 値	男 128.5 mmHg 女 128.1 mmHg	128.5 mmHg 128.1 mmHg	〃	〃
	・LDL コレステロール 160m g/dl 以上の割合	男 7.7% 女 11.3%	7.7% 11.3%	〃	〃
	・メタボリックシンドローム該 当者及び予備群の割合	該当者 男 65 人、女 39 人 予備群 男 44 人、女 29 人 (平成 20 年)	平成 20 年度と 比較して 25%減少	〃	〃

5. 第2次健康増進計画

	・年齢調整有病率(糖尿病・高血圧・脂質異常症)	糖尿病 男 7.3%(15.8%) 女 5.1%(10.6%) 高血圧 男 34.3%(52.0%) 女 22.8%(52.5%) 脂質異常症 男 33.5%(33.0%) 女 32.5%(53.9%)	7.3%(15.8%) 5.1%(10.6%) 34.3%(52.0%) 22.8%(52.5%) 33.5%(33.0%) 32.5%(53.9%)	〃 40～64 歳 (65～74 歳)	〃
	・血糖コントロール指標における不良者 (HbA1cが JDS 値 ⁷⁾ 7.0、NGSP 値 7.4%以上、8.4%以上の者)の割合	7.4%以上 男 3.0%(21 人) 女 1.0%(7 人) 8.4%以上(再掲) 男 0.7%(4 人) 0%	2.7%(15 人) 0.7%(5 人) 0.5%(3 人) 0%	〃	〃
	・糖尿病性の新規透析患者割合	25%(3 人/12 人) (24 年 8 月)	25%	レセプト	邑南町国保 データ連携 システム 町民課
●がん対策の推進	・年齢調整死亡率(全・胃・大・肺・肝・子宮・乳)75 歳未満	全がん 男 92.8 女 64.0 胃がん 男 17.4 女 10.0 大腸がん 男 17.2 女 3.2 肺がん 男 6.9 女 3.5 肝がん 男 5.4 女 16.9 子宮がん 女 2.4 乳がん 女 4.6 (平成 18 年～22 年)	79.8 40.9 14.9 1.8 12.7 3.2 2.6 3.5 5.4 14.2 1.8 0.8	島根県健康指標 データシステム	島根県保健 環境科学研 究所
	・各種がん検診受診率、精密検査受診率	胃がん 23.0% 肺がん 50.8% 大腸がん 40.6% 子宮がん 29.3%	30.0% 60.0% 50.0% 40.0%	地域保健・健康増 進事業報告 (人間ドック除く) 壮年期 40～69 歳	島根県保健 環境科学研 究所

Ⅱ. 各論

		乳がん 42.5% 精密検査受診率 胃がん 86.4% 肺がん 78.9% 大腸がん 88.5% 子宮がん 90.0% 乳がん 91.9%	50.0% 精密検査受診率 90% 90% 90% 90% 90%	子宮がんは 20～ 69 歳	
●環境づくり	・医療機関との実務者会	—	1 回/年	町調べ	保健課
	・生活習慣病対策検討会	—	1 回/年	〃	〃
	・がん対策検討会	—	1 回/年	〃	〃
	・母子歯科保健検討会(再掲)	1 回	1 回/年	〃	〃
	・成人歯科保健検討会(再掲)	—	1 回/年	〃	〃
	・禁煙治療実施機関数(再掲)	—	町内 1 機関	〃	〃

JDS 値⁶⁾ 日本糖尿病学会が定めた基準 NGSP 値国際基準値で現時点では NGSP 値が事実上の世界標準となっており、平成 25 年から日本でもこの基準に統一することになった。

4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進

方向性	項 目	現状(平成 23 年)	目標(平成 34 年度)	活用統計	確認先
●地域、学校、職域 と連携強化した町 民運動の推進	・健康増進計画認知している人の割合の増加	—	30%	健康調査(町)	保健課
	・出前講座を活用している 職域・団体数	14回	増やす	町調べ	〃
	・学校保健委員会を開催している学校割合(再掲)	45.5% (5校/11校)	100%	〃	教育委員会
	・職域検討会(再掲)	—	1回/年	〃	保健課
	・健康づくりに関して具体的な取り組みを行っている事業数の増加	—	増やす	事業所健康づくり調査(圏域)	島根県県央保健所
●環境づくり	・介護予防実務者会(再掲)	—	増やす	町調べ	保健課

5-8. 計画期間

平成 25 年度から平成 35 年度の 11 年間とします。なお、大田圏域保健医療計画の改定に併せて中間評価を行い、見直しを行います。

6 計画の推進方策



令和3年3月 変更

Ⅱ. 各論

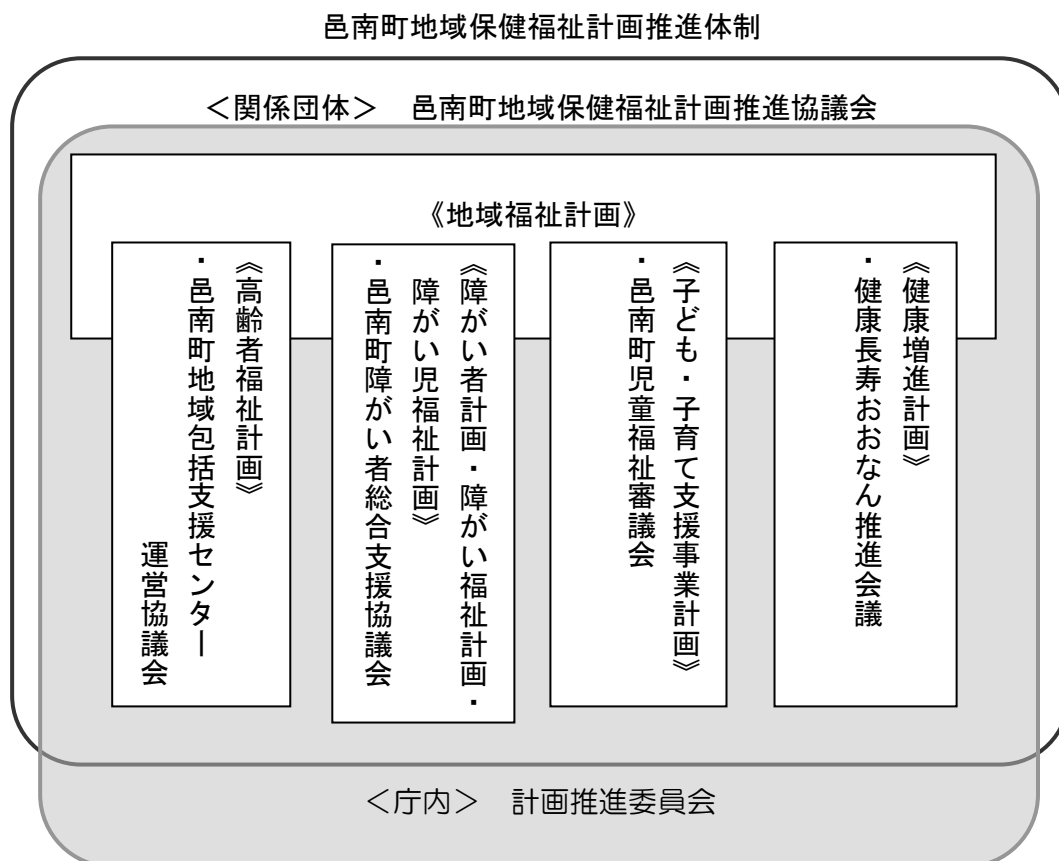
(1) 行政内部の推進体制の確立

本計画は、福祉、保健、医療、労働、男女共同参画、情報、まちづくりなどの幅広い領域を含んだ計画です。このため、計画の推進にあたっては、庁内関係各課により「計画推進委員会」を設置して連携を図り、全庁的な体制で一貫性のある施策の展開を図ります。

(2) 町民と一体となった推進体制の確立

本計画に包含される部門別の計画の推進にあたっては、行政・企業・学校・住民・NPOその他の関係団体が一体となってきめ細やかな取り組みを行うことが必要です。このため、部門別の計画ごとに、関係団体による推進組織を設け、この組織を中心として進捗状況を確認・検討し、計画の推進を図ります。

また、各部門別計画の領域は相互に関連しているため、地域全体の保健福祉を向上させていく上では、部門の枠を越えた総合的な観点を持ちながら施策を展開していくことが必要です。このため、部門別計画の推進組織の代表からなる「邑南町地域保健福祉計画推進協議会」を設け、計画全体の進捗状況を確認・検討し、全体として効果的・効率的な計画の推進を図ります。



(3) 国・県等との連携

本町の住民を取り巻く環境や情勢の変化に適切に対応していくため、国・県と町の間で適切な役割分担を図りながら、密接な情報交換や連携を行い、計画の着実な推進を図ります。

なお、町独自で実施するよりも広域圏単位で実施するほうが効果的、効率的な事業及び専門性の高い事業については、行政間の広域的連携を図りつつ、サービス等の提供体制の整備を図ります。

(4) フォローアップと見直し

計画を着実に推進するため、「計画推進委員会」により、計画に基づく各施策・事業の実施状況や数値目標について年度ごとに整理し、点検・評価を行います。

これとともに、各部門別計画の推進組織や「邑南町地域保健福祉計画推進協議会」において、計画の進捗状況について確認・検討し、見直しに反映します。

(5) 計画内容や進捗状況の周知

町広報紙や町ホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く住民に周知するとともに意見を募ります。

(6) 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、住民ニーズの多様化、人口の変動、経済状況の変化など、社会環境の変化が予想されるとともに、国の社会保障制度や医療保険制度についても変更されることが予測されます。

策定された計画は十分尊重されるものですが、これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、各計画の変更は必要に応じた見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。